

# 東京都緑化白書 PART34

## 特集 まちなかの特色ある緑化 (民有地の緑化)



# 東京都緑化白書



## 発刊にあたって

平成 27 年度は、造園界も少なからず注目するオリンピック・パラリンピックにまつわる話題、例えばエンブレム問題や新国立競技場の建て替え問題が大きく採り上げられました。あと 5 年となった今、各界のこれから 1 年 1 年の様々な取り組みによって、日本らしさを発揮しつつ大イベントへの着実な準備が進むことを願うものです。

こうした世相にあっても、少子高齢化や都市インフラの老朽化、財政・人材の不足問題等、私たちの生活や都市を取り巻く状況は、予断を許しません。公園緑地・緑の分野に関しても、例外ではありません。国はこれらに対応すべく、今後は既存ストックの効果的活用、民間との柔軟な連携、まちの個性を引き出すための多機能な緑の力の活用を挙げ、新たな全国戦略の柱にしようとしております。

都区市町では公園・緑が「都市に当然あるもの」、「無くしてはいけないもの」として定着してきておりますが、モバイル情報の普及、価値観の多様化、住民世代構成の変質など、公園の整備管理についても受ける影響は少なくありません。財政が逼迫する中、いかに賢い公園づくり、メリハリある運営を行っていくか、自治体の悩みは尽きないと思います。

一方、これらの仕事を担う自治体の人材はアウトソーシングが進んだ結果、専門職の存在が忘れられ、知識や技術が地盤沈下していると言われます。都内各自治体がこうした課題を共有し、連携して少しでも技術や知見を高め合うような活動が望まれますが、議論のベースとなる基礎情報については、この白書が少なからずお役に立てるのではないかと考えています。

「東京都緑化白書」は今回で 34 号を迎えます。その時代時代の緑化動向をデータや特集記事により積み重ねてまいりました。これらは単に過去の記録や話題としてだけではなく、自治体職員の皆様の、業務上の参考資料として活かされ、技術や知見向上のための座右の書となることを願うものです。今後も公園・緑に携わるあらゆる担い手の皆様のニーズに的確に呼応し、内容の充実、信頼性の確立に向けて努力したいと考えておりますので、各種ご意見、ご指導を賜れば幸甚でございます。

最後になりましたが、本白書の刊行には公益財団法人 東京都公園協会の「東京都都市緑化基金」から助成金をいただいております。また、データの収集には業務多忙な中、都をはじめ区市町の担当の皆様の大変なご協力をいただきました。毎年のごことでもあり、この場をお借りしまして、関係の皆様へ深く感謝と御礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

一般社団法人 東京都造園緑化業協会  
会長 貫洞 哲夫

## 目 次

発刊にあたって	3
東京の緑化動向	
I 施策の動向	6
II 都区市町村の緑化動向	
1. 調査の方法と対象	10
2. 調査の結果	12
A1. 緑の基本計画について	12
A2. 緑被率について	14
A3. 緑の保全について	15
A4. 緑の普及啓発について	20
A5. 重点施策について	22
B1. 公園等の整備・維持管理について	25
B2. 道路の街路樹等の整備・維持管理について	31
B3. 公共施設緑化について	32
B4. 一般会計に占める公園緑化決算の割合について	34
特集 まちなかの特色ある緑化（私有地の緑化）	
I 特集にあたって	46
II 論題「生活基盤を整える私有地緑化の再定義」	50
III 私有地緑化に関するアンケート調査	
1. アンケート調査の目的	62
2. アンケート調査の対象と内容	63
3. アンケート調査 項目別の結果と考察	64
(1) 私有地緑化の例	64
(2) 特色ある緑化（花）	64
(3) オープンガーデン	65
(4) 私有地緑化への市民緑地制度の活用	66
(5) 私有地開発での緑化義務	72
(6) 私有地緑化の今後	75
4. 全体のまとめと考察	86
IV 現場を歩く	92
1. あきる野市のオープンガーデンを歩く	93
2. 大田区の18色の緑づくりを歩く	100
3. 浅草 みちびき花の辻商店街を歩く	108
会員名簿	116
あとがき	119

# 東京の緑化動向

## I 施策の動向

## 東京の緑化動向

東京都では平成 26 年 12 月に、来る 2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、あるべき準備像や都市像をとりまとめた「東京都長期ビジョン」が発表され、平成 27 年度はこれに盛り込まれた考え方や政策に基づき、事業の予算が示された最初の年でもある。

ここに至るまで、都各局では緑の施策について独自の模索を行ってきたが、本号では、認知度はまだ低いものの自然環境や生態系の維持に不可欠とされる「生物多様性の保全」について特にとり上げ、普及啓発を支援する。また、区市町レベルでは、協力をいただいたアンケート回答などから前号との比較を基本に緑化動向を探ることとする。

### <生物多様性の保全>

生物多様性という言葉は、それ自身がなじみにくく、まだ普及しているとは言い難い。実際、都民の認知度調査（2014 年都調査）では、36.9%が言葉すら聞いたことがないという。

しかし、現実世界各地で異常気象やこれに伴う災害が増加傾向にあり、加えて乱開発を引き金に知らず知らず希少な生物が絶滅している。既に昔のような自然の仕組みの中での生物バランスはなく、大きく狂い始めていると言えよう。

平成 5 年（1993）にはこうした危機に先手を打とうと「生物多様性に関する条約」が発効された。今では参加国は 193 か国以上に及んでいる。この条約を起草した背景には、「人類は、地球生態系の一員として他の生物と共存しており、また、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用している。近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。」（外務省）とある。

一方、WWF（「世界自然保護基金 World Wide Fund for Nature）は、生物多様性の重要性のポイントを、生態系サービス（自然がもつ資源や災害防止機能など）、健康と医療への恩恵（動植物の持つ医薬物質貢献）に絞って、より身近なもので示している。

このように生物多様性の重要性は、国際的には認知されつつあるが、普及には逆説的に訴えることも大事である。例えば、様々な生物が死に絶え、衰退すれば、自然のバランスが崩れ、人類の衣食住、医療資源に甚大な影響を及ぼす、その解決の鍵を握るのが生物多様性保全、といった具合である。

どんな言い方にしても、様々な生物の存在・安定が自分の生活とどう関わるのか、証明していくのは容易ではない。それは明日の糧や楽しみにすぐ影響が出るわけでもないからだ。

条約締結後、日本の取り組みは平成 20 年（2008）6 月の「生物多様性基本法」の施行である。その目的は「生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現すること」であり、この法によって国は「生物多様性国家戦略」を策定する義務が生まれ、地方は地方版戦略の策定について努力義務が課せられた。

都環境局は、こうした国家戦略に呼応し、平成 24 年 5 月、「緑施策の新展開」と称して生物多様性の保全に向けた新戦略を公表したが、これは東京版生物多様性戦略と言うべきものである。

この施策は、平成 18 年に示された「10 年後の東京」で新たに 1 千ヘクタールの緑を創出する計画（現在も流れは長期ビジョンで継続中）に対し、緑の質の面を向上させるねらいがある。具体的には、開発許可制度の中の緑化指導に生物多様性の考え方を盛り込む、絶滅危惧種の救済・増殖を神代植物公園生物多様性センター（※）で実施する、植栽時における在来種選定ガイドラインを策定する、官民連携の江戸のみどり復活事業を行う、などに示される。

このうち、平成 26 年 5 月に公表された「植栽時における在来種選定ガイドライン」を新しい話題

として紹介する。

本ガイドラインは、緑化時における在来種の選択使用を促すための樹種選定の目安にするものであるが、策定の理由について以下のように説明している。

「東京都はこれまで海の森や都市公園の整備等（中略）・・・総合的な都市緑化を積極的に進めてきました。また、民間施設でも開発に付随した緑化が行われています。

しかし、市街地においては、見た目の美しさ、管理のしやすさ、病虫害への強さなどが求められてきたことから、国内外の外来種が緑化に多く利用されてきました。その結果、国内では、これらの種のうち繁殖力の旺盛な一部の外来種により、既存の在来種の生育が脅かされる事例や費用や管理効率を重視しすぎることで、単一樹種の植栽や高木のみや低木のみでの植栽になるなど、植栽が単調になる事例も散見されます。

このような中で、東京都内ではその土地の在来種を活用した緑化を行うことで、周囲に生息する在来の鳥類や昆虫類を呼び戻す先駆的な取組もみられるようになってきています。例えば、サンショウの木を植えるとアゲハチョウの仲間の幼虫の採食場所が確保でき、ヤブツバキを植えると、そこで吸蜜するメジロを呼び戻すことができるように、在来種の植栽は在来の動物の生息場所の供給に重要な機能を果たします。周辺地域の自然との連続性に配慮し、在来種による緑化を進めることは、多様な動物の棲息空間のネットワーク化に貢献し、まとまった緑地の少ない市街地の生物多様性保全・向上に有効であると考えられます。

また、限られた事業地で歴史や文化、既存樹木の活用、安全・安心等も考慮しなければならない場合、在来種のみで植栽は難しい場面がありますが、今後、市街地の緑の「質」を高めるには、人により利用の視点とともに、生きものが利用しやすい自然の植生を参考となるように、植栽地の環境に適した在来種の構成をもとに植栽する在来種を選び出すことを1つの手法として示しました。」

詳しい内容は以下のアドレス参照。

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/green/ns\\_guidelines/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/green/ns_guidelines/index.html)

こうした生物多様性に配慮した緑空間を実現するには、一般都民に対し生物多様性というものの普及啓発を前進させるとともに、実際に使用する各分野での積極的な取組が求められる。また、植栽（緑化）という行為について、一体誰が内容を決めるのか、は成否を大きく左右する。この点を考えると生物多様性に配慮した緑化樹の選定は、一般に契約で縛られる施工業界よりも、公共事業では造園緑化を担当する設計者等の考え方や倫理感にかかっていると見えよう。また、民間開発で開発許可が必要なケースにおいて、行政がガイドラインとして示した上で、理解と方策を浸透させることが大切である。

※神代植物公園生物多様性センター

◆目的：東京の植物多様性保全の中心的役割を果たすことをねらいとしている。  
植物多様性とその保全の大切さや東京の絶滅危惧植物について学び、行動する拠点となる。  
具体的には、

1. 教育・普及：植物の魅力や植物多様性保全の重要性を発信
2. 情報収集・発信：他の植物園や大学等、地元保護団体等とのネットワークを構築
3. 保護・増殖：都内の絶滅危惧植物を守り、育てる

◆場所：神代植物公園内（調布市深大寺北町1-4）

◆面積：約2.6ha

◆オープン：平成24年4月28日（土）

◆施設

<情報館>	建築面積	650.05㎡	展示室、ライブラリー、セミナールーム、事務室 など
<学習園>	約	15,800㎡	伊豆諸島、武蔵野、奥多摩の植物種とその生育環境を展示
<温室>	建築面積	197.0㎡	絶滅危惧植物等の保護増殖のための栽培温室（一般人は入室できない）

## <アンケート等からみた緑化動向のまとめ>

### ① 緑計画、緑の保全の動向

- 区市町村の緑施策の方針となる通称「緑の基本計画」の策定・改定状況は、23区、26市、2町（51団体）で策定（または改定）済みであるが、平成27年度以降、改定を見込む団体は33団体で、昨年よりも5団体上回った。実施予定ピークも平成30年度から平成32年度と若干早くなっている。策定の前倒しは、施策の活性化につながり、明るい兆しと言えるが、一方で改定時期が未定である団体がまだ34%も残っているため今後の盛り上がりには期待したい。
- 区市町村の緑被率は、測定年度がバラバラで一様な比較はできない。都全体の動向は、概念の違うみどり率として平成25年時点で都環境局が調査し、都全域で50.5%、区部では19.8%、多摩部では67.1%であった。広域、狭域かつ同時点、同概念でモニタリングが行えない実態は、今後の緑政や環境問題を理解してもらう際の大きな障害となっている。
- 都区市町を合わせた保全系緑地の総計は、14,273,838㎡で前年に比べて907,651㎡増加した。特に多摩部での増加が大きい。
- 保護・保存樹木の指定本数は、特別区が22区15,539本、市町が25市町16,835本、合計32,374本で、前年より42本増加した。
- 緑の普及啓発のために何らかのイベントを行っている団体は、都1、特別区23、市町19で、アンケート対象団体58団体の74%にあたる。昨年より特別区2、市町1の3団体が増え、特に特別区はすべての区で行われた。
- 緑化重点施策は、公園緑地整備、普及啓発・市民参加、緑地保全が三大事項であり、前回調査と変わらない。

### ② 公園等の整備・維持管理について

- 都市公園等の整備にかかる平成25年度決算は、回答のあった都区市町全体で243億9144万円であり、内訳は都3局が84億4,305万円、特別区が131億2,735万円、市町が28億2,103万円、前年に比べ特別区が75億7,781万円減少したのをはじめ、全体で87億9,649万円減少した。
- 平成25年度における都市公園等の維持管理費決算のうち、樹木管理に要した費用の割合は、平均で都が72%、特別区が27%、市町が19%、島しょ0%で、圧倒的に都の取り組みが大きい。
- 平成25年度の都市公園等の用地取得決算は、都が218億3,207万円、中野区が64億1,769万円、葛飾区が57億1,080万円、世田谷区が36億5,704万円、杉並区が32億151万円（（仮称）下高井戸公園）と続く。
- 平成25年4月1日現在の街路樹本数、植栽帯面積は、都が44.6万本、特別区が33.2万本、市町が15.7万本、島しょが0.2万本、総計93万7,980本。面積は312万2,063㎡であった。前年よりも約12万本、9ha増えている。
- 平成25年度における街路樹維持管理経費は、都が41億3,480万円、特別区が28億4,666万円、市町が14億4,114万円、島しょ1億314万円、総計85億2,574万円である。前年よりも2億1,758万円増えた。
- 平成25年度における公共施設緑化費決算は、特別区14億2,892万円、市町8億3,513万円、総計22億6,405万円であった。前年よりも特別区が13億8,277万円減で、全体で19億835万円減少した。

平成27年度予算では、都が東京版生物多様性戦略の一環として「江戸のみどり復活事業」をスタートさせた。（文責 大塚）

## II 東京都区市町の緑化の動向



しよを除く)、鳥しよ(2支庁、2町)の58箇所とした。これは都の緑政に加え、緑の基本計画の策定主体である自治体の現状を考慮したためである。回答は1市1町(1市は未回答、1町は回答不能が理由)を除き回答を得た。

表2 アンケート調査「シートB」

「シートB」(東京都3局、鳥しよ4支庁については、取り扱わない事業の設問を除く)

1 公園等の整備・維持管理について

1 ① 都市公園等の維持管理に関わる費用の平成25年度決算と平成27年度の予算(単位:千円、ともに千円未満切り捨て)を伺います。

注) ① ここに言う都市公園等とは、国営公園、都立都市公園、区市町村立都市公園、児童遊園、区市町村の条例公園、海上公園、都自然公園条例に基づく自然ふれあい公園、国民公園、公団・公社の設置する公園、借地公園を指します。

② 都市公園等の管理面積は、東京都建設局公園緑地部公園課が毎年調査し、公表している「公園調書」の巻末表と原則整合するものです。

1 ② 1 ①の平成25年度決算費用のうち、樹木管理に要した費用(単位:千円)を伺います。

注) ここに言う樹木管理とは、樹木の剪定や伐木、病虫害、支柱補強など、主に樹木の保護管理を名目として施行した管理行為を言います。

1 ③ 都市公園等の整備に関わる費用の平成25年度決算と平成27年度の予算を伺います。  
(単位:千円、ともに千円未満切り捨て)

1 ④ 都市公園等の用地に関わる平成25年度の取得面積(実面積:m<sup>2</sup>)と決算費用ならびに平成27年度の用地取得予算(単位:千円、ともに千円未満切り捨て)を伺います。

注) 用地取得費のうち、土地公社買いがある場合は一般会計での買い戻し確定時点で加えて下さい。基金による取得は、外書き( )で記載願います。

1 ⑤ 貴団体の平成25年度の公園等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事がありましたか。(選択)

① 特にない ② あった(その場合の内容記述:ア 整備費の変化の場合 イ 維持管理費の変化の場合)

2 道路の街路樹等の整備・維持管理について

2 ① 貴団体所管の道路における平成25年4月1日現在の街路樹本数と植栽帯面積を伺います。

注) ① ここに言う道路とは、道路法に言う道路、港湾法に言う港湾道路を指します。

② 植栽帯は主に低木植え込みを中心とした構成を指します。

ア 街路樹本数(本) イ 植栽帯面積(m<sup>2</sup>)

2 ② 新たな街路樹等の植栽に関わる費用(街築費用は含みません)の平成25年度決算と平成27年度の予算(単位:千円、ともに千円未満切り捨て)

注) 新たな街路樹とは、新設の道路に植えたものを指します。

2 ③ 2 ①の維持管理に関わる平成25年度の決算と平成27年度の予算(単位千円、ともに千円未満切り捨て)

街路樹と植栽帯別に費用が算出できない場合は、合算費用を合計欄に記入

ア H25 街路樹維持費決算(千円) イ H25 植栽帯維持費決算(千円) ア、イの合計(千円)

ウ H27 街路樹維持費予算(千円) エ H27 植栽帯維持費予算(千円) ウ、エの合計(千円)

2 ④ 貴団体の平成25年度の街路樹等の整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事がありましたか。(選択)

① 特にない ② あった(その場合の内容記述)

3 公共施設緑化について

公共施設緑化(屋上緑化、みどりのカーテン、校庭芝生化も含む)に関わる平成25年度の決算と平成27年度の予算(単位:千円、ともに千円未満切り捨て)を伺います。事業内訳がわかる場合は記載して下さい。

4 一般会計に占める公園緑化事業の決算の割合について

貴団体(貴局、貴支庁)の一般会計に占める公園緑化関係決算の割合(小数第1位まで、小数第2位を四捨五入)を伺います。

注) ここに言う公園緑化関係とは、公園の用地、調査、整備、維持管理、保全、管理運営関係費で人件費は除きます。

## 2. 調査の結果

### A 1. 緑の基本計画について

#### まとめ

東京の区市町村は、23区、26市、5町、8村あるが、このうち緑の基本計画は23区、26市、2町（51団体）で策定（または改定）済みで、都市緑地法の改正のあった平成16年度以降の10年間に全体の80.4%が策定した。今後、改定を見込む団体は33団体で、昨年よりも5団体上回り、実施予定ピークも平成30年度から平成32年度と若干早くなっている。一方、改定が未定である団体は改定を見込む団体が増えた分が減って34%となったが、まだ割合としては多いと言える。

#### 設問1-① 「緑の基本計画」の最新の策定（改定）年月

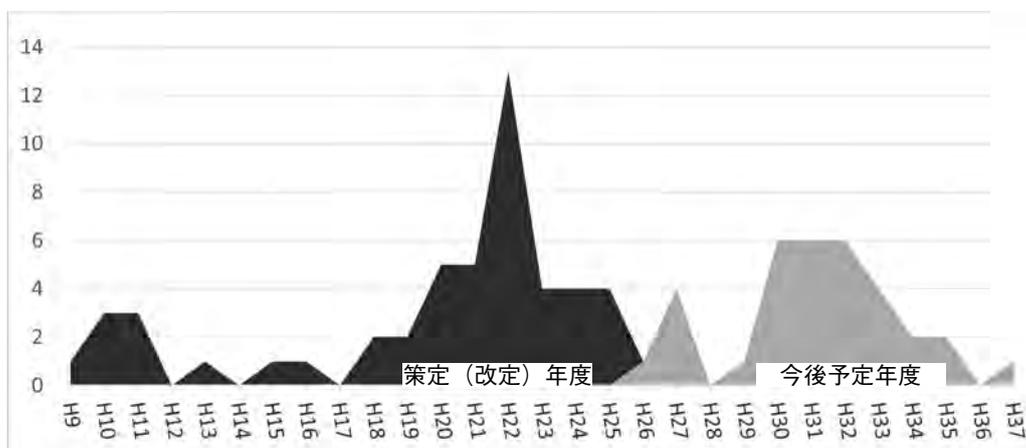
緑の基本計画は、正式には「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」といい、旧都市緑地保全法の改正過程（平成6年）で制度化された。平成16年、都市緑地法に名が改められた折に、この計画項目が追加整理され、ほぼ現在の制度内容を持つに至った。策定の主体は区市町村であるが、都市計画区域を対象としているので、すべて策定団体となるわけではない。

東京では、策定対象となる自治体は23区、26市、5町、8村ある。今回の調査では、このうち、23区、25市、2町の50団体から回答を得た。このうち1市1町は回答がないか回答不能であったが、1市は既に策定していることがわかっているため、結果、島しょと1町1村を除く区市町（51団体）はすべて緑の基本計画を策定している。策定のピークは平成22年度である。

#### 設問1-② 今後予定されている改定年度

35団体より回答を得た。改定年度を明記したのは33団体で、そのピークは平成30年から平成32年である。策定（改定）年次のピークが平成22年度であることを考慮すると、概ね10年で改定する傾向は以前と変わらない。

一方、改定が未定である2団体を含め、17団体（策定団体全体の34%）が改定年度を定めていない。



グラフ1 緑の基本計画の策定（改定）年度と今後予定されている改定年度

表3 緑の基本計画について(策定(改定):● 改定予定:★)

団体	策定(改定)年月	改定予定年度	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
千代田区	平成10年3月		●																												
中央区	平成21年3月	平成30年度									●													★							
港区	平成23年3月	平成32年度									●														★						
新宿区	平成21年2月	平成30年度									●													★							
文京区	平成11年3月	平成31年度		●																					★						
台東区	平成24年3月																●														
墨田区	平成23年2月	平成37年度											●																		
江東区	平成19年7月	未定									●																				
品川区	平成24年6月											●																			
目黒区	平成18年10月	平成27年度										●																			
大田区	平成23年3月											●																			
世田谷区	平成20年3月	平成29年度											●																		
渋谷区	平成16年3月	平成27年度							●																						
中野区	平成21年8月	平成30年度										●													★						
杉並区	平成22年5月											●																			
豊島区	平成23年3月	平成27年度										●																			
北区	平成22年3月											●																			
荒川区	平成21年3月											●																			
板橋区	平成23年3月	平成33年度										●														★					
練馬区	平成21年1月	平成30年度										●													★						
足立区	平成19年3月	平成33年度										●													★						
葛飾区	平成11年6月											●																			
江戸川区	平成25年4月												●																		
八王子市	平成22年3月	平成31年度										●														★					
立川市	平成11年3月	平成32年度		●																					★						
武蔵野市	平成20年4月	平成31年度										●													★						
三鷹市	平成24年3月	平成27年度											●																		
青梅市	平成26年5月																														
府中市	平成21年8月	平成31年度										●																			
昭島市	平成23年3月	平成34年度										●																			
調布市	平成23年3月	平成32年度										●														★					
町田市	平成23年6月	平成33年度											●													★					
小金井市	平成23年3月	平成32年度										●														★					
小平市	平成22年3月	平成31年度										●														★					
日野市	平成13年6月	平成26年度											●																		
東村山市	平成23年3月	平成32年度																								★					
国分寺市	平成23年3月											●																			
国立市																															
福生市	平成26年3月																														
狛江市	平成25年3月	平成31年度																							★						
東大和市	平成11年10月	平成30年度																							★						
清瀬市	平成23年3月	平成32年度																													
東久留米市	平成25年4月	平成35年度																													
武蔵村山市	平成25年3月	平成34年度																													
多摩市	平成24年9月																														
稲城市	平成24年3月	平成33年度																													
羽村市	平成26年3月	平成30年度																								★					
あきる野市	平成12年3月	未定																													
西東京市	平成16年7月	平成35年度																													
瑞穂町	平成11年3月											●																			
日の出町	平成22年8月	未定											●																		
大島町	未回答	未回答																													
八丈町	未回答	未回答																													

# 東京の緑化動向

## A 2. 緑被率について

### まとめ

緑被率は、各自治体が時点を合わせて調査を行っていないので、ある時点での東京全体の実態は不明である。

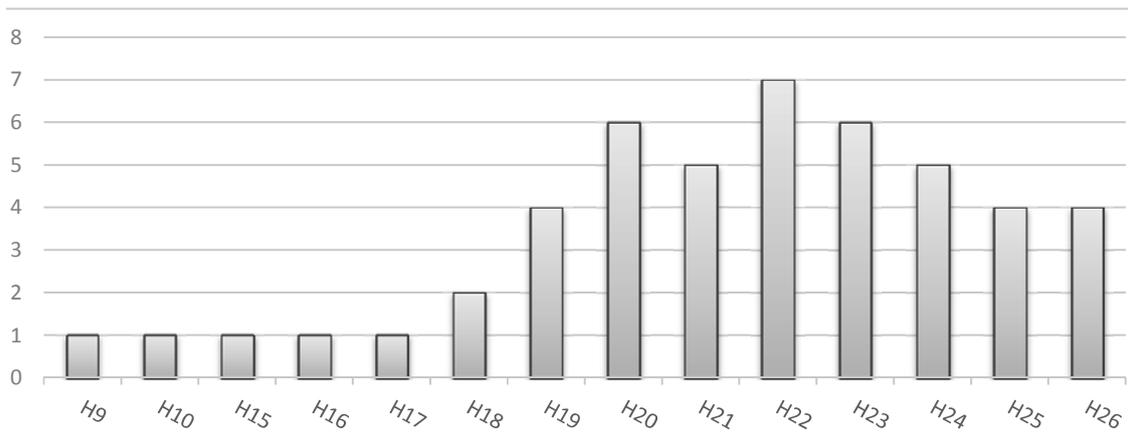
参考：平成 25 年の都のみどり率の実態調査では、都全域では 50.5%、区部では 19.8%、多摩部では 67.1%であった。

※緑被率とは、樹林地、草地、農地、屋上緑化など実際の緑で覆われた土地の面積割合。

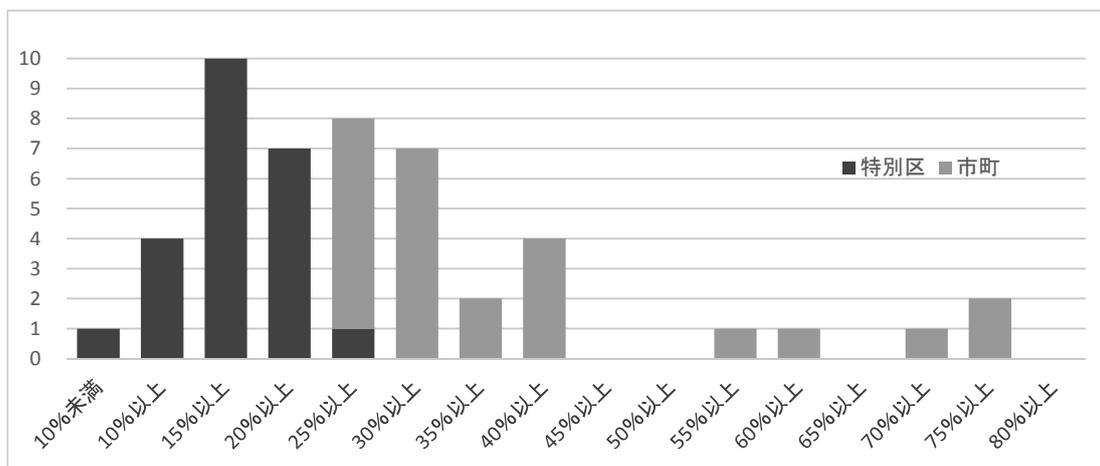
みどり率は、これに裸地（運動場など）や水面を加えた面積割合で、実際の緑でない公園部分についても含める。都では緑の現状を表すのに緑被率よりも概念の広い「みどり率」を採用している。

### 設問 2 緑被率について

「緑被率」の調査時期は、グラフ 1 とグラフ 2 を比較してみても、緑の基本計画の策定との連動性が高い。これは計画策定には実態調査が欠かせないからで、今後も改定の動きに合わせて緑被率の



グラフ 2 緑被率の調査年度



グラフ 3 緑被率の分布

調査が行われると推測される。回答から得られたデータは、測定年次がそれぞれ異なるので、同列に比較するのは困難である。

こうした年次によるバラツキを取り払って単純に集計すると、グラフ3のようになる。あくまでも参考である。

※今回の調査における「みどり率」での回答は、青梅市の79.8%と世田谷区の24.6%である。(世田谷区はの緑被率は22.9%である。(グラフ3は青梅市のみどり率79.8%を含む)

### A 3. 緑の保全について

#### 設問3① 緑の保護、保全を行っている緑地面積

##### まとめ

都区市町を合わせた保全系緑地の総合計は、14,273,830㎡で、前年に比べ907,651㎡増となった。都市緑地法による特別緑地保全地区、条例による保全を目的とした緑地、条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地が増えており、地域事情による集積が大きい。一方、都の条例による保全緑地や都市緑地法による市民緑地制度は厳しい結果になっている。

本質問は、制度的に守られている樹林地等の緑の実態を把握するものである。その主なものとして、環境局条例の「保全緑地」、都市緑地法「特別緑地保全地区」、都市緑地法「市民緑地」、自治体の「条例による保全を目的とした緑地」、自治体の「条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地（以降 保全系緑地と呼ぶ）について調べた。

このような緑地は、今日では緑量だけでなく、歴史文化的な意味、風致向上、気象緩和に資する価値、生物多様性に貢献するものとして、存在自体が重要となっている。

保全系緑地制度を施行しているのは、東京都環境局、特別区22団体、市町25団体の合計47団体（以降保全施行団体と呼ぶ）である。

まず、保全施行団体ごとの保全系緑地の変化をみる。

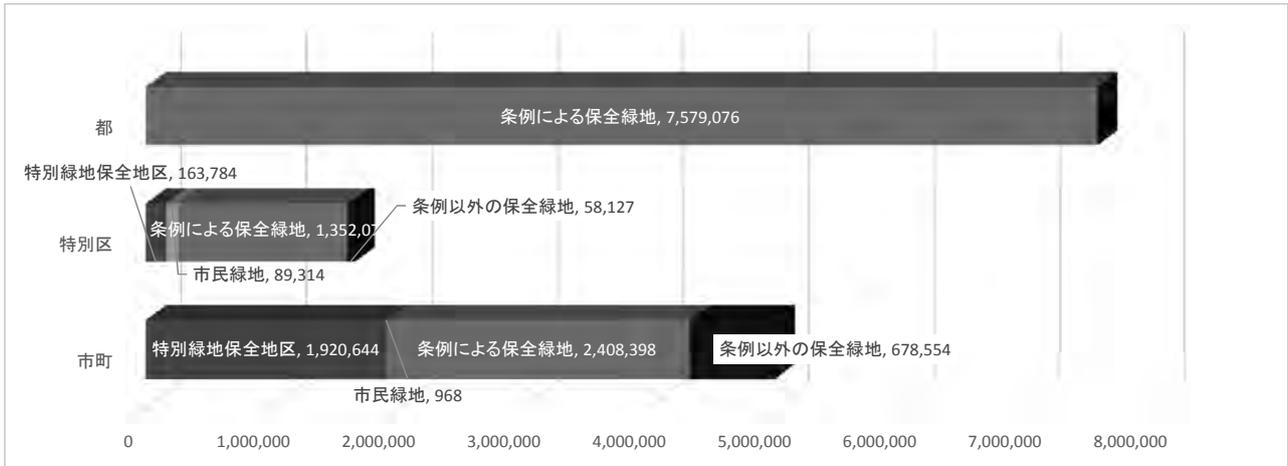
東京都環境局では、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて主に多摩地区を中心に7,579,076㎡を「保全緑地」に指定している。この規模は狛江市の面積よりも大きくなり、公有地化することが多く、都内の緑の保全に果たす役割は極めて大きい。前年に比べ338㎡減少した。

特別区では、都市緑地法「特別緑地保全地区」の指定が8区163,784㎡、都市緑地法「市民緑地」の指定が6区89,314㎡、条例による保全を目的とした緑地が10区1,352,078㎡、条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地が4区58,127㎡の指定合計は1,663,302㎡で、前年と比べ884,816㎡増となった。

市町では、都市緑地法「特別緑地保全地区」の指定が14市町1,920,644㎡、都市緑地法「市民緑地」の指定が1市968㎡、条例による保全を目的とした緑地が20市町2,408,398㎡、条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地が13市町678,553㎡の指定合計5,031,451㎡で、前年度に比べ23,174㎡増となった。

都区市町を合わせた保全系緑地の総合計は、13,533,086㎡（環境局条例の「保全緑地」7,579,076

# 東京の緑化動向

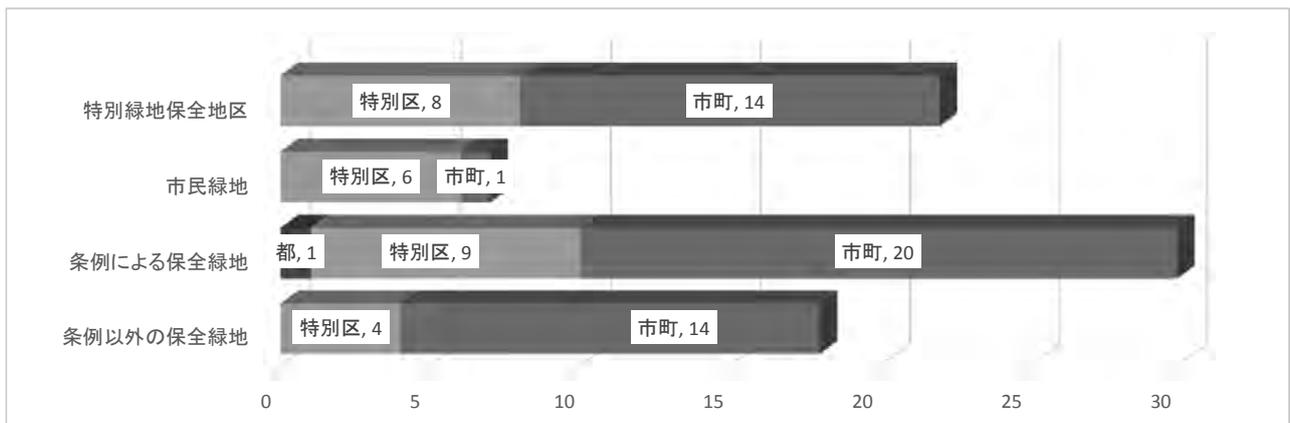


グラフ4 保全施行団体別の保全系緑地別面積

㎡、都市緑地保全法「特別緑地保全地区」合計22団体2,084,428㎡、都市緑地法「市民緑地」7団体90,282㎡、区市町の「条例による保全を目的とした緑地」30団体3,760,477㎡、自治体の「条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地」17団体736,681㎡（昭島市の保全系緑地内訳不明分22,895含まず）であり、保全系緑地の総計は墨田区や豊島区の面積とほぼ同規模を示す。しかし、都全体面積での割合からするとわずか0.06%にしかない。

制度の導入状況を見ると、「特別緑地保全地区」は、将来の土地の買取請求に対する自治体の負担が大きく、都区市町あわせて22団体とまだ全体の半分にも達しないが、前年に比べ1団体増え（特別区1）、58,222㎡に増加した。平成22年に策定された都区市町合同の「緑確保の総合的な方針」の影響もあって、区市町とも指定箇所は徐々に増えている。

市民緑地制度は、一定面積の要件で指定・契約すると、固定資産税や都市計画税が非課税となることから、一時保全手法として有力視された。しかし、自治体にとってみれば逆に税の収入減になることや自治体独自の税減免制度と重なることから、「市民緑地」は7団体と低迷、前年に比べ逆に1団体減（市町1）、8,609㎡減少した。

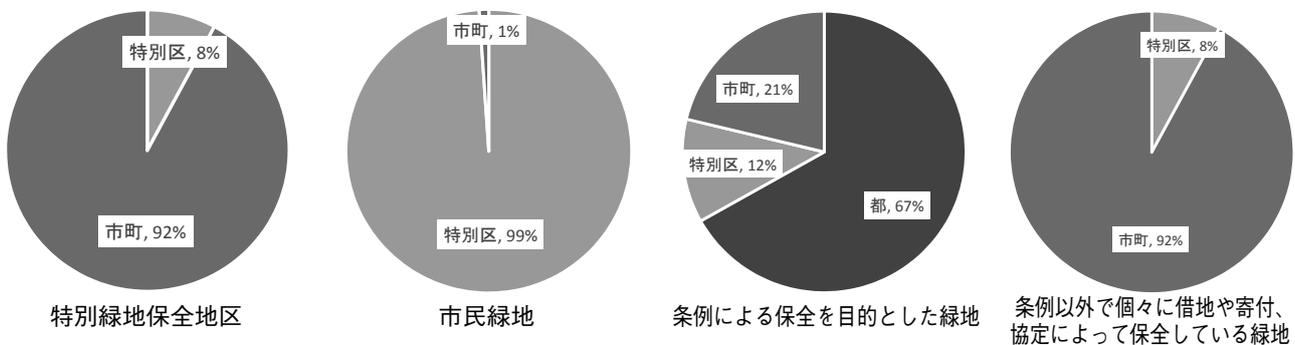


グラフ5 保全系緑地別の施行団体数

一方で、自治体の「条例による保全を目的とした緑地」は、前年に比べ3団体増（特別区3）、802,742㎡増加した。

自治体の「条例以外で個々に借地や寄付、協定によって保全している緑地」は、前年に比べ2団体増（特別区1、市町1）、70,293㎡増加した。

また、区部に比べ、比較的緑の残る市町は、独自条例の施行によるもののほか、個々に借地や寄付、協定によって保全されるケースが多い。保全条例の保有割合をみると、23区が9団体（30%）で市町が20団体（67%）である。また、条例以外も23区が4団体（22%）、市町が14団体（78%）であり、いかに多摩地域固有の事情で保全されているかがわかる。



グラフ6 保全系緑地別、保全施行団体割合

### 設問3③ 保護樹木、保全樹木等の指定樹木本数

#### まとめ

指定樹木本数は、特別区が22区15,539本、市町が25市町16,835本、合計32,374本で、前年に比べ42本増加した。

保護樹木、保全樹木等の指定制度がないか、指定の該当がない団体は都と島しょを除き1区、2市町である。

# 東京の緑化動向

表4 指定樹木の本数と指定基準について

団体	本数	指定基準
千代田区	3	樹径(目通り)1.5m以上、樹高15m以上、健全で樹容が美観上特に優れている
中央区	0	
港区	637	地上1.2mの高さで幹の周囲が1.0m以上のもの。株立した樹木で高さが3m以上のもの
新宿区	1,082	地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上の樹木(幹が複数に分かれている場合は、幹周りの総和の7割をその幹周りとする)
文京区	701	地上1.5mの高さにおける幹の直径が50cm以上のもので、その本来の樹形を備えていること
台東区	289	ア 地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上で、健全なもの イ つる性樹木のうち枝葉の面積が20㎡以上で、健全なもの
墨田区	138	樹木・・・地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であり、生育状況が健全であること。 生垣・・・高さ1m以上、総延長30m以上で道路に面しており、生育状況が健全であること。
江東区	162	特に自然環境の保護並びに美観及び風致を維持するため必要があると認められ、高さが12m以上又は地表から1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上であること
品川区	305	樹木 地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上の立木
目黒区	522	樹木については、次のいずれかに該当すること。 (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲(幹が枝分かれしている場合又は株立ちしている場合は、それぞれの幹の周囲の合計の10分の7の長さ)が0.8m以上であること。 (2) 高さが15m以上であること。 (3) 木本つる性植物で、枝葉の面積が30㎡以上であること。
大田区	1,032	共通 1. 健全で適切な維持管理が行われており、自然樹形を有するか、一般的な樹木としての樹形が保たれていること。 2. 倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがないこと。 3. 植栽によるものは、当該植栽から5年以上経過していること。壁面緑化・生垣造成時に区の助成を受けたものは、要綱に定められているとおり、工事終了後5年間の状況報告が毎年されていたこと。 ①保護樹木：地上1.5mの高さの幹の周囲が1.25m以上 ②特別保護樹木：景観形成上重要な樹木、歴史的由緒のある樹木、希少価値のある樹木
世田谷区	1,802	地上1.5mの高さで幹回り1.2m以上の樹木で樹形が良く、樹勢があり、位置等を考えて(例：隣接地に接している樹木は対象外)決定する。保存樹林地指定区域内の樹木は除く
渋谷区	583	・地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上の樹木(H26.4.1現在) ・株立ちした樹木で高さが3m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積が30㎡以上のもの ・並木状に列植された樹木で延長が30m以上、かつ樹高が4m以上のもの
中野区	316	地上1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上
杉並区	1,642	保護樹木：次に掲げる樹木等のいずれかに該当するもの (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上ある樹木 (2) 株立ちした樹木で幹の根元周りが1.5m以上ある樹木 (3) 枝葉の面積が30㎡以上あるつる性の樹木 貴重木：次に掲げる樹木のいずれかに該当し、樹容が優れており、かつ、良好な管理がなされたもの (1) 1.5mの高さにおける幹の直径が0.9m以上ある樹木 (2) 枝葉の面積が50㎡以上あるつる性の樹木 (3) 同一樹種中特に大きい樹木又は区内で良好に生育していることが生態的に珍しい樹木 (4) 地域における象徴的な存在として、良好な景観の形成に寄与している樹木
豊島区	359	地上1.5mの高さで幹周りが125cm以上であること
北区	446	・1.5mの高さにおける幹周りが1.5m以上で高さが15m以上であること。 ・登はん性樹木については、枝張りの面積が30㎡以上あること。 ・歴史的由緒又は希少価値のある樹木で区長の認めるもの。
荒川区	214	保護樹木：地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のもの 保護樹林：樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上のもの
板橋区	1,842	「東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則」別表(第3条関係)保存すべき樹木等指定基準による
練馬区	1,196	地上1.2mにおける幹の周長1.5m以上の樹木
足立区	567	保存樹木：樹木の高さ10m以上、地上1.2mにおける幹周りが1.5m以上 このほか、保存樹林19か所38,381㎡ 保存樹林：樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上
葛飾区	1,354	保存樹木：1m50cmの高さで幹の直径が35cm以上のもの。(幹回り1m10cm以上) 保存樹林：500㎡以上のもの。
江戸川区	344	(1) 高さ1.5mにおける幹径50センチm以上の樹木で、活力評価3以上のもの (2) 樹齢、歴史、いわれ等からみて区長が保護する必要があると認める樹木 (3) 前各号に準ずるものとして、区長が保護する必要があると認める樹木
八王子市	—	
立川市	491	地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上で、高さが10m以上 健全で、かつ樹容が美観上すぐれているもの
武蔵野市	2,172	(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること。 イ 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.3m以上であること。 ロ 樹高が10m以上であること。 ハ 株立ちした樹木で、高さ3m以上であること。 ニ 攀登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること。 ホ 老木・名木・希少木など、市長が特に保護することが必要であると認めた樹木 (2) 樹木の集団については、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれていて、その集団の面積が300㎡以上であること。 (3) 生垣については、次のイ及びロに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること。 イ 幅員4m以上の道路に接した生垣で、延長が5m以上あり、おおむね高さが0.6m以上であること。 ロ 新設して3年以上経過していること。
三鷹市	712	高さがおおむね15m以上の樹木又は1.5mの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5m以上の樹木

# 都区市町村の緑化動向

団体	本数	指定基準
青梅市	0	
府中市	2,127	次のいずれかに該当し、健全で且つ樹容が美観上特にすぐれていること。 ア 地上から1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上あること イ 高さが10m以上であること ウ 株立ちした樹木で、高さが3m以上あるもの エ 希少価値があり、且つ珍重性に富むもの
昭島市	122	地上高1.5mの幹回りが1.5m以上、樹高10m以上
調布市	4,855	下記のいずれかに該当すること ①幹回りが1m以上あり、樹形が優れているもの ②高さが10m以上あり、樹形が優れているもの ③株立ちした樹木で、高さが3m以上あり、樹形が優れているもの ④はん登性の樹木で、枝葉の面積が20㎡以上あるもの
町田市	58	①幹の周囲が1.2m以上 ②高さ15m以上 ③株立ち 高さ3m以上 ④つる性枝葉の面積30㎡以上 ⑤希少価値があり、珍重性に富む ⑥町田市名木百選に選定されている（生きている） ⑦古木で歴史的に由緒あるもの
小金井市	774	地上1.5mの高さにおける幹周が1.5m以上であること。または、高さが10m以上あること。
小平市	1,230	幹の太さが地上から1.5mの位置で、周囲1.5m以上であり、高さが1.5m程度以上
日野市	128	日野市緑の保護育成に関する要綱及び日野市みどりの保護育成に関する補助金要綱による。（樹木の高さ15m以上で、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上又は市長が貴重植物と認める樹木）
東村山市	483	(1) 保存樹木 次のいずれにも該当すること。 ア 地上1mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。 イ 高さが10m以上であること。 ウ 樹木が健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。 エ 管理が適正に行われていること。 (2) 特別保存樹木 前号ア及びイのいずれにも該当せず、かつ、次のいずれかに該当すること。 ア 歴史上、風土上及び景観上の配慮から保存が必要とされている樹木であって、前号ウ及びエのいずれにも該当するものであること。 イ 防風林又は屋敷林として列植されている樹木であって、前号ウ及びエのいずれにも該当するものであること。
国分寺市	342	ア 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること イ 高さが15m以上であること ウ はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上あること
国立市	0	
福生市	177	樹高が10m以上あり、かつ地上高1.5mの幹周が1m以上ある樹木
狛江市	456	(1) 樹木について、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。 ア 1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であること。 イ 高さが10m以上であること。 ウ 株立ちした樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること。 (2) 樹林については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。 ア 当該地域の面積が330㎡以上であること。 イ 生け垣をなす樹木の集団で、その長さが15m以上であること。
東大和市	151	高さ10m以上、幹の直径が50cm、周囲の住環境を損なわない状態であり、美観上すぐれている
清瀬市	54	樹形が優れており、次の各号のいずれかに該当するもの。（清瀬市みどりの環境をつくる条例施行規則 第5条） (1) 地盤面より1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。 (2) 樹高がおおむね15m以上であること。 (3) 古木、名木、稀少木、その他市長が特に保護することが必要と認める樹木。
東久留米市	643	樹木の高さ：10m以上、幹回りの直径：50cm以上
武蔵村山市	111	高さが概ね10m以上で、地上から1.5mの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5m以上であること。周囲の住環境を損なわない状態にあり、かつ、美観上優れていること。
多摩市	112	保存樹木については次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもの ア 1.5mの高さにおける幹の周囲が、1.2m以上であるもの イ 高さが12m以上であるもの ウ 株立ちした樹木で、高さが3m以上であるもの エ はん登性樹木で、枝葉の面積が25㎡以上であるもの
稲城市	228	(1) 樹木については、健全で美観上にもすぐれ、管理が行われているもので、かつ、樹高約10m、幹の直径が地上1mの高さにおいて約0.5m（周囲約1.5m）あるもの又はその他樹木の特性により稲城市自然環境保全審議会が必要であると認める樹木であるもの (2) 樹林については、個々の樹木が健全で美観上にもすぐれ、管理が行われているもの
羽村市	25	保存樹木 次に掲げるいずれかの要件を満たしている樹木とする。 ア 地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が2m以上で、かつ、周囲の生活環境をそこなわない状態で管理されているもの イ 地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上で、樹高が5m以上であり、かつ、市内に数少ない種類で保存価値のあるもの
あきる野市	192	※あきる野市では、保存樹木という。次のいずれかに該当し、健全でかつ樹木の形容が美観上すぐれているもの ア 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であるもの イ 高さが15m以上であるもの ウ 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
西東京市	1,028	○1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの ○高さが15m以上のもの ○株立ちした樹木で、高さが3m以上のもの ○はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上のもの ○その他特異な樹木であって、高さが3m以上あり、保存するに値するもの
瑞穂町	88	屋敷林：1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林集団 樹林：高さが15m以上又は1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上
日の出町	76	日の出町名木一覧より

# 東京の緑化動向

## A 4. 緑の普及啓発について

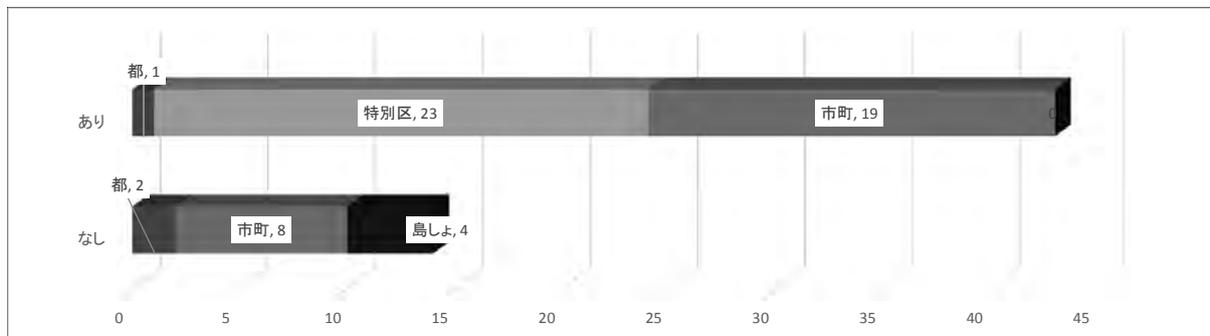
### まとめ

緑の普及啓発のために何らかのイベントを行っている団体は、都 1、特別区 23、市町 19 で、アンケート対象団体 58 団体の 74%にあたる。昨年より特別区 2、市町 1 の 3 団体が増え、特に特別区はすべての区で行われた。

### 設問④1 緑の普及啓発を目的としたイベント

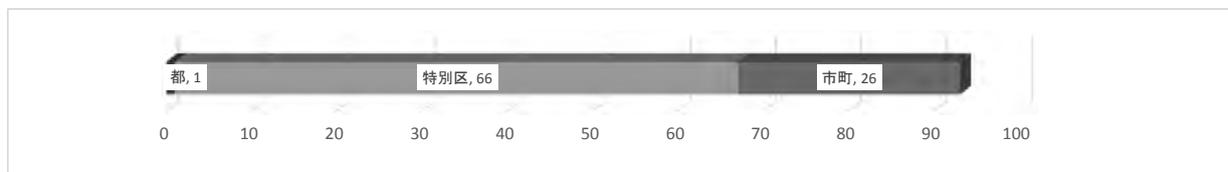
緑の普及啓発イベントは、都 3 局、特別区 23 区、市町 27 市町、島しょ 2 支庁、2 町の 57 団体から回答を得、イベント「あり」43、「なし」14 となった。

「あり」と回答したのは、都 1 局、特別区 23 区、市町 18 市町で、昨年より特別区 2、市町 1 の 3 団体が増えた。特別区はすべての区で実施されている。

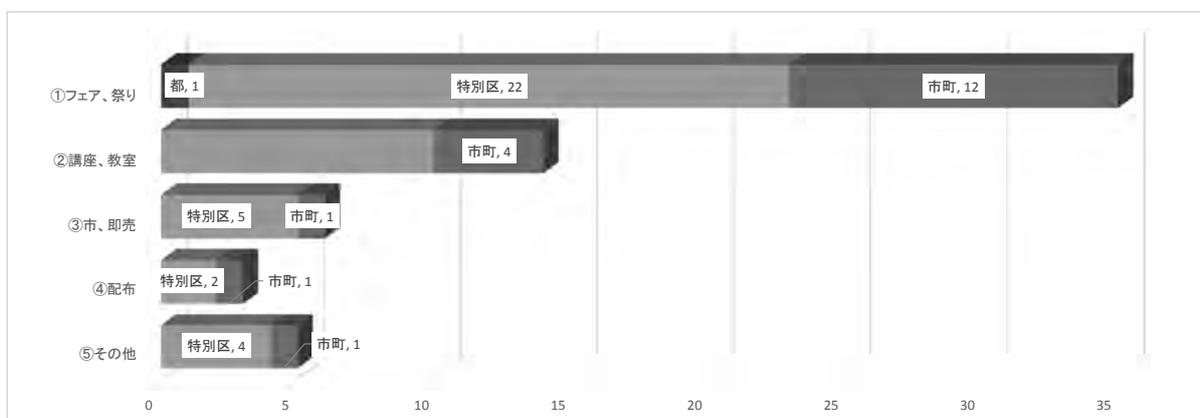


グラフ7 緑の普及啓発のためのイベント実施の有無

年間開催回数は、13 回（毎月の講座と毎年のシンポジウム）1 団体、9 回 1 団体、7 回 1 団体、5 回 1 団体、4 回 2 団体、3 回 2 団体、2 回 12 団体、1 回 22 団体で、団体別にみると、都が 2 回、特別区が 66 回、市町 26 回である。



グラフ8 緑の普及啓発のためのイベントの年間開催回数



グラフ9 緑化啓発イベントの内容

# 都区市町村の緑化動向

表5 緑の普及啓発について（イベント等開催機関におけるイベントの名称と開催時期）

団体	内容
東京都建設局	なし
東京都環境局	なし
東京都港湾局	あり ①平成27年秋の海の森まつり H27.9.19～H27.12.12
千代田区	あり ④ゴーヤとハーブの苗木配布 6月開催
中央区	あり ③花と苗木の即売会：5、10月
港区	あり ③植木市：5月
新宿区	あり ③緑と花の展示会 11月
文京区	あり ②植物講演会7月、⑤巨木スタンプラリー 10月、⑤自然散策会 春（3月）・秋（11月）、②園芸教室12月 開催
台東区	あり ①花と緑のふれあい広場 3月開催
墨田区	あり ①緑と花の学習園さくらまつり 4月開催 ①「みどりの日」イベント 5月開催 ①すみだ環境フェア 6月開催 ①緑と花の学習園菊まつり 11月開催
江東区	あり ①CIGビジョン推進キャンペーン 9、10、3月開催 ②みどりのコミュニティづくり講座 年4回
品川区	あり ②みどりの園芸講座：11月開催
目黒区	あり ②エコ・園芸生活講座：毎月開催 ⑤目黒サクラシンポジウム：毎年
大田区	あり ②緑の講演会：5月（年度で時期異なる） ②緑のカーテン講習会：4、5月 ①環境月間パネル展：6月 ②「18色の緑づくり支援」育成講習会：3-5月、9-10月 ②「18色の緑づくり支援」講演会・パネル展（同時に「おおたの名木選」紹介・募集）：3-5月、9-10月 ①OTAふれあいフェスタ内「18色の緑づくり支援」PR等：11月 ①おおた住まいづくりフェア内「緑や花があふれる暮らしのコーナー（「18色の緑づくり支援」、生垣造成制度等PR、プランター緑化等）：11月
世田谷区	あり ①せたがやガーデンフェア 5月開催
渋谷区	あり ①渋谷くみんの広場：11月開催
中野区	あり ①中野区花と緑の祭典 5・10月開催
杉並区	あり ①みどりのイベント：5月開催
豊島区	あり ④いのちの森苗木・つる植物配布：6月、10月
北区	あり ③区民植木市：4月
荒川区	あり ①尾久の原公園シダレザクラ祭り：4月 ③あらかわバラの市：5月 ⑤親子で体験 秋の荒川自然公園：10月
板橋区	あり ①グリーンフェスタ：4月
練馬区	あり ①秋のフェア 10月
足立区	あり ①しょうぶまつり：6月 ①梅まつり：3月
葛飾区	あり ①かつしか環境・緑化フェア：10月
江戸川区	あり ①緑のフェスティバル：4月 ①えどがわ花と緑のフェア：11月
八王子市	あり ①環境フェスティバル：6月
立川市	あり ①立川グリーンウィーク2015（毎年）緑化まつり：4月
武蔵野市	あり ①環境フェスタ：11月
三鷹市	あり ①ガーデニングフェスタ：9月
青梅市	なし
府中市	なし
昭島市	あり ①環境緑花フェスティバル：4月
調布市	あり ①調布市緑と花の祭典：4月、10月
町田市	あり ⑤町田市花壇コンクール：4、9月
小金井市	あり ②自然保護教室：3月
小平市	あり ①こだいらグリーンフェスティバル：5月
日野市	あり
東村山市	あり ①東村山市緑の祭典：4月、11月（年2回）
国分寺市	なし
国立市	なし
福生市	あり ①ふっさ環境フェスティバル：6月
狛江市	あり ③花と緑の即売会：4月、11月
東大和市	なし
清瀬市	あり ①カタクリまつり、さくらまつり：3月
東久留米市	なし
武蔵村山市	あり ⑤緑の募金：10月
多摩市	あり ②花壇作り講習会：5月、9月
稲城市	なし
羽村市	あり ②羽村×八丈エコ教室 8月開催 ④羽村市産業祭（苗木配布） 11月開催 ②みどりの環境教室 11月開催
あきる野市	あり ①あきる野市環境展：5月
西東京市	なし
瑞穂町	あり ⑤春の花植事業：6月開催 ⑤秋の花植事業：10月開催
日の出町	なし
大島支庁	なし
大島町	なし
八丈支庁	なし
八丈町	なし

# 東京の緑化動向

## A 5. 重点施策について

### 設問5 平成27年度の具体的な重点緑化施策

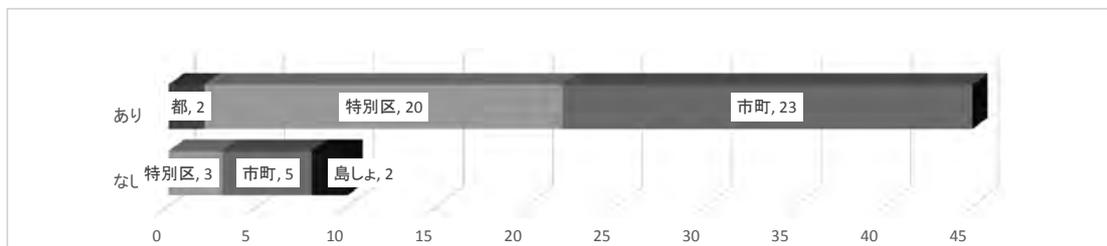
#### まとめ

緑化重点施策は、調査団体の約8割が示し、公園緑地整備、普及啓発・市民参加、緑地、保全が三大大事項であり、前回調査と変わらない。民有地の緑化、生物多様性がこれに続き、防災もキーワードになっている。

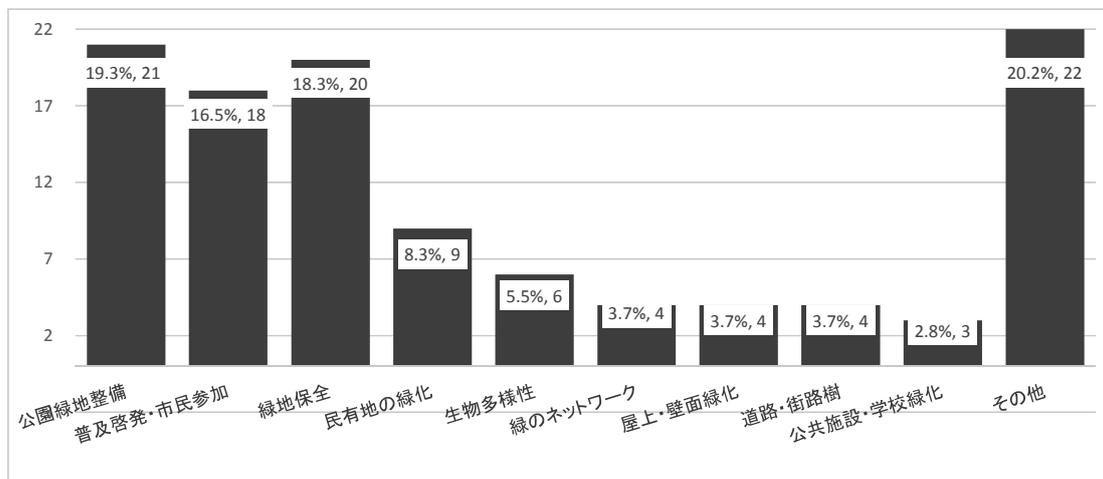
その時代の緑化動向は、その自治体の掲げる緑化重点施策と密接に関係すると考えられることから、前回のアンケートから設問しているものである。最大3事項までの記述回答とし、46団体から回答を得た。

重点施策の回答について、その内容をいくつかの分野に整理すると、「公園緑地整備」に関するものが20件、「普及啓発、市民参加」「緑地保全」に関するものがそれぞれ19件、民有地の緑化9件、生物多様性7件となり、その他では、防災や資源循環、各種計画、生け垣や花壇、プランターによる緑化などがみられた。

重点施策のうち、地域の事情が反映されるものとして、緑化の担い手を養成する講座の開催やボランティアの普及活動、市民参加の仕組みづくりが多くみられる。さらに、雑木林の更新や公園施設の若返りなど、リニューアルに向けた取り組みも散見している。



グラフ 10 重点施策の有無



グラフ 10 重点施策の内容

表7 重点施策の内容

団体	内容
東京都建設局	①都立公園の整備の着実な推進 ②防災上重要な路線における大径木化した街路樹の樹勢回復や更新、街路樹の充実 ③多様な生物が生息・生育できる都立公園づくりの推進
東京都環境局	
東京都港湾局	・海の森公園の整備 ・生物多様性に向けた海上公園の整備・改修
千代田区	・千代田区緑化推進要綱による緑化の推進 ・地区計画(緑化率の最低限度)による緑化の推進
中央区	・まちづくりとともに緑とオープンスペースの拡充 ・水と緑のネットワーク形成 ・緑の質の充実
港区	生物多様性に配慮した緑化
新宿区	みどりの推進モデル地区の指定 屋上緑化等推進モデル地区の指定
文京区	特になし
台東区	具体的な施策はございません
墨田区	・町会や自治会を対象に視覚的効果のある場所へプランターやハンギングバスケット、花壇を設置する「緑と花のまちづくり推進地域制度」では、既設置地域へプランター等を増設するほか、新たな地域へ設置する。 ・緑のカーテン普及啓発のため、区民を対象とした「緑のカーテンコンテスト」実施。
江東区	・CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 ・CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業
品川区	1. 区民のみどりづくりを支援する ①区民による緑化運動の推進 ②みどりの保全と育成の支援 ③みどりとふれあう場所づくり 2. 公共のみどりを増やす ①公共施設の緑化推進 3. 区民とともに公園を育てる ①特色ある機能的な公園の整備 ②多様な公園管理の推進 ③身近で親しみのある公園づくりの推進
目黒区	みどりの基本計画改定 自然環境の保全とみどりの創出(目黒区生物多様性地域戦略に基づく自然環境の保全) 目黒のサクラ保全(高齢化したサクラの保護・植替え)
大田区	・公園緑地の整備 ・18色の緑づくり(地域の方に、特別出張所単位で花を選び、育てていただく取組み。) ・緑の基本計画「グリーンプランおおた」の推進
世田谷区	・民有地のみどりとみずの保全・創出 ・公園緑地の整備 ・緑の普及啓発
渋谷区	
中野区	年度ごとに重点緑化施策は定めていない

団体	内容
杉並区	【みどりの保全】 杉並らしい歴史風土を今に伝える屋敷林をはじめとする、貴重なみどりを区民共有の資産として後世に引く継ぐため、保護指定制度の充実や、市民緑地の設置、緑地保全モデル地区での保全に取り組めます。 また、今では杉並で見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。 【みどりの創出】 みどりのベルトづくり事業について、新たに候補地を定めて「推進地区」として事業展開を図ります。 また、建物の屋上や壁面などの余緑地の緑化、ブロック塀・万年塀の生けがき化など、新たなみどりを創出しみどりのネットワークの形成を進めます。 【(仮称)下高井戸公園の整備】 まちの防災機能を高めるとともに、豊かなみどりが育む憩いと健康増進につながる公園として整備していきます。この中で、公園計画地内の東側エリアでは、東京都が進める水害対策のひとつとして地下式調節池の設置を予定しています。そのため、西側エリアを第1期として先行整備します。
豊島区	公園整備
北区	・緑化推進モデル地区を指定し、緑化を進める。(東田端、昭和町地区)
荒川区	①区民が主体となって行う花壇づくり事業 ②地域の「みどりの伝道師」を養成する園芸講座 ③都電荒川線及びその周辺で実施しているバラの植栽事業とその維持管理の担い手となるボランティアの普及
板橋区	保存樹林・樹木制度による緑の保全 緑化指導による緑化・緑化助成制度による緑化支援 公園の整備・リニューアル 緑の保全方針に基づく、樹林地、農地の保全
練馬区	保存樹林・樹木制度による緑の保全 緑化指導による緑化・緑化助成制度による緑化支援 公園の整備・リニューアル 緑の保全方針に基づく、樹林地、農地の保全
足立区	荒川桜つつみ
葛飾区	緑と花のまちづくり
江戸川区	・緑保全重点地区の指定 ・生物多様性地域戦略策定の検討 ・オリンピック・パラリンピックに向けた水辺利用の活性化
八王子市	公有地化された特別緑地保全地区の保全と活用のため、市民との協働により整備し、地域の活性化に資する。 東京都と民間主体との協働による緑地保全モデル事業への協力することにより、緑地保全事業と自然環境保全に関する普及啓発を図る。
立川市	既存の緑の保全

# 東京の緑化動向

団体	内容
武蔵野市	・緑化・環境市民委員会開催 ・緑のサポート制度創設 ・公園施設長寿命化計画策定
三鷹市	1 緑の市民活動の支援を行う「NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」 2 民有地における緑化の指導、接道部緑化助成、保存樹木の保全 3 公園・緑地の整備・維持管理
青梅市	1、青梅の森特別緑地保全地区を拠点とした人と緑、人と人をつなぐ緑のまちづくり 2、市内で産出される木材等の活用 3、公園緑地等の若返りを図った施設の点検・改修や緑の更新・維持管理
府中市	①府中市地域まちづくり条例に基づき緑化協議を行い、緑地の保全、緑化の推進を図る。 ②水と緑のネットワークの拠点において、地域の核となる公園づくりを、地域住民参加によるワークショップを行い、市民との協働により行っている。 ③インフラ管理ボランティア制度を活用し、市民や事業者との協働により、公園緑地等の管理を行い、市民にとって親しみの持てる空間づくりに取り組んでいる。
昭島市	・崖線の公有地化・保全 ・奥多摩・昭島市民の森における市民向け環境学習講座（森林教室） ・緑化補助制度（生垣造成・屋上緑化・壁面緑化）
調布市	地域の緑を豊かにすることを目的に、市内の空き地などに、花苗等を植え、花を咲かせる2人以上で構成された市民グループに対して、その活動に要する経費の一部を補助する事業「花いっぱい運動」を実施しています。
町田市	・みどりの拠点整備（町田薬師池公園西園、町田薬師池公園北園、三輪緑地等の用地取得・実施設計等） ・芹ヶ谷公園再整備（用地測量・基本計画策定） ・第二次野津田公園整備（用地取得（公社）、拡張区域都市計画決定）
小金井市	みどりを育む仕組みづくり みどりの保全 みどりの創出
小平市	・屋敷林やまとまりのある樹林地を、将来にわたり保全し、次世代へ引き継いでいく。 ・道路沿いのみどりを増やすことを重視して、どこからでもみどりが見えるよう、緑化の推進を図る。 ・地域のみどり豊かなイメージをけん引するため、市民生活と調和した雑木林や公共施設のみどりを中心に、質の高いみどりを育てていく。
日野市	・自然度の高い緑の保全 ・農地の保全と活用 ・協働による緑の保全・創出
東村山市	・宅地内緑化推進 ・壁面緑化推進 ・緑化推進啓発

団体	内容
国分寺市	恋ヶ窪用水路、樹林地周辺地区の都市計画決定 ○公園・緑地等の適切な維持管理・保全 (151箇所の公園・緑地の維持管理)
国立市	
福生市	公園の親水化 市民参加型公園リニューアルの仕組みづくり 公園緑地の計画的・効率的・運用管理方針の策定
狛江市	・生け垣造成補助を見直し、生け垣に加えて道沿いに造成する植栽帯と花壇についても助成対象とすることとした「狛江市緑のまち推進補助金交付制度」の実施 ・緑の保全に関する条例及び施行規則を改正し、開発事業における緑化計画書の提出等の緑化指導を実施
東大和市	東大和狭山緑地（都市計画緑地）の公有地化の推進
清瀬市	・都市計画緑地に連なる緑地の公有地化。 ・特別緑地保全地区の萌芽更新。 ・街路樹の剪定等管理。
東久留米市	・雑木林の更新（高木・老木の伐採及び剪定） ・設問3-①の他に、市有の樹林地 3,282.19㎡の管理を行っている。
武蔵村山市	
多摩市	1. 平成26年11月に都条例により指定した「連光寺・若葉台里山保全地域」内の緑地の一部取得に向け、都市計画の決定手続きを行うこと。
稲城市	
羽村市	①新たなみどりの創出助成制度（生垣設置、庭木植栽、屋上緑化等に対し助成） ②保存樹林地及び保存樹木制度の運用
あきる野市	
西東京市	○民有地のみどりの保全・創出・活用 ○市民参加による維持管理 ○開発指導等による保全・創出
瑞穂町	樹林、樹林地の保全（土地所有者又は管理者との保全協定）
日の出町	特になし
大島支庁	重点緑化施策の計画はありません。
大島町	特に行っていない
八丈支庁	
八丈町	

B 1. 公園等の整備・維持管理について

まとめ

◆都市公園等の整備・維持管理・用地取得にかかる平成 25 年度決算と平成 27 年度予算  
注) 都 2 局、特別区 23 区、市町 27 市町、島しょ 1 支庁、1 町（調査対象のうち、1 市、1 支庁、1 町は未回答、該当なし）の合計

【平成 25 年度決算】

都 3 局 4 1 4 億円  
特別区 5 5 4 億円  
市 町 1 1 6 億円  
島しょ 0. 1 億円

【平成 27 年度予算】

都 3 局 6 1 3 億円  
特別区 5 4 2 億円  
市 町 1 3 3 億円  
島しょ 0. 1 億円

◆都市公園等の維持管理費のうち、樹木管理に要した費用の割合（平成 25 年度決算）  
平均で都が 7 8 %、特別区が 2 7 %、市町が 1 9 %、島しょ 0 %

◆都市公園等の用地取得結果（平成 25 年度決算）

都が 2 1 8 億 3, 2 0 7 万円、中野区が 6 4 億 1, 7 6 9 万円、葛飾区が 5 7 億 1, 0 8 0 万円、世田谷区が 3 6 億 5, 7 0 4 万円、杉並区が 3 2 億 1 5 1 万円（(仮称) 下高井戸公園）が大きい。

◆平成 25 年度決算で前年と比べ大きく変わったこと

整備では、公園再整備事業の着工、用地取得、施設整備、防災拠点・避難場所として緑地整備など。維持管理では、指定管理の増加、公衆便所改修と雇用促進事業の終了など。

設問 1 ① 都市公園等の維持管理にかかる平成 25 年度決算と平成 27 年度の予算

設問 1 ③ 都市公園等の整備にかかる平成 25 年度決算と平成 27 年度の予算

設問 1 ④ 都市公園等の用地にかかる平成 25 年度決算と平成 27 年度の予算

各団体の所管する都市公園等の規模に対する維持管理費、維持管理に占める樹木管理費、新たに公園等を造成する整備費、整備費のうちの用地費の平成 25 年度決算と平成 27 年度予算は表 8 のとおりである（回答があったのは、都 2 局、特別区 23 区、市町 27 市町、島しょ 1 支庁、1 町である）。

平成 25 年度の都市公園等の整備費は、都においては都区合同で策定している「都市計画公園・緑地の整備方針」の改訂（平成 23 年 12 月）を受けて、建設局が都立都市公園の開園を 2024 年度までに 170ha に拡大する積極策が背景にある。手つかずの大規模公園であった都市計画高井戸公園の用地や城北中央、赤塚公園の一部もこの方針に沿って取得してきた。建設局は平成 25 年度では、新規開園に結びつく整備として、主に野山北・六道山公園、小金井公園、六仙公園、井の頭恩賜公園、小山田緑地、大戸緑地等の 13 公園がある。また、島しょ部で唯一の都立公園である大神山公園において、広場の整備が行われた。

港湾局では、新規事業として海の森公園において継続の敷地造成が行われ、都民との協働植樹が行われた。既設公園では晴海ふ頭公園護岸改修、大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場改修、若洲海浜公園の園路、受変電施設改修、コロシアンブリッジの耐震改修など改修が多い。

平成 27 年度予算における建設局の公園整備は、旧岩崎庭園、舎人公園、井の頭恩賜公園、神代植

# 東京の緑化動向

表8 東京の緑化動向調査「シートA」回答概要

( — は未記入)

項目 団体	緑の基本計画		緑被率		保全緑地等について						緑化啓 発イベント の有無	重点施 策の有無	
	最新改定 (策定)年月	改定 予定年度	%	基準年月	面積 (㎡)	①「特別緑地 保全地区」	②「市民緑地」	③条例による 保全緑地	④条例以外の 保全緑地	指定樹木等 本数			
東京都建設局												なし	あり
東京都環境局					7,579,076	—	—	7,579,076	—			なし	あり
東京都港湾局												あり	あり
千代田区	H10.3	—	21.0	H23.3	—	—	—	—	—	3		あり	あり
中央区	H21.3	H30	9.1	H17.3	—	—	—	—	—	0		あり	あり
港区	H23.3	H32	21.8	H24.3	—	—	—	—	—	637		あり	あり
新宿区	H21.2	H30	17.9	H22.7	—	—	—	—	—	1,082		あり	あり
文京区	H11.3	H31	18.1	H25.3	115,205	0	1,109	114,096	0	701		あり	なし
台東区	H24.3	—	12.3	H22.7	65,000	65,000	0	0	0	289		あり	なし
墨田区	H23.2	H37	10.5	H22.3	10,274	0	0	0	10,274	138		あり	あり
江東区	H19.7	未定	19.9	H24.8	25,525	0	0	0	25,525	162		あり	あり
品川区	H24.6	—	15.8	H27.3	0	0	0	0	0	308		あり	あり
目黒区	H18.10	H27	17.1	H16.11	0	0	0	0	0	522		あり	あり
大田区	H23.3	—	20.5	H22.3	119,656	21,000	716	97,940	0	1,032		あり	あり
世田谷区	H20.3	H29	22.9	H24.2	60,336	2,92ha	16,089	13,195	1,852	1,802		あり	あり
渋谷区	H16.3	H27	21.3	H26.2	92,725	0	0	92,725	0	583		あり	なし
中野区	H21.8	H30	16.4	H19.8	0	0	0	0	0	316		あり	あり
杉並区	H22.5	—	22.2	H25.3	32,872	29,000	3,872	0	0	1,642		あり	あり
豊島区	H23.3	H27	12.9	H21.1	59,549	0	0	59,549	0	359		あり	あり
北区	H22.3	—	19.1	H26.3	13,703	0	0	13,703	0	446		あり	あり
荒川区	H21.3	—	12.3	H19	4,800	0	0	4,800	0	214		あり	あり
板橋区	H23.3	H33	20.3	H26.7	9,409	4,851	1,864	722,962	20,476	1,842		あり	あり
練馬区	H21.1	H30	25.4	H23.6	261,843	3,116	65,664	193,064	0	1,196		あり	あり
足立区	H19.3	H33	17.1	H23.3	44,344	4,300	0	40,044	0	567		あり	あり
葛飾区	H11.6	—	16.3	H20.3	0	0	0	0	0	1,354		あり	あり
江戸川区	H25.4	—	16.4	H18.8	7,317	7,317	0	0	0	344		あり	あり
八王子市	H22.3	H31	61.0	H19.5	1,546,545	389,034	0	1,097,663	59,848	-		あり	あり
立川市	H11.3	H32	38.1	H11.3	17,425	0	0	17,425	0	491		あり	あり
武蔵野市	H20.4	H31	25.3	H23.4	8,179	0	0	8,179	0	2,172		あり	あり
三鷹市	H24.3	H27	32.0	H26.3	11,317	1,623	0	9,694	0	712		あり	あり

都区市町村の緑化動向

市町村	H26.5	79.8	H25	927,000	927,000	927,000	0	0	0	0	0	なし	あり
青梅市	H21.8	29.7	H20.5	なし	927,000	なし	なし	なし	なし	0	0	なし	あり
府中市	H23.3	40.4	H27.3	なし	23,011	なし	なし	なし	面積不明	2,127	116	なし	あり
昭島市	H23.3	32.0	H22.7	12,400	42,027	12,400	なし	27,036	2,591	4,855	122	あり	あり
調布市	H23.6	33.7	—	429,878	1,227,266	429,878	0	570,009	227,379	58	774	あり	あり
町田市	H23.3	31.8	H22.4	12,160	96,150	12,160	0	16,433	67,557	774	あり	あり	あり
小金井市	H22.3	31.8	H24.10	13,143	67,166	13,143	0	54,024	0	1,230	あり	あり	あり
小平市	H13.6	31.6	H24.12	2,200	51,400	2,200	0	48,847	360	128	あり	あり	あり
日野市	H23.3	31.8	H20	0	97,250	0	0	97,250	0	483	あり	あり	あり
東村山市	H23.3	25.8	H20.5	0	25,323	0	0	0	25,323	342	なし	なし	あり
国分寺市	未回答	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立市	H26.3	28.6	H20	0	1,800	0	0	0	1,800	177	あり	あり	あり
福生市	H25.3	26.1	H22.7	2,100	6,794	2,100	0	0	4,694	456	あり	あり	あり
狛江市	H11.10	38.7	H10.1	0	7,666	0	0	7,666	0	151	なし	なし	あり
東大和市	H23.3	40.1	H23.3	12,706	94,315	12,706	0	40,695	40,914	54	あり	あり	あり
清瀬市	H25.4	34.2	H23.4	3,400	39,554	3,400	968	6,528	28,658	643	なし	なし	あり
東久留米市	H25.3	44.5	H23	0	1,117	0	0	1,117	0	111	あり	なし	なし
武蔵村山市	H24.9	44.0	H26.8	29,000	184,410	29,000	0	47,617	107,793	112	あり	あり	あり
多摩市	H24.3	56.7	H21	62,000	151,504	62,000	0	89,504	0	228	なし	なし	なし
稲城市	H26.3	28.4	H18.8	0	37,208	0	0	37,208	0	25	あり	あり	あり
羽村市	H12.3	71.2	H15.4	0	138,818	0	0	27,297	111,521	192	あり	なし	なし
あきる野市	H16.7	26.0	H21.2	24,000	52,212	24,000	0	28,212	0	1,028	なし	あり	あり
西東京市	H11.3	0.0	0	0	175,994	0	0	175,994	0	88	あり	あり	あり
瑞穂町	H22.8	76.3	H21	0	0	0	0	0	0	76	なし	なし	なし
日の出町	未回答	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奥多摩町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大島支庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八丈支庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八丈町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都				0	7,579,076	0	0	7,579,076	0	0	0	なし	なし
特別区				163,784	922,558	163,784	89,314	1,352,078	58,127	15,539	なし	なし	なし
市町				1,920,644	5,031,451	1,920,644	968	2,408,398	678,553	16,835	なし	なし	なし
島しょ				0	0	0	0	0	0	0	なし	なし	なし
全体				2,084,428	13,533,086	2,084,428	90,282	11,339,553	736,681	32,374	なし	なし	なし

# 東京の緑化動向

表9 公園等の維持管理・整備に関する平成25年度決算の概要

(一 は未記入、単位：千円)

団体	ア維持管理費	イ整備費	ア：イ	ウ用地費	合計アイウ	工維持管理のうち樹木管理費	樹木管理の割合 エ/ア (%)
東京都建設局	8,447,868	4,415,973	7:3	21,832,074	34,695,915	8,438,773	99.89%
東京都環境局	1,131,889	2,624,244	3:7		3,756,133		
東京都港湾局	1,192,170	1,769,740	4:6		2,961,910	9,777	0.82%
千代田区	231,893	127,242	6:4	0	359,135	22,805	9.83%
中央区	492,956	226,815	7:3	0	719,771	33,665	6.83%
港区	656,260	33,442	10:0	0	689,702	102,008	15.54%
新宿区	703,136	121,177	9:1	0	824,313	77,794	11.06%
文京区	299,088	93,897	8:2	0	392,985	24,378	8.15%
台東区	313,690	201,205	6:4	0	514,895	42,213	13.46%
墨田区	471,158	97,486	8:2	0	568,644	63,473	13.47%
江東区	780,608	212,789	8:2	0	993,397	274,450	35.16%
品川区	1,004,224	367,897	7:3	0	1,372,121	197,315	19.65%
目黒区	431,814	46,416	9:1	0	478,230	124,078	28.73%
大田区	2,454,631	467,569	8:2	392,026	3,314,226	119,499	4.87%
世田谷区	1,630,432	647,015	7:3	3,657,045	5,934,492	614,772	37.71%
渋谷区	316,443	9,506	10:0	0	325,949	64,578	20.41%
中野区	527,057	890,547	4:6	6,417,694	7,835,298	87,944	16.69%
杉並区	583,775	114,484	8:2	3,201,514	3,899,773	103,501	17.73%
豊島区	419,993	215,213	7:3	0	635,206	62,430	14.86%
北区	817,223	849,162	5:5	0	1,666,385	60,517	7.41%
荒川区	254,041	195,773	6:4	77,586	527,400	39,125	15.40%
板橋区	738,799	369,577	7:3	0	1,108,376	290,239	39.29%
練馬区	1,045,512	828,079	6:4	1,239,558	3,113,149	330,248	31.59%
足立区	1,636,976	807,569	7:3	1,994,229	4,438,774	245,806	15.02%
葛飾区	1,195,764	5,824,098	2:8	5,710,800	12,730,662	178,011	14.89%
江戸川区	2,278,489	380,398	9:1	258,098	2,916,985	1,963,580	86.18%
八王子市	1,125,227	447,101	7:3	56,515	1,628,843	31,682	2.82%
立川市	242,781	36,653	9:1	390,887	670,321	80,631	33.21%
武蔵野市	326,037	1,369,145	2:8	1,151,867	2,847,049	140,977	43.24%
三鷹市	73,248	10,693	9:1	0	83,941	0	0.00%
青梅市	133,882	1,816	10:0	0	135,698	6,040	4.51%
府中市	292,865	69,269	8:2	357,152	719,286	135,858	46.39%
昭島市	99,235	3,033	10:0	0	102,268	14,703	14.82%
調布市	214,440	9,166	10:0	1,420	225,026	51,601	24.06%
町田市	780,613	234,382	8:2	301,108	1,316,103	46,561	5.96%
小金井市	76,953	8,400	9:1	0	85,353	56,503	73.43%
小平市	244,246	39,362	9:1	15,000	298,608	57,587	23.58%
日野市	166,385	1,490	10:0	438,035	605,910	95,416	57.35%
東村山市	65,934	24,935	7:3	0	90,869	15,970	24.22%
国分寺市	80,923	63,803	6:4	58,615	203,341	15,729	19.44%
国立市	未回答	—	—	—	—	—	—
福生市	114,255	116,793	5:5	0	231,048	10,151	8.88%
狛江市	191,368	0	10:0	0	191,368	24,444	12.77%
東大和市	82,189	10,137	9:1	1,147	93,473	14,630	17.80%
清瀬市	73,238	648	10:0	0	73,886	3,670	5.01%
東久留米市	28,195	0	10:0	0	28,195	8,694	30.84%
武蔵村山市	106,519	109,158	5:5	0	215,677	6,433	6.04%
多摩市	407,786	46,354	9:1	176,828	630,968	61,389	15.05%
稲城市	161,809	49,229	8:2	0	211,038	13,205	8.16%
羽村市	309,131	78,936	8:2	62,438	450,505	7,622	2.47%
あきる野市	38,466	0	10:0	0	38,466	18,322	47.63%
西東京市	168,838	27,235	9:1	0	196,073	85,198	50.46%
瑞穂町	103,790	59,603	6:4	20,555	183,948	66,237	63.82%
日の出町	10,612	3,691	7:3	0	14,303	8,248	77.72%
奥多摩町	未回答	—	—	—	—	—	—
大島支庁	—	—	—	—	—	—	—
大島町	11,120	0	10:0	0	11,120	0	0.00%
八丈支庁	—	—	—	—	—	—	—
八丈町	0	0	—	0	0	0	—
都	10,771,927	8,809,957	6:4	21,832,074	41,413,958	8,448,550	78.43%
特別区	19,283,962	13,127,356	6:4	22,948,550	55,359,868	5,122,429	26.56%
市町	5,718,965	2,821,032	7:3	3,031,567	11,571,564	1,077,501	18.84%
島しょ	11,120	0	10:0	0	11,120	0	0.00%
全体	35,785,974	24,758,345	6:4	47,812,191	108,356,510	14,648,480	40.93%

物公園、野山北・六道山公園等13公園である。既設公園の整備は53公園に及んでいる。

港湾局海上公園では、海の森公園の継続整備のほか、東京港野鳥公園干潟拡張、ネイチャーセンター改修、城南島海浜公園つばさ浜養浜工事などが計上された。

平成25年度の用地取得は、都1局、特別区9区、市町（島しょ除く）15市町で行われており、決算ベースで都が218億3,207万円（六仙、野山北・六道山、東伏見等）、中野区が7,295,88㎡、64億1,769万円（中野四季の森公園、南部防災公園、本町五丁目公園等）、葛飾区が12,927㎡、57億1,080万円（葛飾にいじゅくみらい公園、飯塚なかよし公園等）、世田谷区が36億5,704万円（二子玉川公園等）、杉並区が32億151万円（（仮称）下高井戸公園等）などが大きく、面積では江戸川区77,042㎡、町田市が25,154㎡と目立つ。

設問1② 平成25年度の維持管理費決算のうち、樹木管理に要した費用

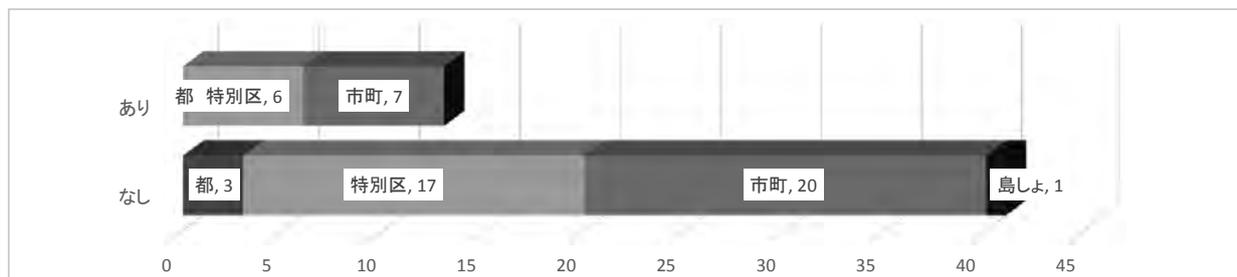
前回から引き続き維持管理費全体に占める樹木管理の割合を追跡する。緑化の中心であり、美観形成の要となる樹木等への投資度について実態を明らかにするためである。

平成25年度決算に対する樹木管理に要した費用の割合は、東京都建設局が99.89%と圧倒的に高い。続いて、江戸川区86.18%、日の出町77.72%、小金井市73.43%、瑞穂町63.82%、日野市57.35%、西東京市50.46%で、11団体で4割を超えた。平均では、都71.92%、特別区26.56%、市町19.41%、全体で39.94%であった。

また、公園にかかる費用のうち、維持管理費が主である団体は、狛江市、東久留米市、あきる野市、大島町（島しょ）が100%で、港区、目黒区、渋谷区、青梅市、昭島市、調布市、小金井市、清瀬市が90%を越えた。

設問1⑤ 平成25年度の公園等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事

都3局、特別区17区、市町20市町、島しょ1町が「特になし」と回答し、特別区6区、市町7市町が「あった」と回答。整備の変化では、大規模工事の完了、公園再整備事業の着工、大規模公園整備が終了などが主で、スポーツ祭開催に向けた施設整備で整備費が増大、防災拠点及び避難場



グラフ12 平成25年度の公園等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事  
所としての緑地整備が増大などの回答もあった。

# 東京の緑化動向

表9 平成25年度の公園等整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事の有無と変化の内容

団体	有無	ア：整備費の変化 イ：維持管理費の変化
東京都建設局	なし	
東京都環境局	なし	
東京都港湾局	なし	
千代田区	なし	
中央区	なし	
港区	あり	イ：公園の指定管理が5園増えた
新宿区	あり	ア：大規模な整備工事（1.2ha）が完了したため イ：平成24年度と25年度の公園整備等、管理の決算費用集計項目が異なるため。25年度は集計項目を追加した。
文京区	あり	ア：公園再整備事業の着工 イ：変化なし
台東区	なし	
墨田区	なし	
江東区	なし	
品川区	なし	
目黒区	あり	ア：大規模公園整備が平成24年度で完了したため、整備費が半減した。 イ：大きな変化はなかった。
大田区	なし	
世田谷区	なし	
渋谷区	なし	
中野区	なし	
杉並区	あり	ア：整備費の変化の場合：平成24年度は（仮称）下高井戸公園予定地（約4.3ha）を取得したため整備費が多くなっている。
豊島区	なし	
北区	なし	
荒川区	なし	
板橋区	なし	
練馬区	なし	
足立区	なし	
葛飾区	あり	
江戸川区	なし	
八王子市	なし	
立川市	なし	
武蔵野市	あり	
三鷹市	なし	
青梅市	なし	
府中市	なし	
昭島市	あり	イ：公衆便所改修工事の実施及び雇用促進事業の終了など
調布市	なし	
町田市	あり	ア：整備費の変化の場合：平成24年度は、スポーツ祭開催に向け施設整備を行ったため、整備費が増大していた。
小金井市	あり	ア：公園用地の取得がなかった
小平市	あり	ア：用地取得費の皆減
日野市	なし	
東村山市	なし	
国分寺市	あり	ア：維持管理費について、他課（スポーツ担当）による管理公園及び条例公園が過去の調査に入っていないため、改めたための増加しました。
国立市		
福生市	あり	ア：災害等の防災拠点及び避難場所として緑地を整備した
狛江市	なし	ア：維持管理費について、他課（スポーツ担当）による管理公園及び条例公園が過去の調査に入っていないため、改めたための増加しました。

団体	有無	ア：整備費の変化 イ：維持管理費の変化
東大和市	なし	
清瀬市	なし	ア：災害等の防災拠点及び避難場所として緑地を整備した
東久留米市	なし	
武蔵村山市	なし	
多摩市	なし	
稲城市	なし	
羽村市	なし	
あきる野市	なし	
西東京市	なし	
瑞穂町	なし	
日の出町	なし	
大島支庁		
大島町	なし	
八丈支庁		
八丈町		
団体	有無	
八王子市	なし	
立川市	なし	
武蔵野市	あり	
三鷹市	なし	ア：整備費の変化 イ：維持管理費の変化
青梅市	なし	
府中市	なし	
昭島市	あり	
調布市	なし	
町田市	あり	
小金井市	あり	
小平市	あり	イ：公衆便所改修工事の実施及び雇用促進事業の終了など
日野市	なし	
東村山市	なし	ア：整備費の変化の場合：平成24年度は、スポーツ祭開催に向け施設整備を行ったため、整備費が増大していた。
国分寺市	あり	ア：公園用地の取得がなかった
国立市		ア：用地取得費の皆減
福生市	あり	
狛江市	なし	
東大和市	なし	ア：維持管理費について、他課（スポーツ担当）による管理公園及び条例公園が過去の調査に入っていないため、改めたための増加しました。
清瀬市	なし	
東久留米市	なし	ア：災害等の防災拠点及び避難場所として緑地を整備した
武蔵村山市	なし	
多摩市	なし	
稲城市	なし	
羽村市	なし	
あきる野市	なし	
西東京市	なし	
瑞穂町	なし	
日の出町	なし	
大島支庁		
大島町	なし	
八丈支庁		
八丈町		

B 2. 道路の街路樹等の整備・維持管理について

まとめ

◆街路樹本数と植栽帯面積（平成 25 年 4 月 1 日現在）

注）都 2 局、特別区 23 区、市町 27 市町、島しょ 1 支庁、1 町（調査対象のうち、1 市、1 支庁、1 町は未回答、該当なし）の合計

都が 44.6 万本、特別区が 33.2 万本、市町が 15.7 万本、島しょが 0.2 万本、総計 93 万 7,980 本。面積は 312 万 2,063㎡であった。

◆新たな街路樹の植栽費用（平成 25 年度新設道路決算分）

都が 11 億 4,920 万円、特別区が 7,085 万円、市町が 1 億 8,380 万円、島しょ 987 万円

◆新たな街路樹の植栽費用（平成 27 年度新設道路予算分）

都が 16 億 7,287 万円、特別区が 7,945 万円、市町 2 億 169 万円、島しょ 1,119 万円で、合計 19 億 6,522 万円

◆街路樹等維持管理にかかる平成 25 年度決算

都が 41 億 3,480 万円、特別区が 28 億 4,666 万円、市町が 14 億 4,114 万円、島しょ 1 億 314 万円で、総計 85 億 2,573 となった。

◆街路樹等維持管理にかかる平成 27 年度予算

都が 6 億 5,566 万円、特別区が 34 億 2,770 万円、市町 16 億 6,637 万円、島しょ 1 億 300 万円で、合計 58 億 5,273 万円となった。

◆平成 25 年度決算で前年と比べ大きく変わったこと

都港湾局の「東京ゲートブリッジ開通に伴う道路整備で街路樹増」、他自治体の倒木事故等を受け、樹木点検と伐採処理、建設労務単価の上昇、現況調査に伴う費用増大、樹木診断の実施などの回答があった。

設問 2 ① 各団体所管の平成 25 年 4 月 1 日現在における街路樹本数と植栽帯面積

都 2 局、特別区 23 区、市町 27 市町、島しょ 1 支庁・1 町の 54 団体から得たデータである。

街路樹本数は、都が 44 万 6,192 本、特別区が 33 万 2,459 本、市町が 15 万 7,274 本、島しょ 2,055 本の合計 93 万 7,980 本で、都が全体の 47.57%と約半数、特別区が 35.44%、市町が 16.77%となった。

植栽帯面積は、都が 128 万 5,420㎡、特別区が 107 万 607㎡、市町が 70 万 7,019㎡、島しょ 5 万 9,017㎡の合計 312 万 2,063㎡で、都が全体の 41.17%、特別区が 34.29%、市町が 22.65%となった。

設問 2 ② 新たな街路樹等の植栽費用の平成 25 年度決算と平成 27 年度予算

<平成 25 年度決算>

新たに街路樹等を植栽した経費は、都が 11 億 4,920 万円、特別区が 7,085 万円、市町 1 億 8,380 万円で、合計 14 億 1,373 万円となった。

新設街路樹等は、都 2 局、特別区 6 区、市町 8 市町、島しょ 1 支庁で行われ、今回調査回答団体 54 団体の 31.48%にあたる。団体別では、都建設局が 11 億 3,727 万円、調布市が 9,685 万円、稲城市 6,219 万円、江東区 2,546 万円、昭島市 2,104 万円などとなった。

# 東京の緑化動向

## <平成 27 年度予算>

平成 27 年度予算は、都が 16 億 7,287 万円、特別区が 7,945 万円、市町 2 億 169 万円、島しょ 1,119 万円で、合計 19 億 6,522 万円となった。

新設街路樹等は、都 2 局、特別区 6 区、市町 7 市町、島しょ 1 支庁で計上され、団体別では、都建設局が 16 億 6,044 万円、調布市が 1 億 1,791 万円、稲城市が 6,200 万円、港区が 2,648 万円、江東区が 2,488 万円、台東区が 2,125 万円となり、ほぼ前回と同様の傾向となっている。

## 設問 2③ 維持管理に関わる平成 25 年度決算と平成 27 年度予算

### <平成 25 年度決算>

街路樹等の維持管理費用である街路樹と植栽帯の維持管理は、都が 41 億 3,480 万円、特別区が 28 億 4,667 万円、市町 14 億 4,114 万円、島しょ 1 億 314 万円で、合計 85 億 2,574 万円となった。

### <平成 27 年度予算>

平成 27 年度予算として計上したのは、都が 6 億 5,566 万円、特別区が 34 億 2,770 万円、市町 16 億 6,637 万円、島しょ 1 億 300 万円で、合計 58 億 5,273 万円となった。

## 設問 2④ 街路樹等の整備、管理の平成 25 年度の決算で前年と大きく異なる出来事

都 1 局、特別区 1 区、市町 3 市町からの記載があった。その事由は、東京ゲートブリッジ開通に伴う道路整備による街路樹増と管理本数増に伴う予算増要求はしておらず管理費面での変化がない、他の自治体の倒木事故を受けての点検と伐採、建設労務単価の上昇、現況調査実施のための増大、街路樹診断の実施と完了などであり、倒木事故などは、全国的に点検や対策を行う団体と行わない団体があるが、この調査からも対応が分かれていることがわかる。

## B 3. 公共施設緑化について

### まとめ

平成 25 年度整備決算	特別区 6 億 1,403 万円	市町 4 億 4,144 万円
	総計 10 億 5,547 万円	前年比 46.62%
平成 27 年度整備予算	都 719 万円 特別区 6 億 6,660 万円	市町 4 億 3,276 万円
	総計 11 億 655 万円	前年比 18.88%

都 1 局、特別区 23 区、市町 27 市町の 51 団体から得たデータである。

### <平成 25 年度決算>

公共施設緑化（屋上緑化、みどりのカーテン、校庭芝生化、補助や助成制度も含む）にかかる整備と維持管理に要した費用は、特別区が 14 億 2,892 万円、市町が 8 億 3,513 万円で、合計 22 億 6,405 万円であった。都三局はない。

表 10 平成 25 年度の街路樹等の整備、管理の決算費用面で前年と大きく異なる出来事

区市町村	有無	内容
東京都建設局	なし	
東京都環境局		
東京都港湾局	あり	24 年度東京ゲートブリッジ開通。若洲側と中央防波堤側の道路整備による街路樹の増。 管理本数増に伴う予算増要求はしていないので管理費決算費用面の変化はない。
千代田区	なし	
中央区	なし	
港区	なし	
新宿区	なし	
文京区	なし	
台東区	なし	
墨田区	なし	
江東区	なし	
品川区	なし	
目黒区	あり	他自治体の倒木事故等を受け、樹木点検を実施し伐採処理を行った。
大田区	なし	
世田谷区		
渋谷区	なし	
中野区	なし	
杉並区	なし	
豊島区	なし	
北区	なし	
荒川区	なし	
板橋区		
練馬区	なし	
足立区	なし	
葛飾区	なし	
江戸川区	なし	
八王子市	なし	
立川市	なし	
武蔵野市	あり	建設労務単価の上昇
三鷹市	なし	
青梅市	なし	

区市町村	有無	内容
府中市	なし	
昭島市	なし	
調布市	なし	
町田市	なし	
小金井市	なし	
小平市	なし	
日野市	なし	
東村山市	なし	
国分寺市	あり	平成 26 年 9 月現況調査を実施し、その結果増大しました。
国立市		
福生市	なし	
狛江市	なし	
東大和市	なし	
清瀬市	あり	平成 24 年度に街路樹の樹木診断を実施・完了したため、平成 25 年度は実施していない。
東久留米市	なし	
武蔵村山市	なし	
多摩市	なし	
稲城市	なし	
羽村市	なし	
あきる野市	なし	
西東京市	なし	
瑞穂町	なし	
日の出町	なし	
檜原村		
奥多摩町		
大島支庁		
大島町	なし	
利島村		
新島村		
神津島村		
三宅村		
御蔵島村		
八丈支庁	なし	
八丈町		

## 東京の緑化動向

各団体の公共施設緑化の実態をみると、校庭芝生化、みどりのカーテン、屋上緑化、学校・園庭緑化、河川敷や広場等の緑化など、さまざまな取り組みが行われていることがわかる。

＜平成 27 年度予算＞

公共施設緑化にかかる予算は、都が 719 万円、特別区が 6 億 6,660 万円、市町 4 億 3,276 万円で、合計 11 億 655 万円となった。

事業内容は、屋上・壁面緑化、みどりのカーテン、校庭芝生化が多く、そのほか、学校・園庭緑化をはじめ、プランター緑化がある。都環境局では「江戸のみどり復活事業」として区市町村への補助事業などが計上された。

### B 4. 一般会計に占める公園緑化決算の割合について

都 3 局、特別区 23 区、市町 28 市町から得たデータである。

一般会計に占める緑化予算の割合は、もともと多くはないが、平成 25 年度決算ベースで、都が建設局 9.2%、環境局 9.3%、港湾局 3.9（特別会計 2.3）%。特別区で 1% 以上の割合となったのは、中央区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区で、市町では立川市、武蔵野市、町田市、日野市、福生市、多摩市、羽村市、西東京市、瑞穂町となっている。

表 13 一般会計に占める公園緑化決算の割合

団体	割合 (%)	団体	割合 (%)	団体	割合 (%)
東京都建設局	9.2	北区	1.3	国分寺市	0.6
東京都環境局	9.3	荒川区	0.6	国立市	未回答
東京都港湾局	3.9 特別会計 2.3	板橋区	2.0	福生市	1.1
千代田区	0.8	練馬区	1.0	狛江市	0.8
中央区	1.6	足立区	2.0	東大和市	0.5
港区	—	葛飾区	4.3	清瀬市	0.4
新宿区	1.0	江戸川区	1.2	東久留米市	0.1
文京区	0.6	八王子市	0.8	武蔵村山市	0.8
台東区	0.6	立川市	1.1	多摩市	1.3
墨田区	0.7	武蔵野市	3.3	稲城市	0.7
江東区	0.9	三鷹市	—	羽村市	1.5
品川区	1.4	青梅市	0.6	あきる野市	0.1
目黒区	2.5	府中市	0.5	西東京市	1.7
大田区	1.4	昭島市	0.3	瑞穂町	1.4
世田谷区	2.6	調布市	5.0	日の出町	0.2
渋谷区	0.5	町田市	1.4	奥多摩町	—
中野区	6.9	小金井市	0.4	大島支庁	—
杉並区	2.5	小平市	0.5	大島町	1.6
豊島区	56	日野市	1.1	八丈支庁	0.0
		東村山市	0.7	八丈町	—

表 11 公共施設緑化

団体	平成 25 年度決算				平成 27 年度予算			
	整備費		維持管理費		整備費		維持管理費	
	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容
東京都建設局	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都環境局	320	江戸のみどり復活事業：生き物の生息空間に配慮した緑化を展開するため、在来種植栽を実施する区市町村の先導的な取り組みに 1/2 補助			22186	江戸のみどり復活事業：生き物の生息空間に配慮した緑化を展開するため、在来種植栽を実施する区市町村の先導的な取り組みに 1/2 補助		
東京都港湾局	—	—	—	—	—	—	—	—
千代田区	17,756	区立番町小学校屋上緑化（改修）	—	—	5,769	区立麹町保育園屋上緑化（新築）	—	—
中央区			37,379	刈込み手入れ 自動灌水装置点検 施肥等	6,980	壁面緑化	40,639	刈込み手入れ 自動灌水装置点検施肥等
港区	1,407	本庁舎ほか区有施設みどりのカーテン設置	3,675	本庁舎屋上緑化維持管理	3,388	本庁舎ほか区有施設みどりのカーテン設置	4,029	本庁舎屋上緑化維持管理
新宿区	20,610	大久保ツツジ植栽、ビオトープ水槽の設置、ハンギングバスケット設置、花の名所整備など	4,052	芝生の維持管理、大久保ツツジの維持管理など	9,116	ハンギングバスケットの設置、花の名所整備など	5,641	芝生の維持管理、大久保ツツジの維持管理など
文京区			12,470	学校・幼稚園の年間管理、生育診断、土壌診断、施肥、芝刈、補植等。保育園の樹木剪定。児童館及び育成室の樹木剪定。不忍通りふれあい館及び各地域活動センターの緑地管理業務委託。各交流館の樹木剪定・薬剤散布。庁舎等施設の植木等の管理			17,059	学校・幼稚園の年間管理、生育診断、土壌診断、施肥、芝刈、補植等。保育園の樹木剪定。児童館及び育成室の樹木剪定。不忍通りふれあい館及び各地域活動センターの緑地管理業務委託。各交流館の樹木剪定・薬剤散布。福祉センターの植栽の管理。庁舎等施設の植木等の管理
台東区	18,568	屋上緑化設置・補修	8,708	屋上緑化・緑のカーテン・植込み地維持管理※維持費のみの算出ができない箇所除く	7,785	みどりのカーテン設置	11,994	屋上緑化・緑のカーテン・植込み地維持管理※維持費のみの算出ができない箇所除く
墨田区	11,761	公共施設の緑のカーテン設置支援 360,669 円、第三吾嬬小学校校庭整備工事 100,986,900（緑化に関わる費用 11,401,000）	6,783	公共施設の緑のカーテン設置支援 373,000、言問小学校校庭整備工事 118,870,000（緑化に関わる費用 11,264,000）	11,637	公共施設の緑のカーテン設置支援 373,000、言問小学校校庭整備工事 118,870,000（緑化に関わる費用 11,264,000）	8,521	校庭及び園庭芝生維持管理委託 6,783,000

# 東京の緑化動向

団体	平成 25 年度決算				平成 27 年度予算			
	整備費		維持管理費		整備費		維持管理費	
	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容
江東区	49,651	小名木川保育園新築工事 (16,189)、第四砂町小学校 (芝生化) (6,733) 扇橋小学校 (芝生化・壁面緑化) (11,780)、浅間壱川小学校 (芝生化) (10,856)、南砂小学校 (芝生化設計) (926)、大島中学校 (壁面緑化) (854)、第二亀戸中学校 (屋上緑化・壁面緑化) (319)、第五砂町幼稚園 (芝生化) (533)、みどりのカーテン (1,461) < 単位: 千円 >	11,649	越中島小学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 1,394、平久小学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 665、毛利小学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 1,772、有明小学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 1,890、枝川小学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 1,512、小名木川小学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 513、東砂小学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 759、北砂小学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 1,109、有明中学校 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 1,071、東砂幼稚園 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 429、みどり幼稚園 (更新・目土・播種・肥料散布・点検) 535、みどりのカーテン 929 < 単位: 千円 >	130,948	豊洲シビックセンター新築工事 96,682、中央防災倉庫新築工事 713、森下保育園改築工事 10,817、第二亀戸小学校・幼稚園 (芝生化・屋上緑化・壁面緑化) 22,500、みどりのカーテン 236 < 単位: 千円 >	38,733	更新・目土・播種・肥料散布・点検 38,473、みどりのカーテン 260 < 単位: 千円 >
品川区	15,364	荏原東地区地域複合施設新築外構その他その2工事	45,717	樹木等維持管理 (小35校、中13校)	32,685	本庁舎屋上改修工事 (屋上緑化等 約 500㎡)、大井六丁目グループホーム (外構緑化 約 65㎡)、東品川公園弓道場 (外構緑化 約 400㎡)、大崎シルハ-センター (壁面緑化等 約 35㎡)、御殿山小学校外構整備その他工事	48,100	樹木等維持管理 (小19校、中7校)
目黒区			1,186	目黒十五庭維持管理委託			1,270	目黒十五庭維持管理委託
大田区	151,209	屋上緑化 校庭芝生化 壁面緑化	10,855	維持管理委託費 消耗品費 芝生更新作業費 備品購入費	34,907	屋上緑化 校庭芝生化	14,037	維持管理委託費 消耗品費 芝生除草作業費 備品購入費
世田谷区	108,091	幼稚園・小中学校緑化 102,617 (校庭芝生化、壁面緑化)、保育園緑化 2,730、公共施設緑化 2,744、< 単位: 千円 >	不明	公共施設緑化の維持管理費は各施設の所管課の施設の維持管理費の中に含まれているため、抽出することは困難である。	213,950	幼稚園・小中学校緑化 208,403 (校庭芝生化、壁面緑化) 保育園緑化 2,862 公共施設緑化 2,685 < 単位: 千円 >	不明	公共施設緑化の維持管理費は各施設の所管課の施設の維持管理費の中に含まれているため、抽出することは困難である。
渋谷区	なし		なし		なし		なし	
中野区			16,876	庁舎樹木管理委託 3,308、屋上緑化維持管理委託 138、区立小学校校庭芝生及び区立小中学校壁面緑化維持管理 13,430 < 単位: 千円 >			18,736	庁舎樹木管理委託 3,196 屋上緑化維持管理委託 151 区立小学校校庭芝生及び区立小中学校壁面緑化維持管理 15,389

# 都区市町村の緑化動向

団体	平成 25 年度決算				平成 27 年度予算			
	整備費		維持管理費		整備費		維持管理費	
	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容
杉並区	6,551	校庭の芝生化、みどりのカーテン（本庁舎）	148,626	校庭の芝生管理指導委託、公共施設の樹木管理委託、学校の屋上緑化、みどりのカーテン（学校分）	48,592	校庭の芝生化、みどりのカーテン（本庁舎）	184,094	校庭の芝生管理指導委託、公共施設の樹木管理委託、学校の屋上緑化、みどりのカーテン（学校分）
豊島区	—	—	—	—	—	—	—	—
北区	25,336	屋上緑化1校：20,249 壁面緑化（緑のカーテン）1校：5,087	40,678	校庭芝生（芝生化を行った校庭の維持管理）、屋上緑化（屋上緑化を行った学校の維持管理）：19,843 壁面緑化（緑のカーテンを行った学校の維持管理）：20,835	23,243	・屋上緑化毎年1校：19,635 ・壁面緑化（緑のカーテンを毎年1校または2校）：3,608	35,536	校庭芝生（芝生化を行った校庭の維持管理）、屋上緑化（屋上緑化を行った学校の維持管理）：16,044 壁面緑化（緑のカーテンを行った学校の維持管理）：19,492
荒川区	47,040	区立小学校校庭緑化	15,2701	区立小学校校庭緑化 庁舎緑化 庁舎屋上緑化 緑のカーテン	—	—	17,726	区立小学校校庭緑化 庁舎緑化 庁舎屋上緑化 緑のカーテン
板橋区	28,614	校庭芝生化（工事費、備品費）、公共施設緑のカーテン、本庁舎緑のカーテン	95,789	学校緑のカーテン、本庁舎緑のカーテン、校庭芝生維持管理、本庁舎植栽管理委託、学校植栽管理委託、学校植栽工事	3,240	学校校庭芝生化（設計費）	134,182	学校みどりのカーテン、本庁舎屋上緑化、本庁舎みどりのカーテン、校庭芝生維持管理、学校植栽管理委託、学校植栽工事
練馬区	26,574	校庭芝生化 みどりのカーテン（学校関係）	205,574	・樹木剪定、芝生・みどりのカーテン関係消耗品（本庁舎みどりのカーテン関係含む2,730千円）	3,120	みどりのカーテン（学校関係）、樹木剪定、芝生・みどりのカーテン関係消耗品（本庁舎みどりのカーテン関係含む2,730千円）	196,112	樹木剪定、芝生・みどりのカーテン関係消耗品（本庁舎みどりのカーテン関係含む2,722千円）
足立区	14,810	小学校屋上緑化工事・外構（植栽）工事（2校） 緑のカーテン設置（本庁舎、保育園）	1,764	本庁舎屋上庭園（エコガーデン）の管理 作業業務委託	1,500	緑のカーテン設置（本庁舎、保育園）	2,189	本庁舎屋上庭園（エコガーデン）の管理 作業業務委託
葛飾区	30,733	校庭芝生化工事及び物品購入（小学校1校分） 30,732,275	6272	校庭芝生維持管理経費：4,891,045 学校緑化関係消耗品（芝生以外） 1,380,147	99,746	校庭芝生化工事及び物品購入（小学校1校分） 99,745,670	8,043	校庭芝生維持管理経費：6,610,697 学校緑化関係消耗品（芝生以外） 1,431,391
江戸川区	39,958	校庭の緑化、校舎屋上の緑化	4128	庁舎植栽管理 校庭芝生の芝刈り機のガソリン代	29,995	校庭の緑化	4,514	庁舎植栽管理
八王子市	9,950	芝生化工事費、実施設計委託料、分析調査委託料外	90	目土、肥料外	14,332	芝生化工事費、実施設計委託料、分析調査委託料外	1,500	目土、肥料外
立川市	—	—	259,515	樹木せん定委託料、植栽管理委託料、シルバー人材センター委託料（除草・芝刈）、芝生管理委託料等	—	—	315,667	樹木せん定委託料、植栽管理委託料、シルバー人材センター委託料（除草・芝刈）、芝生管理委託料等
武蔵野市	2,373	緑のカーテン設置及び維持管理	3,597	芝生専門家によるアドバイザー委託、消耗品購入（肥料・種等）、灌水作業委託 維持管理委託	2,572	緑のカーテン設置及び維持管理	4,336	芝生専門家によるアドバイザー委託、消耗品購入（肥料・種等）、水作業委託、持管理委託
三鷹市	2,877	保育園、学童保育所のみどりのカーテン整備（1,155） 学校校庭芝生化（1,722）	11,382	学校校庭芝生化（11,382）	25,353	保育園、学童保育所のみどりのカーテン整備（1,276）、校校庭芝生化（24,077）	16,774	学校校庭芝生化（16,774）

# 東京の緑化動向

団体	平成 25 年度決算				平成 27 年度予算			
	整備費		維持管理費		整備費		維持管理費	
	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容
青梅市	217	みどりのカーテンの育成（市役所庁舎、市民センター、希望する小中学校17校）	6,546	①市役所庁舎内の植込、屋上等の緑地、前庭および駐車場の芝生の刈込、散水等3097 ②小学校校庭芝生管理委託料3449	386	みどりのカーテンの育成（市役所庁舎、市民会館、市民センター、希望する小中学校17校）	7,228	①市役所庁舎内の植込、屋上等の緑地、前庭および駐車場の芝生の刈込、除草、散水、枝打等 ②小学校校庭芝生管理委託料
府中市	19,100	校庭芝生化（府中第十小学校）	14,175	府中第一、二、五、八、白糸台、若松、四谷小学校	—	なし	16,200	府中第一、二、五、八、白糸台、若松、四谷小学校
昭島市	27,970	武蔵野小運動場芝生化（拡張）工事 拝2小運動場芝生化（拡張）工事 設計委託、瑞雲中運動場芝生化工事 27,878、市内小・中学校へ球根・花種配布92	7510	芝生運動場維持管理委託、（肥料散布・更新・目土・冬芝生播種・消耗品費等）	75,460	東小運動場芝生化工事設計委託、光華小運動場芝生化（拡張）工事、拝1小運動場芝生化（拡張）工事 昭和中運動場芝生化工事75,360、市内小・中学校へ球根・花種配布100	4,270	芝生運動場維持管理委託（肥料散布・更新・目土・冬芝生播種・消耗品費等）
調布市	657	グリーンカーテン消耗品	—	—	447	グリーンカーテン消耗品	—	—
町田市	100,667	小学校・中学校屋外整備事業	9,779	緑地管理、植栽管理、施設管理、剪定、しだれ桜保護、花壇作りボランティア育成指導講師謝礼	91,196	小学校・中学校屋外整備事業	12,092	緑地管理、植栽管理、施設管理、剪定、しだれ桜保護、花壇作りボランティア育成指導講師謝礼
小金井市	—	—	18,665	児童館、学童の樹木剪定・消毒委託1,147 公民館の樹木剪定委託504、小中学校運動場芝生維持管理委託12,778、小中学校の高木・中低木の樹木剪定等委託4,236	—	—	21,804	児童館、学童の樹木剪定・消毒委託1,635、公民館の樹木剪定委託519、小中学校運動場芝生維持管理委託15,259、小中学校の高木・中低木の樹木剪定等委託4,391
小平市	471	庁舎及び市立小学校へのみどりのカーテンの設置	5,219	市立小学校校庭芝生維持管理指導業務委託等	145	庁舎へのみどりのカーテン設置	7,410	市立小学校校庭芝生維持管理指導業務委託等
日野市	—	—	4,644	樹木等維持管理委託料	—	—	17,528	樹木等維持管理委託料
東村山市	—	—	2,230	運動場芝生維持管理業務委託料	—	—	2,294	運動場芝生維持管理業務委託料
国分寺市	算出不能	庁舎の緑化推進、ひかり保育園の緑化推進、プレハブ会議室の壁面緑化、ひかり保育園新園舎2階テラス芝生による緑化、各施設の壁面緑化、小学校7校中学校2校壁面緑化	算出不能	—	算出不能	市役所敷地内のプランター緑化、各施設の壁面緑化、小中学校9校の壁面緑化	算出不能	—
国立市	未回答	—	—	—	—	—	—	—
福生市	4,064	校庭芝生化	1,155	校庭芝生管理委託	6,914	校庭芝生化	1,651	校庭芝生管理委託
狛江市	28,600	狛江市防災センター壁面緑化12,890、狛江第六小学校校庭芝生化14,166、狛江第三小学校緑のカーテン設置委託567、狛江第四中学校緑のカーテン設置委託609、緑のカーテン付外し手数料197、消耗品費168、燃料費3	945	狛江第五小学校校庭芝生維持管理委託	978	市民センター壁面緑化404、緑化用消耗品費小学校304、緑化用消耗品費中学校60、芝刈機用燃料費7、緑のカーテン付外し手数料203	1,925	狛江第五小学校校庭芝生維持管理委託 狛江第六小学校校庭芝生維持管理委託

# 都区市町村の緑化動向

団体	平成 25 年度決算				平成 27 年度予算			
	整備費		維持管理費		整備費		維持管理費	
	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容
東大和市	—	—	6,772	校庭芝生化維持管理費	—	—	5,317	校庭芝生化維持管理費
清瀬市	106,962	校庭芝生化	7,987	緑のカーテン 1,035 駅前等植栽 6,952	86,800	校庭芝生化	8,040	緑のカーテン 1,040、駅前等植栽 7,000
東久留米市	3,160	校庭芝生化設計委託	1,993	芝生点検、エアレーション、目砂散布	—	—	4,165	芝生点検、エアレーション、目砂散布
武蔵村山市	424	市民にゴーヤの種等を配布する「みどりのカーテン配布事業」の中で、庁舎の窓際でも一部緑化を実施。	16,539	市立小学校 13 校の校庭芝生の維持管理委託料	348	市民に、ゴーヤの種等を配布する「みどりのカーテン配布事業」の中で、庁舎の窓際でも一部緑化を実施。	—	市立小学校 13 校の校庭芝生の維持管理委託料
多摩市	322	市内の小・中学校にゴーヤを種から苗に育ててもらい、その苗を公共施設に配布しグリーンカーテンを作る。(ゴーヤの種 191 千円、プランター、ネット、肥料、培養土 131 千円)	—	—	643	市内の小・中学校にゴーヤを種から苗に育ててもらい、その苗を公共施設に配布しグリーンカーテンを作る。(ゴーヤの種 70 千円、プランター、ネット、肥料、培養土 573 千円)	—	—
稲城市	14,213	小中学校校庭芝生化工事及び工事監理委託	—	—	—	—	—	—
羽村市	40	庁舎グリーンカーテン用資材費	13	庁舎グリーンカーテン用灌水器材費	716	庁舎壁面緑化(グリーンカーテン)、生涯学習センター壁面緑化(グリーンカーテン)、学校壁面緑化(グリーンカーテン)校庭芝生化	—	—
あきる野市	—	—	—	—	—	—	—	—
西東京市	49,060	校庭芝生化工事 小学校 1 校	14,933	校庭芝生維持、緑のカーテン管理委託 小学校 7 校	—	—	15812	校庭芝生維持、緑のカーテン管理委託 小学校 8 校
瑞穂町	70,314	公共施設春と秋の花の花植え、公共施設緑のカーテン(庁舎外、ゴーヤ、アサガオ)、学校校庭芝生化(二小施工・工事監理、瑞穂中設計)等	—	維持管理については、整備に一括集計	126,468	公共施設春と秋の花の花植え 公共施設緑のカーテン(庁舎外、アサガオ)、学校校庭芝生化(一小施工・工事監理、四小設計) 屋上緑化(リサイクルプラザ)等	—	維持管理については、整備に一括集計
日の出町	—	—	—	—	—	—	—	—
奥多摩町	—	—	—	—	—	—	—	—
大島支庁	—	—	—	—	—	—	—	—
大島町	—	—	—	—	—	—	—	—
利島村	—	維持管理については、整備に一括集計	—	—	—	—	—	—
八丈支庁	—	—	—	—	—	—	—	—
八丈町	—	—	—	—	—	—	—	—

# 東京の緑化動向

表 14 東京の緑化動向調査「シートB」公園等の整備・維持管理について 回答概要

単位：千円

項目 団体	維持				整備				合計（維持＋整備）			
	H24 決算	H25 決算	H26 予算	H27 予算	H24 決算	H25 決算	H26 予算	H27 予算	H24 決算	H25 決算	H26 予算	H27 予算
東京都建設局	8,329,923	8,447,868	9,393,000	9,815,000	5,569,935	4,415,973	8,058,870	14,193,128	13,899,858	12,863,841	17,451,870	24,008,128
東京都環境局	2,106,379	1,131,889	2,073,701	1,193,775	2,257,342	3,533,750	2,570,708	3,533,750	4,363,721	4,665,639	4,644,409	4,727,525
東京都港湾局	1,049,987	1,192,170	1,124,205	1,233,733	1,492,943	1,769,740	4,415,599	4,265,914	2,542,930	2,961,910	5,539,804	5,499,647
千代田区	221,286	231,893	286,348	321,271	166,559	127,242	59,630	72,150	387,845	359,135	345,978	393,421
中央区	465,291	492,956	497,943	517,403	134,244	226,815	189,003	330,217	599,535	719,771	686,946	847,620
港区	403,834	656,260	697,701	970,613	627,360	33,442	83,929	116,402	1,031,194	689,702	781,630	1,087,015
新宿区	598,497	703,136	772,957	845,144	330,713	121,177	343,568	32,588	929,210	824,313	1,116,525	877,732
文京区	314,772	299,088	350,842	400,012	5,166	93,897	290,213	699,140	319,938	392,985	641,055	1,099,152
台東区	334,502	313,690	364,040	354,956	382,427	201,205	196,554	205,366	716,929	514,895	560,594	560,322
墨田区	376,690	471,158	583,720	695,109	302,479	97,486	187,835	373,474	679,169	568,644	771,555	1,068,583
江東区	717,782	780,608	846,001	1,123,053	1,293,719	212,789	250,851	346,706	2,011,501	993,397	1,096,852	1,469,759
品川区	864,128	1,004,224	1,022,917	1,126,048	625,827	367,897	2,268,712	1,181,700	1,489,955	1,372,121	3,291,629	2,307,748
目黒区	424,822	431,814	483,835	483,929	842,338	46,416	182,184	220,453	1,267,160	478,230	666,019	704,382
大田区	2,331,425	2,454,631	2,628,342	2,964,322	523,892	467,569	277,257	549,044	2,855,317	2,922,200	2,905,599	3,513,366
世田谷区	1,710,992	1,630,432	2,038,263	1,884,467	1,371,810	647,015	714,615	1,132,442	3,082,802	2,277,447	2,752,878	3,016,909
渋谷区	362,058	316,443	318,651	450,204	39,278	9,506	61,849	61,817	401,336	325,949	380,500	512,021
中野区	378,811	527,057	443,242	621,276	463,936	890,547	1,231,967	1,253,540	842,747	1,417,604	1,675,209	1,874,816
杉並区	501,431	583,775	629,710	733,305	54,372	114,484	152,988	604,080	555,803	698,259	782,698	1,337,385
豊島区	393,542	419,993	427,649	496,243	67,554	215,213	218,663	418,100	461,096	635,206	646,312	914,343
北区	928,043	817,223	1,031,989	1,105,652	458,296	849,162	52,311	194,083	1,386,339	1,666,385	1,084,300	1,299,735
荒川区	248,591	254,041	291,957	289,009	133,258	195,773	117,677	168,262	381,849	449,814	409,634	457,271
板橋区	756,592	738,799	845,195	971,005	210,618	369,577	282,920	272,931	967,210	1,108,376	1,128,115	1,243,996
練馬区	1,077,227	1,045,512	1,104,966	1,190,438	679,606	828,079	1,031,556	206,449	1,756,833	1,873,591	2,136,522	1,396,887
足立区	1,757,690	1,636,976	1,908,886	1,939,682	422,727	807,569	945,926	790,419	2,180,417	2,444,545	2,854,812	2,730,101
葛飾区	946,834	1,195,764	1,256,014	1,386,035	11,272,573	5,824,098	136,605	469,872	12,219,407	7,019,862	1,392,619	1,855,907
江戸川区	2,128,405	2,278,489	2,740,513	2,558,538	296,417	380,398	721,400	524,831	2,424,822	2,658,887	3,461,913	3,083,369
八王子市	1,075,137	1,125,227	1,181,297	1,180,523	269,483	447,101	181,113	358,034	1,344,620	1,572,328	1,362,410	1,538,557
立川市	228,594	242,781	286,957	305,869	58,145	36,653	37,433	99,760	286,739	279,434	324,390	405,629
武蔵野市	258,152	326,037	301,253	294,217	867,181	1,369,145	1,888,913	903,872	1,125,333	1,695,182	2,190,166	1,198,089
三鷹市	75,521	73,248	83,031	84,066	104,962	10,693	107,294	14,200	180,483	83,941	190,325	98,266

# 都区市町村の緑化動向

青梅市	140,148	133,882	123,341	136,517	24,484	1,816	5,834	22,673	164,632	135,698	129,175	159,190
府中市	363,474	292,865	318,845	394,451	131,416	69,269	76,460	59,520	494,890	362,134	395,305	453,971
昭島市	109,429	99,235	95,741	94,108	16,737	3,033	4,000	2,800	126,166	102,268	99,741	96,908
調布市	212,243	214,440	213,154	232,486	80,664	9,166	65,647	44,377	292,907	223,606	278,801	276,863
町田市	800,156	780,613	917,772	950,330	388,113	234,382	80,313	196,592	1,188,269	1,014,995	998,085	1,146,922
小金井市	85,722	76,953	80,414	91,834	170,923	8,400	77,517	2,484	256,645	85,353	157,931	94,318
小平市	238,415	244,246	236,591	257,589	2,576	39,362	24,300	20,500	240,991	283,608	260,891	278,089
日野市	149,343	166,385	161,599	190,151	0	1,490	28,036	116,760	149,343	167,875	189,635	306,911
東村山市	64,290	65,934	71,897	73,413	129,129	24,935	33,862	31,002	193,419	90,869	105,759	104,415
国分寺市	39,181	80,923	40,229	87,348	56,506	63,803	80,997	171,605	95,687	144,726	121,226	258,953
国立市	未回答	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福生市	88,461	114,255	92,500	110,779	36,311	116,793	41,143	29,700	124,772	231,048	133,643	140,479
狛江市	106,252	191,368	111,170	131,378	72,553	0	0	19,183	178,805	191,368	111,170	150,561
東大和市	65,209	82,189	75,292	84,001	3,732	10,137	5,774	2,000	68,941	92,326	81,066	86,001
清瀬市	66,906	73,238	65,320	68,287	877	648	55,226	600	67,783	73,886	120,546	68,887
東久留米市	27,050	28,195	30,063	30,255	0	0	0	0	27,050	28,195	30,063	30,255
武蔵村山市	108,734	106,519	120,828	172,013	74,342	109,158	3,513	10,733	183,076	215,677	124,341	182,746
多摩市	415,556	407,786	440,164	418,818	45,095	46,354	285,386	210,268	460,651	454,140	725,550	629,086
稲城市	153,361	161,809	155,257	171,020	41,041	49,229	28,269	97,980	194,402	211,038	183,526	269,000
羽村市	324,508	309,131	252,419	501,031	94,974	78,936	3,796	260,525	419,482	388,067	256,215	761,556
あきる野市	35,220	38,466	40,997	42,675	0	0	0	0	35,220	38,466	40,997	42,675
西東京市	181,913	168,838	182,198	194,506	74,922	27,235	4,641	664,834	256,835	196,073	186,839	859,340
瑞穂町	106,887	103,790	120,544	123,821	41,760	59,603	136,782	152,640	148,647	163,393	257,326	276,461
日の出町	14,943	10,612	17,032	14,999	358	3,691	400	300	15,301	14,303	17,432	15,299
奥多摩町	未回答	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大島支庁	367,958	0	412,090	0	324,560	0	271,945	0	692,518	0	684,035	0
大島町	—	11,120	—	11,577	—	0	—	0	0	11,120	0	11,577
八丈支庁	—	0	—	0	—	0	—	0	0	0	0	0
八丈町	527	0	942	0	51,705	0	0	0	52,232	0	942	0
都	11,486,289	10,771,927	12,590,906	12,242,508	9,320,220	9,719,463	15,045,177	21,992,792	20,806,509	20,491,390	27,636,083	34,235,300
特別区	18,243,245	19,283,962	21,571,681	23,427,714	20,705,169	13,127,356	9,998,213	10,224,066	38,948,414	32,411,318	31,569,894	33,651,780
市町	5,534,805	5,718,965	5,815,905	6,436,485	2,786,284	2,821,032	3,256,649	3,492,942	8,321,089	8,539,997	9,072,554	9,929,427
島しょ	368,485	11,120	413,032	11,577	376,265	0	271,945	0	744,750	11,120	684,977	11,577
全体	35,632,824	35,785,974	40,391,524	42,118,284	33,187,938	25,667,851	28,571,984	35,709,800	68,820,762	61,453,825	68,963,508	77,828,084

# 東京の緑化動向

表 15 東京の緑化動向調査「シートB」街路樹等の整備・維持管理について 回答概要

項目 団体	街路樹 本数(本)	植栽帯面 積(m <sup>2</sup> )	新たな街路樹の植栽に関わる費用(千円)					街路樹と植栽帯の維持管理に関わる費用(千円)						
			H24決算	H25決算	H26予算	H27予算	H24決算	H25決算	H26予算	H27予算	H27 植栽帯 H27 街路樹			
東京都建設局	435,214	1,133,149	879,140	1,137,271	1,532,621	1,660,447	3,970,897	4,020,181	-	-	5,241,387	533,611	0	0
東京都環境局														
東京都港湾局	10,978	152,271	6,068	11,932	6,156	12,424	114,276	114,619	85,432	29,187	69,601	122,049	15,449	106,600
千代田区	4,909	19,825	0	0	0	0	99,003	103,194	61,941	41,253	120,482	124,222	48,536	75,686
中央区	6,699	13,012	7,717	0	7,134	0	80,946	59,024	-	-	74,967	67,584	-	-
港区	5,546	13,127	0	-	0	26,488	103,427	144,382	-	-	143,831	82,105	-	-
新宿区	5,455	29,627	0	-	0	-	152,283	153,487	-	-	183,823	193,949	-	-
文京区	3,175	13,657	0	-	0	-	38,327	40,247	-	-	44,999	49,836	-	-
台東区	2,781	7,823	16,355	12,825	13,707	21,252	50,656	62,879	-	-	58,013	72,489	-	-
墨田区	4,173	15,780	0	0	0	0	55,452	60,692	-	-	75,566	82,178	-	-
江東区	12,276	40,914	15,083	25,464	26,540	24,886	157,744	158,989	-	-	200,604	272,410	-	-
品川区	3,743	22,250	-	1,374	-	0	72,653	82,039	-	-	90,034	95,767	-	-
目黒区	2,961	19,073	1,378	-	-	0	32,552	49,612	11,664	37,948	33,986	47,072	34,764	12,308
大田区	11,398	59,281	0	-	-	-	233,303	236,695	-	-	268,480	278,208	-	-
世田谷区	140,903	66,093	15,536	不明	13,128	不明	150,028	179,116	-	-	187,506	247,112	-	-
渋谷区	3,279	15,543	8,586	12,148	0	1,312	35,659	25,055	4,420	20,635	33,199	32,304	26,638	5,665
中野区	1,284	11,934	0	-	-	-	54,507	61,329	-	-	58,524	72,396	-	-
杉並区	4,876	20,283	0	-	-	-	37,090	40,431	-	-	44,293	50,536	-	-
豊島区	2,397	10,766	0	-	-	-	58,951	45,205	3,725	41,480	42,344	42,895	38,317	4,578
北区	5,419	35,729	0	-	-	-	128,324	145,561	-	-	139,225	176,371	-	-
荒川区	2,257	17,373	0	-	-	-	45,777	44,761	-	-	42,588	48,058	-	-
板橋区	9,167	45,025	2,931	0	2,924	0	143,415	113,106	-	-	169,378	135,643	-	-
練馬区	6,374	63,560	0	-	-	-	116,511	119,838	-	-	125,541	142,621	-	-
足立区	23,070	104,126	0	-	-	-	213,509	201,724	-	-	218,948	229,896	-	-
葛飾区	11,640	81,262	12,269	210	5,668	4,610	223,663	235,380	-	-	241,092	248,806	-	-
江戸川区	58,677	344,545	13,683	18,833	82,102	908	437,433	483,915	-	-	536,858	635,241	-	-
八王子市	28,102	188,032	4,292	794	-	0	229,598	234,257	-	-	243,363	262,918	-	-
立川市	5,127	5,665	0	0	0	637	74,457	93,784	-	-	100,000	105,700	-	-
武蔵野市	2,247	7,684	-	-	-	-	110,396	140,977	-	-	132,865	136,434	-	-
三鷹市	2,774	56,042	-	-	-	-	33,533	37,389	-	-	35,740	37,709	-	-

# 都区市町村の緑化動向

青梅市	3,565	24,091	50,385	-	49,300	-	48,313	-	49,300	49,300	-	-
府中市	10,744	0	882	808	780	-	100,856	-	112,000	157,564	-	-
昭島市	3,155	16,641	1,749	21,046	10,020	-	22,077	9,790	21,926	18,086	10,900	7,186
調布市	4,252	25,432	95,631	96,859	101,912	117,912	96,859	0	96,859	101,912	117,912	-
町田市	16,009	68,876	0	1,396	3,349	6,640	208,098	-	223,837	261,366	-	-
小金井市	1,744	8,727	588	525	603	603	30,718	-	33,438	33,559	-	-
小平市	42,250	16,381	1,065	0	1,344	10,513	45,697	-	47,419	48,268	-	-
日野市	2,501	21,443	0	0	0	0	1,300	-	1,300	1,300	-	-
東村山市	1,700	9,868	0	0	0	0	9,584	-	29,230	8,584	-	-
国分寺市	1,295	8,098	0	0	0	0	27,240	-	30,030	35,283	-	-
国立市	未回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福生市	1,120	5,615	-	-	-	-	9,493	-	9,950	9,595	-	-
狛江市	999	4,481	-	-	-	-	10,342	-	10,600	11,000	-	-
東大和市	3,430	26,152	-	-	-	3,394	24,479	7,665	30,608	34,679	-	-
清瀬市	623	5,518	0	0	0	0	4,609	0	3,700	7,200	7,200	0
東久留米市	1,709	8,668	0	0	0	0	23,383	7,413	24,635	23,690	15,634	8,056
武蔵村山市	1,660	15,300	0	0	0	0	12,997	8,704	13,469	17,974	5,941	12,033
多摩市	10,040	100,639	0	0	0	0	110,861	-	137,268	138,134	-	-
稲城市	6,218	61,072	62,922	62,196	62,000	62,000	62,196	-	62,000	62,000	-	-
羽村市	2,638	4,449	0	0	0	0	12,436	2,986	14,512	12,740	9,720	2,020
あきる野市	510	1,275	0	0	0	0	26,996	13,498	27,000	27,000	13,500	13,500
西東京市	把握していない	把握していない	0	0	0	0	26,590	-	23,979	25,771	-	-
瑞穂町	1,957	9,430	0	181	0	0	11,319	-	13,791	14,000	-	-
日の出町	905	7,440	0	0	0	0	8,289	-	8,600	8,600	-	-
奥多摩町	未回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島支庁	0	0	0	0	0	0	33,625	0	31,774	0	0	0
大島町	不明	不明	0	0	0	0	1,200	0	1,200	0	0	0
八丈支庁	2,055	59,017	11,246	9,870	11,900	11,195	103,135	-	100,918	103,000	-	-
八丈町	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都	446,192	1,285,420	885,208	1,149,203	1,538,777	1,672,871	4,134,800	85,432	5,310,988	655,660	15,449	106,600
特別区	332,459	1,070,607	93,538	70,854	151,203	79,456	2,846,661	81,750	3,134,281	3,427,699	148,255	98,237
市町	157,274	707,019	217,514	183,805	229,308	201,699	1,441,139	50,056	1,542,472	1,666,366	180,807	42,795
島しょ	2,055	59,017	11,246	9,870	11,900	11,195	103,135	0	133,892	103,000	0	0
全体	937,980	3,122,063	1,207,506	1,413,732	1,931,188	1,965,221	8,525,735	217,238	10,121,633	5,852,725	344,511	247,632

# 東京の緑化動向

表 12 東京都内街路樹等管理者別数量調査

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

街路樹	合計規模			地区別規模計				都 道					国 道			区 道		市町村道		
	順位	本数	%	順位	区部	順位	多摩部他	区部	多摩部他	順位	合計	%	区部	多摩部	順位	合計	順位	合計	順位	合計
アオギリ	19	5,413	0.6		4,887		526	3,031	331		3,362		41	0		41		1,815		195
アキノレ	20	4,939	0.6		4,349		590	1,328	26		1,354		12	0		12		3,009		564
イチョウ	1	61,977	7.4	1	39,118	2	22,859	19,367	8,953	1	28,320	6.5	5,087	2,646	1	7,733	3	14,664	3	11,260
ウバメガシ		3,903			3,275		628	1,223	429		1,652		9	0		9		2,043		199
エンジュ類	10	12,713	1.5	10	7,335	9	5,378	4,835	1,228	8	6,063	1.4	252	111		363		2,248	7	4,039
クスノキ	7	19,738	2.4	6	13,974	7	5,764	3,582	2,854	7	6,436	1.5	63	37		100	4	10,329		2,873
ケヤキ	6	30,800	3.7	7	13,282	5	17,518	4,101	6,858	5	11,959	2.5	1,040	670	4	1,710	6	8,141	5	9,990
サクラ類	3	44,176	5.3	4	26,360	4	17,816	3,529	4,320	6	7,849	1.8	422	88	7	510	1	22,409	2	13,408
シンジュ		140			28		112	26	0		26	0.0	0	0		0		2		112
ブラタナス類	5	31,244	3.7	2	28,367		2,877	18,018	1,287	2	19,305	4.4	2,631	26	2	2,657	9	7,718		1,564
トウカエデ	4	37,216	4.5	5	15,562	3	21,654	6,875	10,547	4	17,422	4.0	679	687	6	1,366	7	8,008	4	10,420
トチノキ	17	6,422	0.8		2,090		4,332	534	641		1,175		109	0		109		1,447	9	3,691
トネリコ		322			300		22	35	0		35		3	0		3		262		22
ニセアカシヤ		1,364			784		580	126	127		253		0	0		0		658		453
ハナミズキ	2	61,054	7.3	3	26,892	1	34,162	5,606	13,006	3	18,612	4.3	1,188	403	5	1,591	2	20,098	1	20,753
フウ		2,418			1,857		561	1,381	0		1,381		2	22		24		474		539
外来ポプラ類		118			113		5	30	0		30		0	0		0		83		5
マテバシイ	8	17,149	2.1	8	12,510		4,639	2,497	1,662	10	4,159	1.0	1,750	233	3	1,983	5	8,263		2,744
モミジバフウ	14	8,706	1.0		6,830		1,876	3,626	790	9	4,416	1.0	0	45		45		3,204		1,041
シダレヤナギ		3,222			2,849		373	1,003	10		1,013		341	0		341		1,505		363
ヤマモモ	9	13,795	1.7	9	11,119		2,676	2,794	907		3,701		438	7	9	445	8	7,887		1,762
ユリノキ	12	10,220	1.2		5,585		4,635	1,608	856		2,464		496	0	8	496		3,481	8	3,779
ウメ類		1,032			707		325	155	194		349		2	0		2		550		131
クワ		155			113		42	2	0		2		0	2		2		111		40
コブシ	11	11,598	1.4		5,685	6	5,913	1,595	881		2,476		234	153		387		3,856	6	4,879
サルスベリ類	13	8,916	1.1		5,052		3,864	987	971		1,958		0	5		5		4,065		2,888
サザンカ類		3,114			2,238		876	33	257		290		0	0		0		2,205		619
ツバキ類	15	7,789	0.9		4,593		3,196	34	2,664		2,698		0	4		4	10	4,559		528
シラカシ	16	7,147	0.9		3,927		3,220	784	341		1,125		76	46		122		3,067		2,833
ビロウ	18	5,526	0.7		0	8	5,526	0	2,068		2,068		0	0		0		0	10	3,458
その他		412,766			278,510		134,256	180,001	104,260		284,261		5,243	1,836		7,079		93,266		28,160
街路樹	本数合計	835,092	(本)		528,291		306,801	268,746	166,468		435,214		20,118	7,021		27,139		239,427		133,312
	百分率	100.0%	(%)		63.3%		36.7%	32.2%	19.9%		52.1%		2.4%	0.8%		3.2%		28.7%		16.0%
	街路樹延長	4,271.4	(km)		2,903.3		1,368.1	835.4	515.6		1,351.0		804.5	39.9		844.4		1,263.4		812.6
道路緑地	歩道植樹帯	2,971,728	(㎡)		1,692,838		1,278,890	637,643	495,506		1,133,149		135,587	52,211		187,798		919,608		731,173
	その他道路緑地	1,759,752	(㎡)		1,061,509		698,243	595,908	558,906		1,154,814		124,849	25,476		150,325		340,752		113,861
	面積合計	4,731,480	(㎡)		2,754,347		1,977,133	1,233,551	1,054,412		2,287,963		260,436	77,687		338,123		1,260,360		845,034
	百分率	100.0%	(%)		58.2%		41.8%	26.1%	22.3%		48.4%		5.5%	1.6%		7.1%		26.6%		17.9%

道路緑地の欄の「その他」とは、歩道植樹帯以外の道路緑地（中央分離帯・交通島など）東京都建設局公園緑地部計画課道路緑化担当：編集

**特 集**

**まちなかの特色ある緑化**

**I 特集にあたって**

### 特集にあたって

東京都緑化白書（Part34）の特集は、「まちなかの特色ある緑化（民有地緑化）」です。平成3年の東京都緑化白書（Part10）では、同じ民有地緑化でも「お家（うち）の前、緑しませんか」と題して、個人宅地の緑の様子をデザイン的な観点から取り上げ、参考となる緑化例として数多くの事例写真を掲載しました。あわせて、当時の各自治体の民間施設緑化基準等の制度状況を調べ、掲載しています。それから約四半世紀、緑化の形態や進捗状況が大きく変化しました。緑化は公共の緑化と民間の緑化が車の両輪となるのが理想ですが、これまでの時代の変化を映し出すために、今日あまり話題にならない民有地緑化を敢えて取り上げました。今回、改めて自治体等の取り組みの現状や今後を把握するとともに、特に民有地で実現しているまちなかの良好な緑を特集として取り上げたものです。

民有地緑化は、大きくは「義務化によるもの」と「自主的なもの」に分けられます。前者は、主に地方公共団体が定める条例等により、一定の緑化が行われる（緑化義務）ものです。また、後者は、新規開発地においては、条例で定める基準以上の緑化を行ったり、既に開発を終えて建築敷地に自ら新たに緑化を行うなど、まさに民間事業主や個人が身銭を切って都市に緑を創出するものです。デベロップメントによる再開発事業での事例やオープンガーデンの事例は見られますが、都市のみどり全体に占める割合は僅かであると思われます。

また、自主緑化を促す方策の一つとして、都市緑地法による市民緑地制度の活用があります。この制度は、民間の土地所有者と行政が契約を締結して、一定期間「市民緑地」として一般開放するものです。これにより、土地所有者は相続税の2割評価減や固定資産税及び都市計画税の非課税化の恩恵が受けられます。この制度は、緑地保全を行う場合だけでなく、民有地緑化にも適用されることはあまり知られていません。このため、普及は今ひとつの状況です。実は、民有地緑化を推進する方策はまだ日本にはあるのです。

東京都は、平成26年に「東京都長期ビジョン」を策定しました。これは、2020年に東京都で開催されるオリンピック・パラリンピックに向けた、多岐にわたる取り組みとそれを一つの通過点とする、「成熟の中で成長を続ける」社会システムを構築するための都政の方針が謳われています。

その中の都市戦略7には、「豊かな環境や充実したインフラを次世代へ引き継ぐ都市の実現」が、政策指針21には、「水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現」が記されています。このビジョンを具体化する事業の一つとして、「花と緑による緑化推進事業」を東京都独自の補助制度として平成27年度に創設しました。一例ではありますが、「量」の確保とともに民間ならではの創意工夫による「質」の高いみどり空間の創出は、成熟都市になくしてはならない事業と思います。

つまみ食いの民有地緑化に係る話題に触れましたが、総じては本特集のアンケート調査により、民有地緑化の現在、未来がよくわかるかと思えます。ここには、良好な事例だけでなく趨勢として危惧される事態もないわけではありません。地域地域の事情や暮らし、歴史がまちの緑というものの存在を左右しているのではないかと、そんな視点で読んでもらうのも良いかと思えます。情報の総合性と確実性を目標とするこの白書・特集が、民有地緑化に関わるすべての方々の一助になることを強く願っています。

(一社) 東京都造園緑化業協会

広報委員会副委員長 山下 得男



## Ⅱ 論題

# 生活基盤を整える民有地緑化の再定義

< 論題 >

## 生活基盤を整える民有地緑化の再定義

甲斐 徹郎

建築・まちづくりプロデューサー

(株)チームネット 代表取締役

関東学院大学客員教授

### 1. 生活基盤としての意味を失った現代の緑化

今に残る集落における緑化と比較することで、現代の街における緑化の特徴を考えてみたいと思います。比較してみると、それぞれの時代における緑化の位置づけが根本的に異なっていることがわかります。

#### (1) 集落における緑化の役割

かつての集落では、一軒一軒の民家が必ず屋敷林で囲まれ、それが連続することで、緑豊かな住宅地が形成されていました。どうして、緑が必ず存在するのか、それはかつての住宅には、自らの生活を外



図1 沖縄の集落



図2 防風林として植えられた集落の緑

## 生活基盤を整える民有地緑化の再定義

界と切り離して成立させる術がなかったためでした。沖縄などの南の島では台風対策として、本州では寒さ対策として、風から家を守るために屋敷林の存在は必然だったのです。そして、その緑には時代を経て手が加えられ続け、美しい街並みが形づくられてきたのです。

たとえば、沖縄の本部半島の備瀬という集落の航空写真（図1）を見てみると、集落全体が森に囲まれ、ひとつの生き物のような豊かな環境が形成されていることがわかります。この環境は、一軒一軒の家が、それぞれの宅地の四方を高さ5～6mの樹木によって生垣のように囲み（図2）、そうした宅地が約300並び連なることで形成されています。備瀬の集落では、こうして隣同士の住人と協調し合いながら、街全体を防風林で囲むことで、台風の猛威から自分たちの生活を守ってきたのです。

集落における緑の存在を成立させていた特徴を整理してみると、そこには2つの条件があると思います。そのひとつが、緑の存在がそこに住まう人々にとっての生活基盤そのものであったということです。その存在が生活を成り立たせる上でなくてはならないものだったのです。そうして、もうひとつの条件は、緑を育成し維持するコミュニティが機能していたということです。

これらの2つの条件は、相互に補完し合って成り立っていました。緑の存在は集落の全住人にとっての生活基盤そのものでした。そして、その緑の存在が生活基盤をともにする住人同士の関係を取り持っていました。そうした継続した関係が、地域のコミュニティを機能させ、そのコミュニティの存在が生活基盤としての緑を守ってきたのです。



図3 現代の沖縄の住宅地

### (2) 生活基盤としての役割を失った民有地緑化を推進することの難しさ

集落における緑の存在を成立させていた特徴は、生活基盤としての必要性和、それを維持するコミュニティの存在でした。それに対して、この2つの条件のどちらも揃わなくなってしまったのが現代の街の状況です。そのことが民有地緑化を推進する上での課題となっているのです。

その状況は、沖縄の現代の住宅地を見てみるとよくわかります(図3)。沖縄では60年代頃から住宅がコンクリート化され、住宅が強固になったために、台風に対する備えとして樹木を植える必要性がなくなるのです。こうした変化は沖縄だけではなく日本中どここの住宅地でも起こっています。アルミサッシと断熱材などの登場により、寒い地域での住宅の断熱・気密性能が格段に高まり、防風林として緑化することの必要性がなくなっていくのです。

そして、個々人の生活は、性能を増した住宅の壁の内側で完結させる度合いが増し、共通の利害による結びつきが希薄になります。そして、やがて、地域のコミュニティ機能は失われていくのです。

こうして、緑を存在させる条件がことごとくなくなってしまい、緑の位置づけはなくてはならないものから、手間のかかる煩わしい存在へと変容することになったのです。

私たちの身の回りの緑の存在の変遷を、このように捉えると現代都市において民有地緑化を促進させることの難しさの本質が見えてくると思います。

つまり、生活基盤の一角を成すという緑化の位置づけがないまま、緑化を推進させようとしていることに難しさがあるということです。緑の存在によって生まれる共通の価値を享受するという関係が成り立たないため、緑の推進派がいる一方で必ずそこに反対派が現れるという状況が生まれてしまったのです。

共通の価値を紐帯とした人間関係がなくなってしまうと、地域の緑を守り続ける主体が不在になってしまいます。それを補うことが現代の自治体の役割となっているわけですが、緑が生活基盤としての役割を失っている限り、自治体の職員が大儀として緑化を推進する傍らで、住人からの苦情に対処しなくてはならないという板ばさみの状態となってしまったのです。

もう一度確認しますが、かつての集落では、緑はなくてはならない生活の基盤をなしていました。ですから、そこには価値観の相違はありませんでしたし、緑を守り続けることは、地域のすべての住人の役割だったのです。

## 2. 緑を伴わない生活基盤はこのままでいいのか

地域の緑の存在が生活基盤としての意味を失ってしまっているということが、現代の都市の特徴ですが、そのことは都市の生活者にどのような作用を及ぼしているのでしょうか。

### (1) 私たちを孤立化させる緑のない生活基盤

緑を生活基盤としない生活を成り立たせているのは、個人個人の生活を自己完結させることのできる暮らしのカタチです。つまり、住宅の壁の内側で個人個人の生活が自立できる、そうした住宅技術がベースとなっています。

こうした現代の都市で確立されている暮らしのスタイルは、他者からの干渉を受けない自由と、スイッチひとつで得ることのできる便利さと快適さを私たちにもたらしました。しかし、その一方で都市の生活者に対しマイナスの作用を及ぼしていることも見逃せません。それは「孤立化」という問題です。個人の暮らしの領域が住宅の壁の内側で完結させることが可能となった現代人の生活は、自ずと外に対して閉じる傾向が強くなります。その結果、近隣住人との関係は希薄になり、さらには隣人との付き合いは「煩わしい」ものと意識されるものになってしまいました。

この状況に対して、自分の住む街の外に出て仲間と積極的に出会い関係を保っていれば、自分が孤立しているという意識はないわけですが、生後間もない子どもがいたり、足腰が衰えたりすることで出歩くことが不自由になってしまうと、途端に孤立しているという状況に陥ることになります。

こうした孤立した状況がもたらす問題はなんでしょうか。最大の問題は、他者からの承認が得られないということです。私たちが抱く幸福感の根底には「自己肯定感」というものがあります。その感覚は「誰かに認めてもらえている」といった他者からの承認があって得ることができるもので、これが得られないと自分が生きている意味を見出せなくなってしまうものなのです。

私たちの暮らしを自分の住む地域から切り離し、自立させることができるようになった現代の住宅は、他者からの干渉されない自由な生活スタイルと、便利で快適な暮らしを実現させましたが、その一方で地縁関係を育む機会をなくしてしまい、個々人を地域から孤立させてしまう結果を招いています。そのことが、現代人の幸福感にまで影響を及ぼしているのです。特に自宅で孤立してしまいがちな高齢者の「生きる力」を弱めてしまっています。いわゆる独居老人の問題の本質はここにあるわけです。

### (2) 幸福感のベースとなる暮らしの場を整えるためには

地域での孤立の問題は、高齢者などの弱者に大きく影響していることは事実ですが、この問題は、決して弱者だけにとってのものではなく、私たち全体に関わる問題でもあります。前に指摘したように私たちが幸福感を得るためには、他者からの承認を得ることが必要です。このことを家族という単位で考えてみましょう。家族のメンバーそれぞれが、自分に対する承認を得るためには、自分の住んでいる地域の外に出て仲間と出会い、相互承認の輪を維持することが重要となります。つまり、家族は一緒に暮らしてはいるけれども、お互いの幸せの拠り所はそれぞれ別々に外側にあるという状況となっているわけです。家族がひとつの単位として地縁という共通のコミュニティに属していた時代には家族という枠組みはとても強固でいられたはずですが、地縁がなくなってしまった現代の住環境は、家族同士の関係を弱めてしまう要因をはらんでいるのです。

高度成長期以降私たちは経済の拡大を目指してがむしゃらに働き、自分たちの暮らしそのものを整えることを疎かにしてきたのではないかと思います。しかし、経済がもはや右肩上がりに成長することは望めない時代となり、また、リタイヤしたシニア層が多くなる時代において、これからは自分たちの暮らしの基盤を整えようとする意識が強くなるだろうと思います。そして、その暮らしのベースとして家族の関係を見直すためにも、家族を取り囲む地縁を見直すことが重要になると思います。

地域の住人同士の関係を再生させるために必要なことは、個人個人の暮らしを住宅の壁の内側で完結させないで、地域全体を暮らしの場として機能させることです。そのためには、暮らしを外へとつなげる造園の果たす役割が重要となります。そのためには、これまで建築に付加的に対応していた造園の立ち位置を変えなくてはなりません。その方策を次に示そうと思います。

### 3. 緑をベースとした住環境づくりの試み

#### (1) 工業主導の中でどんどん小さくなる造園の役割

現代の住環境づくりは、建築を担う工業系の技術者が主導的立場に立ち、それに造園を担う施工者が従うという関係で進められるようになりました。

なぜ、住まいをつくる現場では工業系が主導的立場となったのか、それは工業が住宅を商品化させる能力に長けていたからです。かつて住宅は、その地域で入手できる材料でその地域の棟梁がつくるものでしたが、工業の発達によって住宅を構成する部材や設備の商品化が進んだことで、住宅は日本全国を網羅する市場で扱われる対象となり、巨大な住宅産業が育っていったのです。商品化を可能にするのは、工場で生産される安定し性能と品質です。そうした工業製品のおかげで、私たちの住む住宅の便利さと快適さは格段に進化したのです。

こうした住宅産業の成長の中で、相対的に果たす役割が小さくなっていったのが造園です。緑化的要素は、工業製品のようにその品質を保証することができませんし、居住者の手入れ次第でその後の状況は大きく左右されるものです。そのため、市場を通して住宅が発注されるようになると、緑化的要素は、品質の保証できないものとして住宅の供給者側から扱うことが制限されるようになります。供給者側にとっては、商品は手離れがいいことが重要で、納品が終わればすぐに次の顧客対応へと移行し、商品の生産ラインを効率よく回し続けなければならないからです。住宅づくりでは、メンテナンスフリーが望まれますが、それがその表れです。

こうして商品として住宅が扱われるようになると外環境までが、無機質な工業製品で埋め尽くされることになり、その結果、暮らしの場における緑化領域はどんどん小さくなってきたのです。

#### (2) 緑が創り出す快適さは住まい手の意識を変える

こうした工業が主導する住まいづくりが主流になっている中で、私はその方向とは全く逆に緑を住まいづくりの中心に据えた多くのプロジェクトを手掛けてきました。手間のかからない暮らしが当たり前になり、手間がかかる緑は嫌われるという現代の風潮の中で、私が手掛けたどのプロジェクトも、緑に対する居住者の意識はとても能動的でした。それはどうしてかということ、緑に暮らしを快適にする根源的な役割を担わせているからです。

その快適さは、エアコンなどの機械仕掛けで創り出す人工的な環境と比較すると、比べものにならないほどの差がつくものです。そうした、快適さの次元の違いを丁寧に提案し、実際につくり上げ、そこでの暮らしが始まると、住まい手の生活に対する意識が大きく変わります。お膳立てされた暮らしよりも、自らが手を加える暮らしに豊かさを感じるようになるのです。緑の手入れは確かに手間のかかるものですが、その手間をかけるプロセス自体に価値を見出すようになるのです。

機械仕掛けの住まいと、緑を活かした住まいの違いを比較すると、図5のようになります（図4、5）。樹木があることで生まれる局所的な気候を微気候といいます。図5の住まいでは、この微気候を意図的に整えることで室内の快適さを実現させています。具体的には、樹木の蒸散作用によって日射による温度上昇を抑制させ、樹木の下に生成される冷気を室内に取り込むように、建築と造園とを連携させて

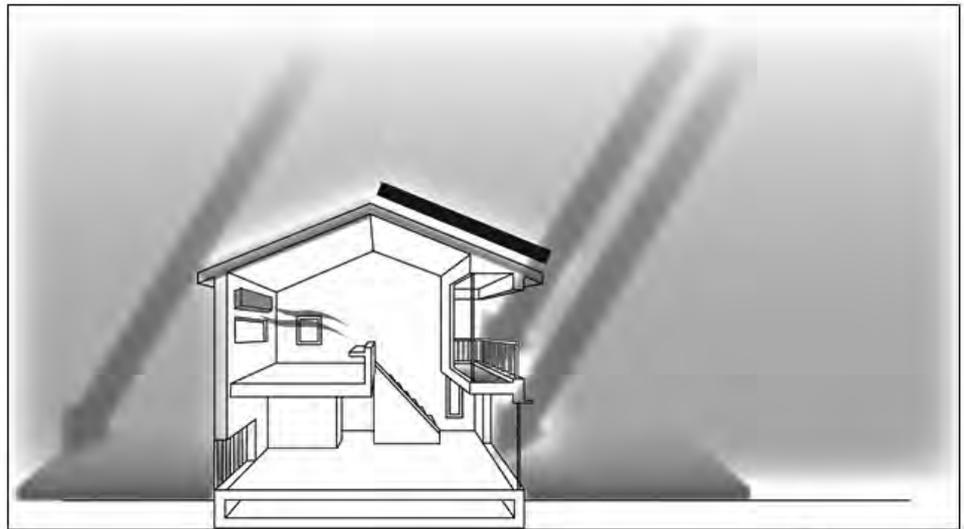


図4 機械仕掛けの住まい



図5 緑を活かした住まい

計画されているのです。

### (3) 緑がコミュニティを育み、コミュニティが緑を育成する

樹木が形成する微気候は、そのボリュームが大きいほどその効果は大きくなります。こうした緑を活かした取り組みをし始めると、緑のボリュームをいかに大きくできるかということに興味に向くようになります。それも、世田谷のような地価の高いところで緑を活かした暮らしを実現させるためにはどうすればいいのか。そうした課題に取り組んだのが、「櫛ハウス」という15世帯の集合住宅です（図6）。ここでは、樹齢250年の櫛の樹を残し、その樹を取り囲むように建物を配置し、櫛が個々の居住者全員にとっての天然の空調装置となるように位置づけました。その結果、この櫛が住人をつなぐ役割を果たし、快適な暮らしの実現と同時に心地のいいコミュニティが醸成されました。

新築で新しく家を建てようとする場面では、緑を活かすことを前提に設計を進めることができますが、古い住宅が建ち並ぶ既存の住宅地でも、同じような取り組みができないかとチャレンジしたのが、公益



図6 天然の空調装置として機能している「樺ハウス」のケヤキ

財団法人東京都公園協会の依頼で2008年から進められた「まちなか緑化」というプログラムづくりです。これは各地域で緑化の勉強会を開催し、自分の暮らしをより快適にするための緑の活かし方を地域の住人同士で学ぶ機会を用意して、さらにそこに東京都公園協会が運用する緑化基金を活かして緑化助成するという方法を試みたものです。緑の活かし方を学んだ住人が緑化をし出すと、それが隣近所に連鎖し、その成果は時間とともに広がっていくように工夫されたところがこのプログラムの特徴でした。このプログラムによるモデル事業は都内5カ所の地域で成功し（図7、8）、2010年には東京都と区市町村とがまとめた「緑確保の総合的な方針」（図9）の中で「界隈緑化」を推進する方針が打ち出され、そこにこのプログラムは活用されることとなりました。現在5つの自治体が界隈緑化の制度化に動き出し、これからも増えていく兆しが見えてきています。

#### 4. 緑を生活基盤としたまちを再生するために

##### (1) 緑の体感価値を訴求する者が不在なことの問題

さて、民有地緑化を本格的にまちの生活基盤を整えるレベルに引き上げる方策を考えてみましょう。

専門家と一般人との間に情報の格差があることを「情報の非対称性」といいますが、住まいづくりの場面では、この情報の非対称性が起きているように思います。住宅の供給者側は、徹底してすべてをお膳立てして至れり尽くせりの住宅を用意しますので、住まい手はそこに安住し、その暮らし以外に快適



図7「まちなか緑化」施工例（Before）  
緑化前の隣り合う旗竿地の様子



図8「まちなか緑化」施工例（After）  
2軒での連携によって緑化が実現した

で地域とのつながりを喚起する魅力的な暮らしの選択肢があることに全く気が付かない状況にあるのではないかと思います。

工業化した現代の住まいは、供給者側の論理で形づくられていて、真に住まい手側の幸福な暮らしのために寄り添った住まいの提案は、まだ世間に提示されていないのではないかと思います

前述した私たちが仕掛けてきた取り組みのポイントは、住宅の供給側に立って緑化をするのではなく、

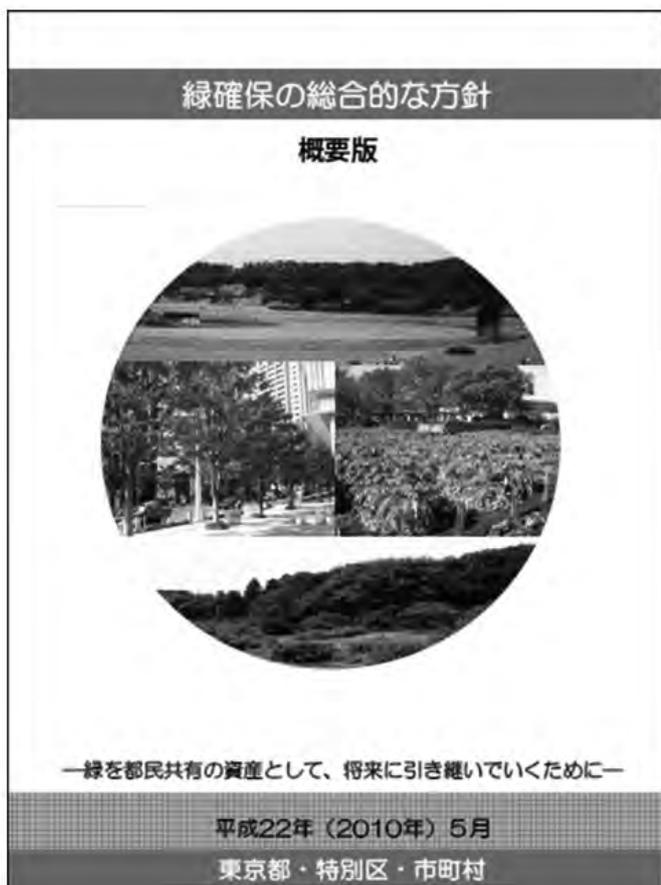


図9 2010年に策定された緑確保の総合的な方針

住人側に立って暮らしの中に緑を取り入れることの魅力を直接的に訴求したことにあります。緑が生み出す体感には、これまでエアコンの快適さを一番だと思っていた住人たちの意識を変えてしまう力があります。その緑の力を体感レベルにまで引き上げられれば、住人は進んで緑を暮らしの中に取り込むようになるのです。住まいづくり全般を工業系の技術担当者に主導させるのではなく、造園側は独自のスタンスを確立して、生活者に対して直接的に働きかけて緑の魅力を体感レベルで味わってもらえる役割を獲得することが重要なのではないのでしょうか。

### (1) 住み手と創り出す社会現象としての新しい民有地緑化

こうした私たちの取組みと並行して、魅力的な住まいを求める住み手側にも変化が見られるようになっていきます。工業製品で埋め尽くされる暮らしのあり方に対し、その方向を変えようとする動きが目立つようになり、社会現象にまでなっているのです。それは、リノベーションと呼ばれている取り組みです。

たとえば新築ではなく中古のマンションを好んで購入して室内空間を作り変えて住んだり（図10）、古い民家をあえて選んで借りてそこに手を加えて住んだり（図11）、自分たちのライフスタイルに合わせて自らがそこに手を加えることを求める人たちが増えているのです。

こうした住人自らが住まいづくりに関わろうとする時代の動きに沿って、緑も自分たちの暮らしを豊かにする要素として取り入れられるようになれば、民有地緑化は新しい社会現象を創り出す可能性を秘



図10 リノベーションされた中古マンション  
(提供：(株)ブルースタジオ)



図11 リノベーションされて賃貸として活かされている古民家  
(提供：(株)ブルースタジオ)

めているのではないかと思います。

そして暮らしの魅力を高めるための緑化がブームとなり、それがまちなかで連鎖し始めれば、その住宅地の住人同士は相互触発し合う関係へと発展し、やがて地域の環境を共通の生活基盤として認識しあえるまちが再び生まれるのではないかと思います。



## Ⅲ 民有地緑化に関する アンケート調査

## 民有地緑化に関するアンケート調査

### 1. アンケート調査の目的

本号の特集では、まちなかの特色ある緑化（民有地緑化）を取り上げます。このテーマを掘り下げるために、民有地緑化全般にわたって、現在の都内自治体の取り組み状況をアンケートによって把握することとしました。緑ある豊かなまちづくりを進めるには、一人当たり公園面積の少なさや激減する既存の緑の状況に照らして、公園緑地の整備だけではなく、民有地の緑の保全や緑化をどう進めるのかが大きな課題となっています。民有地の緑は、ベースとなる土地の維持や相続の問題と緑そのものの管理負担が絡むだけに、個人の努力だけでは守りきれない宿命があります。

一方で、オリンピック・パラリンピックが東京で再び開催されようとしている今日、開催都市としての美しい街並みのあり方が改めて問われています。これに無縁とは言えない民有地の緑化施策も、各地

表 20 東京の緑化動向に関する基礎調査（シート C）

#### 1 民有地緑化の例について

- 1-① 貴団体では民有地を緑化推進する実施例としてどんなものがありますか。 該当番号記入（複数回答可）
- ①開発指導による緑化義務 ②開発指導以外による緑化義務  
 ③地域団体・グループへの補助等による支援緑化（オープンガーデンを除く）  
 ④オープンガーデンへの支援 ⑤市民緑地制度による緑化 ⑥緑のカーテンへの支援  
 ⑦屋上緑化への支援 ⑧生け垣助成 ⑨苗木等助成  
 ⑩行政が土地を借地して緑化（自治体独自のもの） ⑪その他（ ）

#### 2 特色ある緑化（花）について

- 2-① 貴自治体管内において、民間の土地の所有者（家庭を除く）自身が、または民有地を土地借用したグループ・団体が特色ある緑化（花）に取り組んでいる例がありますか（平成 27 年 4 月 1 日現在） 該当番号記入

①特にない ②ある

注）ここに言う特色ある緑化（花）とは、①近隣地域での話題性 ②自主的な管理への秀でた努力 ③協働型管理の成功  
 ④景観からみた斬新性や美しさ ⑤顕彰実績があるもので行政から見ても推薦できる事例をイメージしています。

- 2-② 前問で②と応えたグループ・団体にお伺いします。具体的な事例の内容（主体、規模、特色、経緯など）について差し支えない範囲で記載して下さい。（数・量が多い場合は別紙に書いていただいて構いません。また、チラシ等があればこれに替えても構いません。）

※回答事例につきましては、当協会が別途ヒアリングする場合がございます。

#### 3 オープンガーデンについて

- 3-① 民有地の緑化では、個人宅での「オープンガーデン」が目立っています。貴団体では「オープンガーデン」を緑政策の一環として取り込んでいますか（平成 27 年 4 月 1 日現在）。 該当番号記入

①取り込んでいる  
 ②現在、検討中である  
 ③取り込んでいないが、今後はあり得る。  
 ④取り込んでいないし、今後も検討しない。

- 3-② 前問で①と答えた場合に伺います。取り組みの方式はどのようなものですか。 該当番号記入

①行政が主催（とりまとめから行事まで）  
 ②行政と民間団体が共催、行事は役割分担する  
 ③民間団体の活動が主で、行政はこれを直接間接に支援  
 ④その他（ ）

- 3-③ 2-①で①と答えた場合に伺います。「オープンガーデン」の概要について記載してください。パンフ等の資料があればこれに替えても結構です。

概要例) 主体、参加数、広報、公開日、ガイド、マップの作成、行政の関わり方、効果、評価など

で広まって30年以上経過しました。その施策は現在どのようになっているのか、この調査を通じて実態を把握し、私たちがこれから考え、取り組まねばならない課題を見据えます。

## 2. アンケート調査の対象と内容

アンケートは、本書に掲載している「東京の緑化動向に関する基礎調査」と合わせて実施し、その対象は東京都3局（建設局、環境局、港湾局）、特別区（23区）、市町（島しょ除く28市町）、島しょ（2支庁、2町）の58団体・自治体とした（今後の表記は主として、「団体」の用語を用いる）。回答は、1市1町（1市は未回答、1町は回答不能が理由）を除き回答を得た。

アンケートの内容は、表20に示したとおりである。開発指導による緑化義務から地域団体等への支援緑化、民有地緑化の実施例、特色ある緑化（花）として取り組んでいる事例の有無とその概要、オープンガーデンの有無とその概要、民有地緑化への市民緑地制度の適用、民有地開発での緑化義務に関し、緑化の基準をはじめ、その成果と課題について回答を求めた。

### 4 民有地緑化への市民緑地制度の活用について

4-① 都市緑地法の市民緑地制度は、民間の土地所有者が緑地保全を行う場合だけでなく、民有地緑化にも適用されます。貴団体では緑化を目的に市民緑地制度を活用していますか（平成27年4月1日現在）。 該当番号記入

①活用していない。 ②活用している。（具体的な場所と規模㎡）

※市民緑地制度とは：都市緑地法第55条、民間の土地等の所有者対象、都市計画区域内の300㎡以上の緑地等について、所有者と行政（または緑地管理機構）が契約を締結し、一定期間「市民緑地」として一般に開放する。契約期間は5年以上。この制度は土地所有者にとっては、原則行政が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される（契約期間が20年以上の場合、相続税が2割評価減。土地の無償貸付けなら、固定資産税及び都市計画税が非課税）

4-② 活用していない場合、あるいは普及が今ひとつの場合、その理由についてお伺いします。複数回答可。 該当番号記入

- ①制度そのものが未周知
- ②調整が付かない、該当する土地がない
- ③適用すると税収が減る
- ④管理負担（経費）が増大する
- ⑤執行体制が手薄
- ⑥管理を代行する団体がいない
- ⑦その他（ ）

### 5 民有地開発での緑化義務について

緑化の対象となる開発行為等の範囲、緑化の基準、実施後の指導、根拠規程、成果、課題についてお伺いします。記載は平成27年4月1日現在でお願いします。

※緑化義務とは：ここでは、宅地等の開発行為、建築物の建築に伴う開発行為、都市計画法の各種再開発に伴う行為、駐車場の設置に係わる行為に対して、都市緑地法・都市計画法地区計画、条例・要綱等を根拠に一定の緑化を課すことをいいます。

- ①緑化義務の対象となる開発行為等の範囲、対象を伺います。
- ②緑化の基準を伺います。
- ③実施後の対策（緑化後、適正に維持されているか、消滅していないか等についての確認指導や対策）の実態について伺います。
- ④緑化義務の根拠規定を伺います。
- ⑤緑化義務を課した成果（発足以来、緑化義務によって生まれた緑地・植栽面積（㎡）、あるいは植栽した高中低木別本数・株数）を伺います。
- ⑥緑化義務の課題（主なものを箇条書きでお願いします）を伺います。

### 6 民有地緑化の今後について

緑化義務を除く民有地の緑化推進について、貴団体の今後の方向性（平成27年度以降）はどのようにお考えですか。該当番号記入

- ①積極的に推進する（具体例をお書き下さい）。
- ②これまでを基本的に維持する（具体例をお書き下さい）。
- ③これまでのものを縮小していく。
- ④完全に撤退する。

また、最後に民有地緑化の今後について、その方向性と考え方を聞いた。

## 3. アンケート調査 項目別の結果と考察

### (1) 民有地緑化の例について

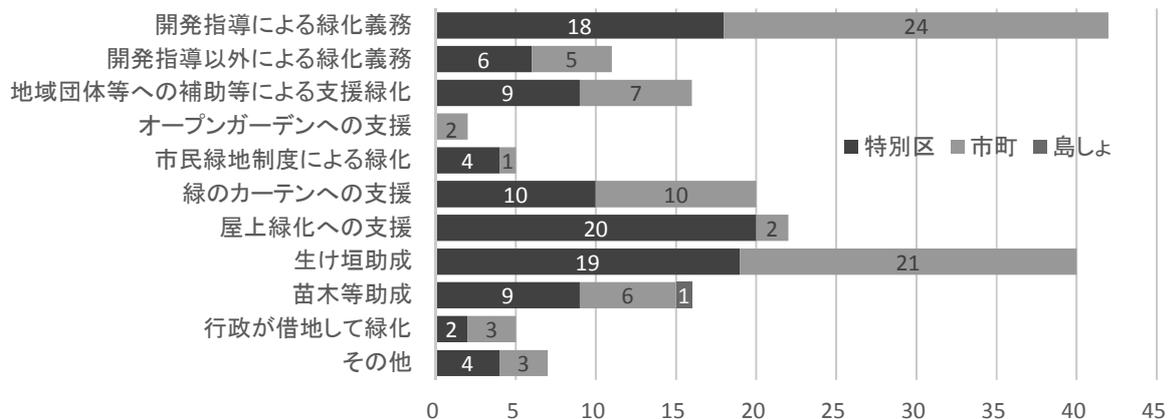
民有地緑化を推進する実施例として、どんなものがあるか、10例を選択肢として掲げ、複数選択可能として回答を求め、50団体から回答を得た。

この結果、開発指導による緑化義務によるものが一番多く42となり、次いで生け垣助成40、屋上緑化への支援22、緑のカーテンへの支援20、苗木等助成17、地域団体・グループへの補助等による支援緑化（オープンガーデンを除く）16などとなった。

その他では、界わい緑化、壁面緑化、駐車場緑化、花壇・植樹帯造成補助、樹木の移植への助成、苗木の配布、民有地緑化の表彰制度が実施されている。

また、団体ごとの選択数では、板橋区が最も多く8つを選択し、次いで6つを選択したのが7団体、5つが5団体、4つが13団体、3つが15団体、2つが6団体、1つが3団体と、3～4つを選択する団体が多かった。

特別区と市町・島しょで違いが見られた点は、屋上緑化への支援で、特別区が20団体とほぼ制度化されていた一方、市町では2団体に止まった。

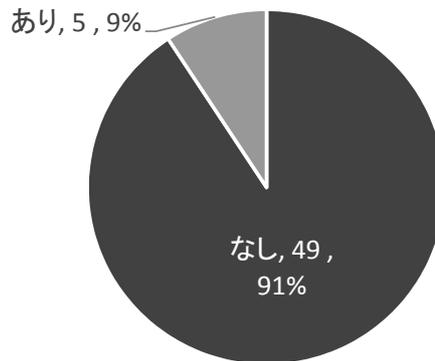


グラフ 21 民有地緑化の例

### (2) 特色ある緑化（花）について

特色ある緑化（花）については、54団体から回答があり、49団体が「特になし」（なし）で、「ある」（あり）は、5団体に止まった。

「ある」と回答した団体のうち、港区は平成16年度の「港区みどりの街づくり賞」を掲げた。この賞は昭和54年度から行っている建築計画に伴う緑化義務と緑化指導事業を対象に、環境への配慮や優れた緑化計画のもと緑地を適正に維持している区民や事業者を表彰するもので、地域緑化協力への感謝とともに、さらなる民間緑化の発展をねらいとしている。



グラフ 22 特色ある緑化（花）の有無

江東区では、フジクラ開発「ギャザリア・ビオガーデン“フジクラ木場千年の森”」を掲げた。平成22年11月に完成し、広さ約2,200㎡で、野生生物を優先に考えた保護区のビオトープと、その要素を取り入れながら人が利用できるビオガーデンで構成し、敷地内の大型商業施設利用者や隣接する小学校をはじめ、区内区外から多くの人々が利用できる。当初は駐車場になる予定だったが、地域住民の緑化への強い要望と行政の指導で整備され、公園、造園、生物等の各分野などから各賞を受賞、広くマスコミにも取り上げられた。

大田区では、「18色の緑づくり支援」をとりあげた。地域力の基盤である18の特別出張所管内のまちの個性を地域住民の連帯と協調の象徴として、地域の花や木のような「まちの緑」で表現し、地域力を生かしたまちづくりへの機運が高まるよう地域の取り組みを支援するもので、地区ごとの特色ある景観向上に期待がかかる。（詳細100頁）

あきる野市は、美しい心の育成と美しい街づくりを目指し、「町内会・自治会による活動」、「ボランティア団体による活動」、「オープンガーデン事業」の3つの柱を軸にした『花いっぱい運動』を掲げた。町内会・自治会による活動では、毎年春に市内約50の町内会が参加して、沿道や公共用地、地域の花壇に花苗の植付けを行い、「あきる野市花いっぱい運動花壇コンクール」を実施している。ボランティア団体による活動では、現在3団体が活動しており、種から花を育て、市内の公共施設などに花を植え、維持管理に活躍している。また、オープンガーデン事業は、花の好きな方の交流が、美しいまちづくりへとつながっていくことを目指し、個人の自慢の庭を一定期間公開するもので、毎年多くの人々が訪れている。（詳細93頁）

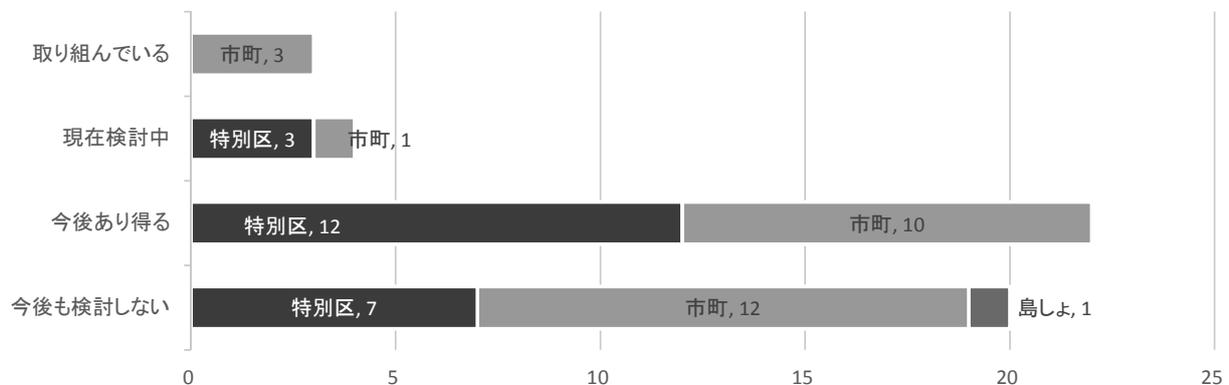
大島町は、地域の婦人会に花の苗木を提供し、ボランティアで幹線道路沿いの空き地に花を咲かせる運動を行っている。

### （3）オープンガーデンについて

オープンガーデンについては、49団体から回答があった。内訳は「取り組んでいる」3団体、「現在検討中である」4団体、「現在取り組んでいないが今後はあり得る」22団体、「取り組んでいないし、今後も検討しない」20団体であり、今後も含めた実施の可能性では、検討中、今後あり得るを含めて26団体であり、およそ全体の半数にあたる。

取り組んでいる団体の取り組み方式について見ると、あきる野市が行政主催、青梅市が民間の活動が主で行政がこれを直接間接に支援、小平市は市、園芸組合、商工会、JA等の共催となっている。

主な取り組みの概要を紹介する。青梅市は梅の名所である吉野梅郷地区に6ヶ所あり、青梅市観光協



グラフ 23 オープンガーデンの取り組みについて

会および地元有志による梅の里づくり実行委員会が運営を補助している。例年3月に梅の公園を中心に開催される梅まつりにあわせて公開する。(寺等は通年見学可。)[「観光歩き道マップ(梅の郷コース)」に掲載され、歩き道コースの順路に組み入れられている。青梅市は市観光協会に補助金を出して、運営を補助している。現在はウメ輪紋ウイルスの関係で梅樹は見られないが、他の花木等で対応している。

小平市は、「こだいら オープンガーデン」と称される。自然とうるおいのある街づくりを目指す一環で、平成19年6月から開始し、現在、参加数は全26箇所。敷地外からの見学など、公開スタイルはさまざまで、多くは通年オープンであり、ガイドマップを作成し、市役所、市内公共施設にて配布している。オープンガーデンへの協力者(オーナー)は随時募集している。

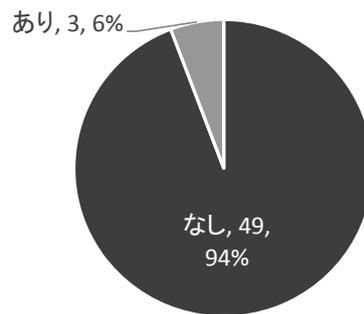
あきる野市は、花いっぱい運動の一環として、平成18年からオープンガーデン事業に取り組み、花好きな方の交流がより美しいまちへとつながっていくことを目指している。現在、14軒がオープンガーデンを行っており、公開中には2,000人を超える来訪者がある。そのほか、市が4回にわたり、公開されている庭を徒歩で回る『花めぐりウォーキング』も開催している。(詳細93頁)

#### (4) 民有地緑化への市民緑地制度の活用について

都市緑地法の市民緑地制度は、民間の土地所有者が緑地保全を行う場合だけでなく、民有地緑化にも適用できる。こうしたことから民有地緑化への市民緑地制度の活用の有無を「活用していない」「活用している」の選択で回答を求めた。その結果、49団体から回答があり、「活用していない」が46団体で93.9%、「活用している」は3団体で6.1%となった。

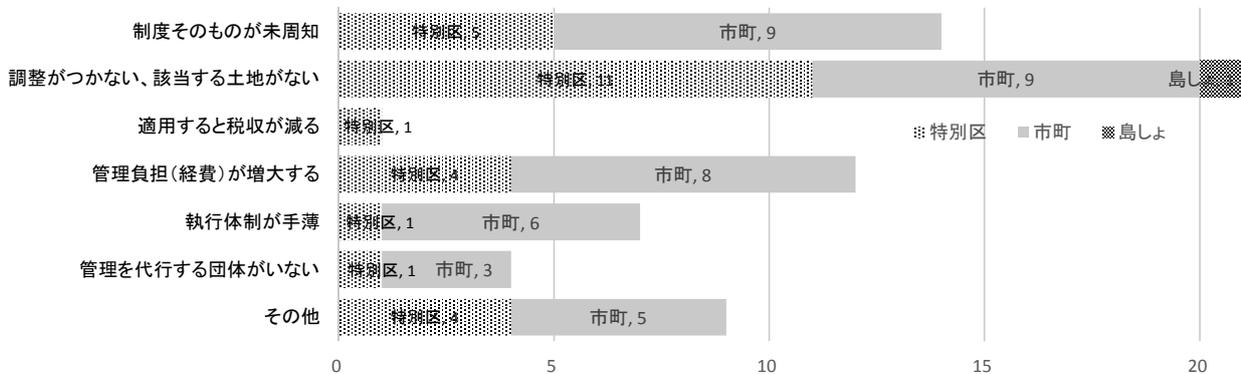
「活用している」団体については、具体的な場所と規模の回答も求めた。文京区では千駄木一丁目11番先「千駄木ふれあいの杜」1,108.50㎡、板橋区では大門11番、300.57㎡、東久留米市では「南沢第一市民緑地」968㎡である。

民有地緑化への市民緑地制度の活用について、活用していない場合、あるいは普及が今ひとつの場合



グラフ 24 民有地緑化への市民緑地制度活用の有無

(大半の団体がそうであるが)、その理由について、6つの選択肢から複数回答を求めると70件の回答があった。内訳は「調整がつかない、該当する土地がない」との回答が最も多く21団体、回答数全体の30%を占めた。「制度そのものが未周知」14、「管理負担(経費)が増大する」12「執行体制が手薄」7、「管理を代行する団体がいない」4、といった組織体制や負担に起因する問題がみられるが、制度そのものが知られていないのは今後の大きな課題と言えよう。



グラフ 25 民有地緑化への市民緑地制度を活用していない、あるいは普及がいまひとつという場合の理由

# 特集 まちなかの特色ある緑化

表 21 東京の緑化動向に関する基礎調査（シートC）回答概要 1/2

団体	民有地緑化の実施例		特色ある緑化		オープンガーデンの取り組み			民有地緑化への市民緑地の活用		
	実施例	その他	有無	具体事例	取組方法	概要	有無	具体的な場所と規模	活用していない普及が今ひとつの場合の理由	理由その他
東京都建設局										
東京都環境局										
東京都港湾局										
千代田区	⑥⑦		なし		④		なし		①⑦	
中央区	①⑦⑧⑨		なし		④		なし		②	
港区	②⑦⑧		あり	港区みどりの街づくり賞受賞施設（港区公式ホームページ参照：ホーム>環境・まちづくり>環境>緑化>港区みどりの街づくり賞）	④		なし		②	
新宿区	①②⑤⑦⑧⑨		なし		③		なし		②	
文京区	①⑤⑦⑧⑨		なし		④		あり	千駄木ふれあいの杜（千駄木1丁目11番先）1,108.50㎡		
台東区	⑥⑦		なし		③		なし		①②	
墨田区	①⑥⑦⑧		なし		③		なし			
江東区	①⑦⑧		あり	フジクラ開発「ギャザリア・ビオガーデン「フジクラ木場千年の森」」 <a href="http://www.forest1000.fujikura.jp/index.html">http://www.forest1000.fujikura.jp/index.html</a> ※別添PDF「CLA JOURANAL NO.172 ギャザリアビオガーデン「フジクラ木場 千年の森」を参照						
品川区	①⑦⑧		—							
目黒区	①③⑦⑧⑨		なし		③		なし		②④	
大田区	③⑥⑦⑧⑩⑪	壁面緑化助成	あり	大田区の「18色の緑づくり支援」は、地域力の基盤である18の特別出張所管内のまちの個性を、地域住民の連帯と協調の象徴として、地域の花や木のような「まちの緑」で表現し、地域力を生かしたまちづくりへの機運が高まるよう地域の取り組みを支援するものである。地区ごとに「地域の花」を選定して育成し、「地域の花」がまちのあちこちで咲くことにより話題を提供し、緑への関心を高める。18色の緑を用いてまちを彩り、地域力を活かしたまちづくりを応援することを目的としている。 区は、選定された「地域の花」の種等を各地区の自治体等へ無償で提供し、各地区は地域イベント等様々な機会に区民へ配布したり、町会館前で育成したり、地域ぐるみの栽培に取り組んでいて、地区ごとに特色ある景観をつくっている。町会館前、私鉄駅前、郵便局や信用金庫、神社、商店会等の民有地だけでなく、公園、道路、小中学校内の道路側等も含め、それぞれの地区で育成場所を検討し、できるだけ皆さんから見	④		なし		①④⑤⑦（所有者と近隣のプライバシーの確保、公開のため初期費用や整備費用も必要）	

世田谷区	①②③⑦ ⑧⑩	樹木の移植助成、駐車場の緑化助成	なし	見えるような場所を取り組んでおり、地区ごとに特色ある景観が広がっており、地区ごとの特色ある景観向上に寄与している。 さらに、東京オリンピック・パラリンピックに向け、地域力を活かし、来訪者へのおもてなしに繋げていく。 今年度の第35回「緑の都市賞」緑の市民協働部門（主催：公益財団法人都市緑化機構）に「大田区自治会連合会」として応募し、大田区長が推薦したところである。	②					なし	②⑥		
渋谷区	①⑨		なし		③					なし	②		
中野区	①⑧⑨		なし		④					なし	②③		
杉並区	①②⑤⑦ ⑧⑩		なし		③					なし	⑦		既に形成されている良好な緑地の保全を主目的に活用している。 区が植栽や施設整備を行い、将来更地で返還では効果が疑問。
豊島区	①⑦⑧⑨		なし		③					なし	①		
北区	①③⑦⑧		なし		④					なし	①④		
荒川区	①③⑥⑦ ⑧⑩	民有地緑化の表彰制度	なし		③					なし	②		
板橋区	①②⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩		なし		③					あり 板橋区大門11番 300.57㎡ 板橋区大門3番 1563.17㎡			
練馬区	①③⑥⑦ ⑧⑨		なし		③					なし	②		
足立区	②③⑥⑦ ⑧⑩		なし		③					なし			
葛飾区	①③⑥⑦ ⑧		なし		②					なし	⑦		
江戸川区	①③⑥		なし		②					なし	②④		
八王子市	①③⑥⑧		なし		④					なし	①		
立川市	①③		なし		④					なし	②⑦		
武蔵野市	①②⑧⑨		なし		③					なし	①②⑤⑥		
三鷹市	①③⑧		なし		④					なし	②		

# 特集 まちなかの特色ある緑化

団体	民有地緑化の実施例		特色ある緑化		オープンガーデンの取り組み			民有地緑化への市民緑地の活用		
	実施例	その他	有無	具体事例	取組方法	概要	有無	具体的な場所と規模	活用していない普及が今ひとつの場合の理由	理由その他
青梅市	①④⑥⑧	0	なし		①	③	なし		④⑤	
府中市	①		なし		③		なし		②④	
昭島市	①⑦⑧⑩	壁面緑化	なし		③		なし		⑦	制度そのものは活用しているが、緑地の管理は所有者本人
調布市	①③⑧		なし		③		なし		④	
町田市	③⑥		なし		④		なし		①②④	
小金井市	①②⑧⑩		なし		③		なし		①④	
小平市	①③④⑥⑧⑨		なし		①		なし		⑦	緑地保全の観点から積極的に推進すべきでないと考えている。
日野市	①⑧⑩		なし		③		なし		①	
東村山市	①⑥⑧⑨		なし		④		なし		①②⑥	
国分寺市	①⑥⑧⑨		なし		④		なし		⑦	緑の基本計画に導入検討を位置付けている
国立市	未回答		なし		①		なし			
福生市	①⑥⑧		なし		③		なし			

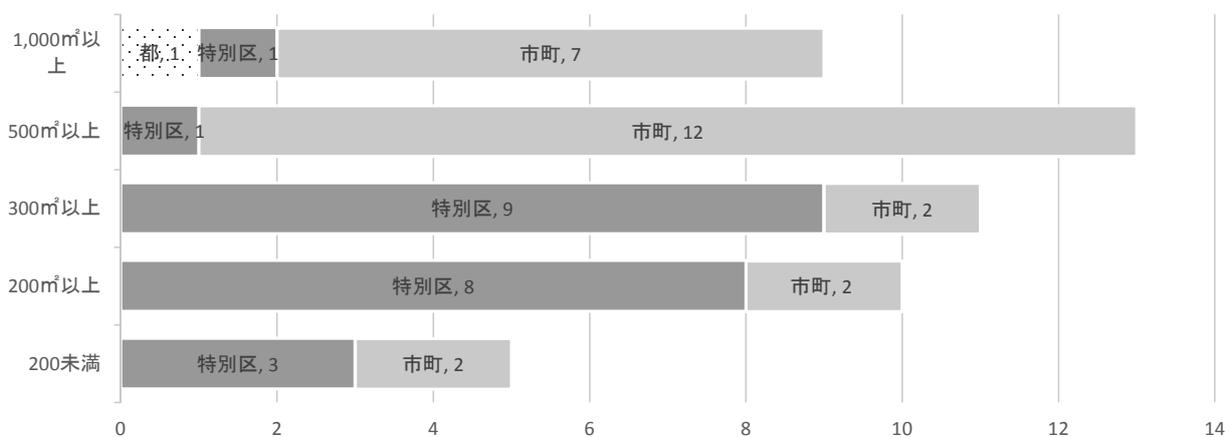
狛江市	①⑧⑪	花壇・植樹帯 造成補助 、界わい緑 化助成	なし	なし	③			なし		②	
東大和市	①	0	なし	なし	④			なし		②	
清瀬市	①②⑧⑪	苗木の配布	なし0	なし	④			なし		④	
東久留米市	①⑤⑥		なし0	なし0	③			あり 南沢第一市民緑地 968㎡			
武蔵村山市	⑥⑧⑨⑩		なし0	なし	④			なし		①	
多摩市	①③⑧		なし0	なし0	④			なし		⑦	将来的に買取 の責務を負う ことが想定さ れることなど
稲城市	①②⑧		なし0	なし	④			なし		④⑤⑥	
羽村市	①⑦⑧⑨ ⑪	庭やオープン スペースへの 緑化助成	なし0	なし0	③			なし		⑤	
あきる野市	①②⑧		あり	美しい心の育成と美しい街づくりを目指して、「町内 会・自治会による活動」、「ボランティア団体による活 動」、「オープンガーデン事業」の三つの柱を軸に『花 いっぱい運動』を推進している。 ・町内会・自治会による活動 ・毎年春に市内約50の町内会が参加して、沿道や公共 用地、地域の花壇に花苗の植付を行う。併せて、「あ きる野市花いっぱい運動花壇コンクール」も実施して いる。 ・ボランティア団体による活動 現在3団体が活動しており、種から花を育て、市内の 公共施設などに花を植えて維持管理をしている。 ・オープンガーデン事業 花の好きな方の交流が、美しいまちへとつながって いくことを目的に、個人の庭を一定期間、自由に見学さ せてもらう。 <a href="http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000001631.html">http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000001631.html</a>	①		あきる野市ホーム ページ「オーブ ンガーデン」 <a href="http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000001632.html">http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000001632.html</a>	なし		②⑤	
西東京市	①⑧		なし	なし	②			なし		①④⑤	
瑞穂町	①⑥⑧⑨		なし	なし	④			なし		①④⑤	
日の出町	該当なし										
奥多摩町											
大島支庁	回答なし										
大島町	⑨		あり	地域の婦人会に花の苗木を提供し、ボランティアで幹 線道路沿いの空き地に花を咲かせる運動を行っている。 る。	④			なし		②	
八丈支庁	回答なし										
八丈町	回答なし										
八丈町	回答なし										

## (5) 民有地開発での緑化義務について

開発指導により緑化義務を課しているのは、質問1において42団体であることが判明しているが、まず、緑化義務の対象となる開発行為等の範囲、対象を見てみよう。その多くは一定の面積に対する開発や建築行為を対象とし、面積は特定の地域や用途により、細かく既定されている場合もある。まず緑化義務の対象として示された下限面積の状況をみると、市町では500㎡以上が多く、特別区では200㎡以上、300㎡以上をベースとするものが多い。

次に緑化義務の対象・範囲は、建築基準法による建築行為、都市計画法に基づく開発行為が大半で、駐車場・駐輪場設置も含まれることが多い。また、すべての建築物が対象（台東区）、面積によらず（杉並区）という規定の団体もある。

地域を網羅して緑化を進めるものに、都市緑地法に基づく「緑化地域制度」があるが、都内では唯一、世田谷区が導入している。この緑化地域制度は、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるもの。横浜市や名古屋市なども導入しているが、全国的にみると普及はこれからと言える。また、国分寺崖線を保全するために一定区域内に限って、特別な規制や緑化を課す制度も見受けられる（世田谷区、国分寺市）。



グラフ 26 緑化基準となる対象面積の下限

緑化基準は、地上（地表）部の緑化、接道部の緑化、建築物の緑化等について設定しており、地上部の緑化は、敷地面積－建築面積（または敷地面積×建ぺい率）に一定の係数を乗じたもの、一定の係数は敷地面積や用途地域などによって変化するものも多く、市町の3,000㎡以上の開発においては、6%の公園整備を基準としているものも多い。

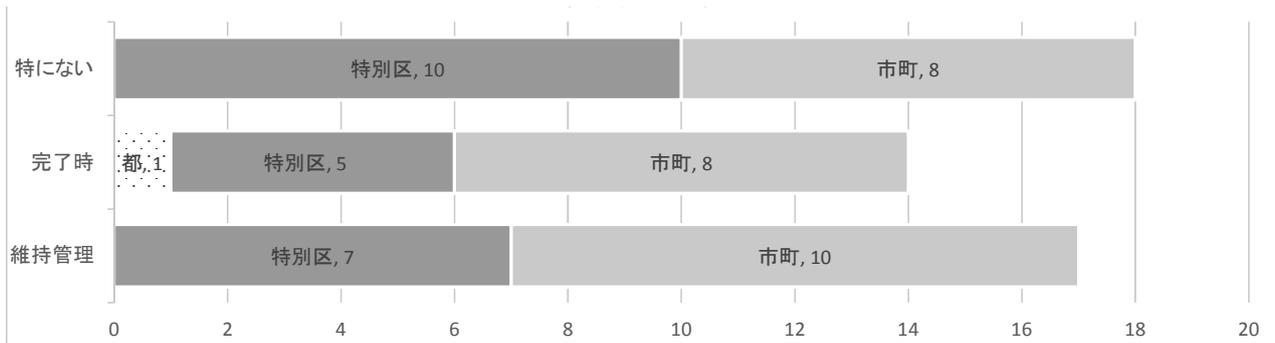
建築物の緑化は、一定の敷地面積以上で建築面積に対する割合（%）を基準とするものも多く、接道部の緑化は、接道部の延長に用途地域や面積により設定された割合以上の緑化を求めている。

さらに、緑化に当たって、高木、中木、低木といった樹木の本数を規定している団体もある。

実施後の対策として、維持管理など適正に維持されているかなどの確認などについては、特に行っていない団体が18団体と多く、完了時に確認している団体が13団体、維持管理状態での確認は17団体

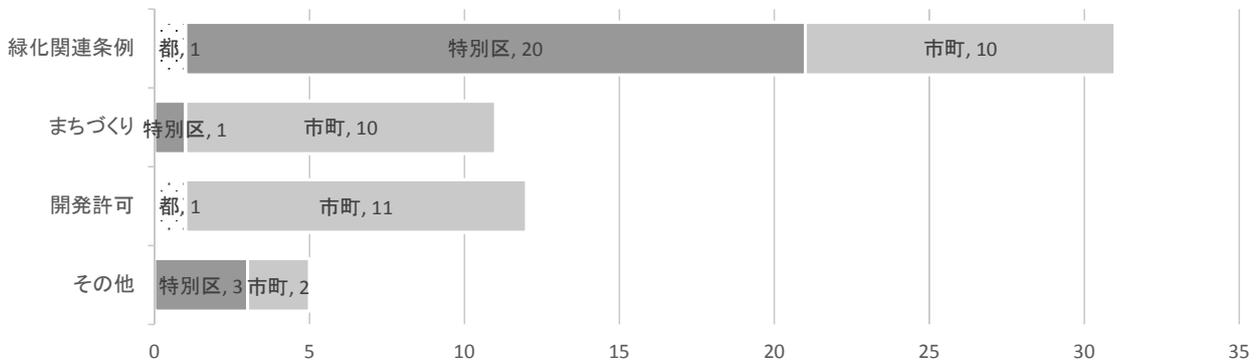
となっている。

しかし、この17団体においても、相談を受けた際に指導、事実が確認された場合、維持管理計画書の提出、1年後の現地確認、竣工後概ね2～3年に現場確認、条例制定5年を機に実施などとなっており、追跡管理の難しさを物語っている。一方で、随時現地調査、適宜現場確認、定期報告書の提出、毎年管理業務で確認、市の管理などによって、徹底を図る団体も少なくはない。



グラフ 27 緑化義務実施後の対策

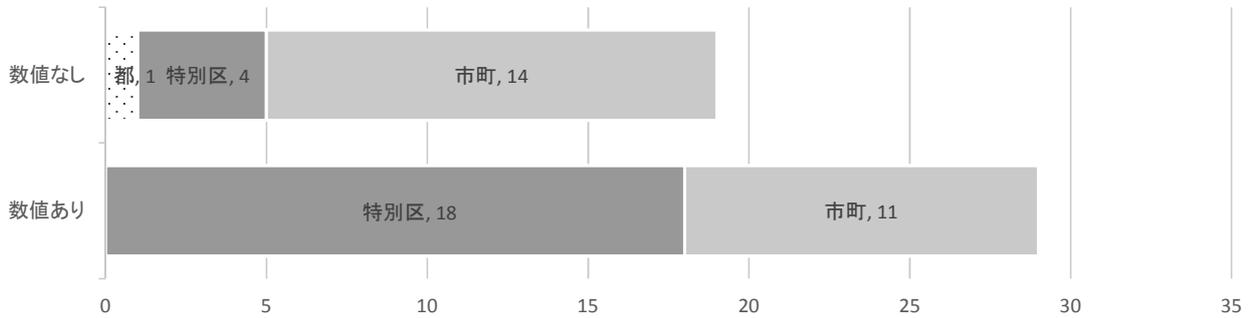
緑化義務の根拠規定は、緑化関連条例やその施行例が多く、そのほか、まちづくり条例や開発許可、その他、市町における都の規定への準拠などが示された。



グラフ 28 緑化義務の規定根拠

緑化義務を課した後の緑の増加面積等の成果は、29団体と制度のある半数以上で数値化されている。数値化にあたっては、制度開始当初からの団体や途中からの団体もあるが、件数や面積、樹木の本数などが数値化され、成果が見える。一方で、集計していない、不明な団体は19団体もあり、政策的効果があるのにも関わらず、公表されないという実態も浮き上がった。

## 特集 まちなかの特色ある緑化

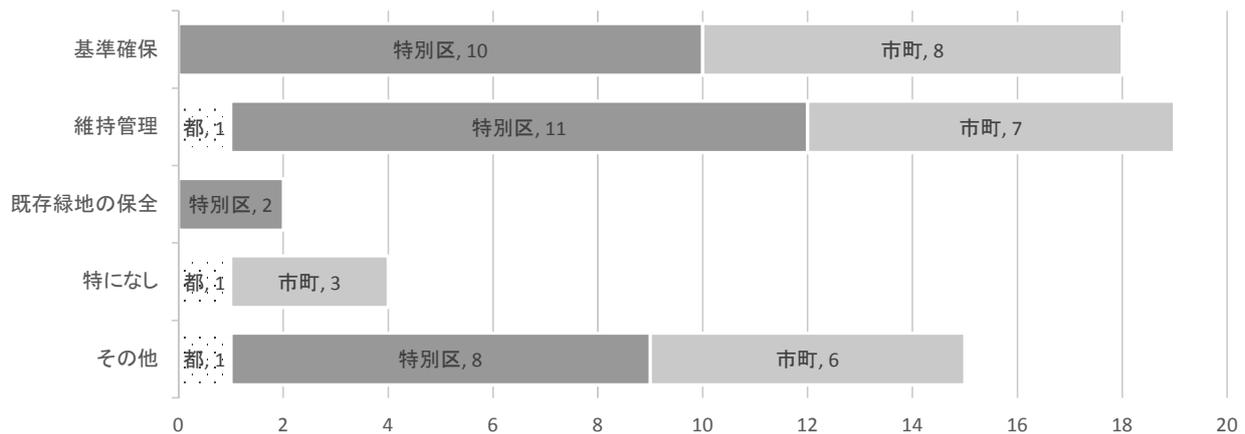


グラフ 29 緑化義務を課した成果

緑化義務の課題については、実施後の対策と同様、維持管理が適切に行われているかの確認ができていないことをはじめ、実際に維持管理を適切に行うのが難しいといった点が最も多くあげられた。基準自体に問題があったり、敷地内の施設や植栽地内の資材で基準を満たせないものや完了届けが出ず基準を確認できないものがあり、罰則もない状況では基準の確保が難しいなどとした団体も 18 団体ある。

また、既存緑地の保全について 2 団体が保全の重要性を示唆した。

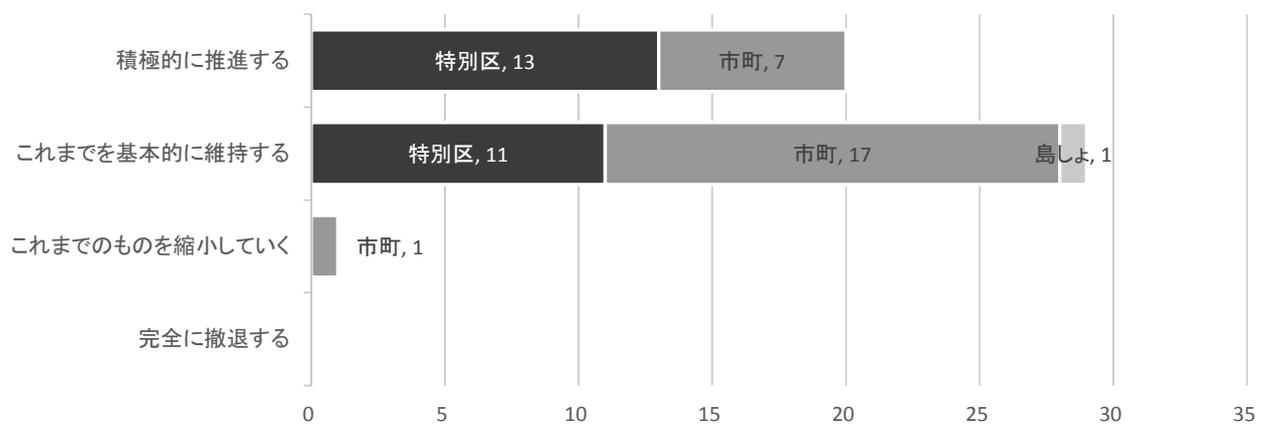
その他の課題として、緑化義務では、緑量のみになり景観や生物多様性への配慮や質を考慮した緑化ができないため、景観条例で補完するなどの団体もあった。また、維持管理の支援不足、コスト（初期投資）、マンションのバルコニーや個人庭を緑化義務の対象にするのは適当か、個人住宅の場合維持管理が行き届かず、道路や隣接地への越境枝も発生し、苦情の原因となるといった課題もあった。そのほか、開発に伴う提供公園が増加し、維持管理にコストが増えているとの指摘もあった。



グラフ 30 緑化義務の課題

## (6) 民有地緑化の今後について

緑化義務を除く民有地緑化の今後について、①積極的に推進する、②これまでを基本的に維持する、③これまでのものを縮小していく、④完全に撤退するの4つの選択肢と、①②について、具体例を求めたところ、49団体から回答を得た。結果、1団体が①②の両方に回答し、特別緑地保全地区の管理支援について積極的に推進し、接道部・建築物緑化助成制度についてこれまでを基本的に維持するとしたのを含め、積極的に推進するが20団体、これまでを基本的に維持するが29団体、これまでのものを縮小していく1団体となった。



グラフ 31 民有地緑化の今後について

このうち、積極的に推進するでは、緑化工事費の一部や屋上・壁面・接道部緑化、生垣をはじめ、新たな助成制度の検討や助成のあり方の見直しを積極的に推進するとした団体が多く、そのほか、緑化資材や苗木・種の配布などの支援、緑化相談や講習会、コンテスト・コンクール、ホームページの開設等による緑化の普及啓発、さらに、保存樹木・樹林の管理支援や維持管理の拡大、持続性の担保などがあり、生物多様性の観点からの大径木や緑地の保存、生態系ネットワークの形成などの推進が示された。

これまでを基本的に維持するとしている回答でも、積極的に推進する事例と重なるものが多い。例えば各種緑化への助成、保存樹木・樹林の支援、表彰・講習会等での緑化の普及啓発などが示され、身近なビオトープづくりなど生き物関係の事例もある。



中央区	敷地面積 200㎡以上 1,000㎡未満の建物	地上部緑化 ①(敷地面積-建築面積) × (2/10) + ②{(敷地面積 - (敷地面積 × 法定建ぺい率 × 0.8)) × (2/10) の小さい方 接道部緑化(住宅) 敷地面積: 200㎡以上 500㎡未満 5/10、500㎡以上 1,000㎡未満 6/10 (事務所、店舗、工場、その他) 敷地面積: 200㎡以上 500㎡未満 2/10、500㎡以上 1,000㎡未満 3/10 屋上部緑化 (屋上の利用が可能な部分の面積) × (2/10)	工事後、施行された写真を確認。維持管理の確かなこと。維持管理の確かなこと。	中央区と接道部緑化のまちづくり推進要項	具体的な数字はまとめられない。	本区の土地利用の特色として、商業・経済・情報の中核機能などの多様な都市機能が集積しており、緑化を義務として定めていないため、基準の確保が難しい点。
港区	敷地面積 250㎡以上で建築確認申請を伴う建築計画	接道部緑化の基準 緑化面積の基準	相談を受けた際に緑化基準を守りつつ指導	港区みどりを守る条例	昭和54年度から平成22年度までの緑化計画面積の累計: 1,800,000㎡	—
新宿区	敷地面積 250㎡以上で建築確認、通知を必要とする建築行為、道路外に設ける駐車場・自転車駐輪場のうち建築物でないもの造成行為	敷地面積 1,000㎡以上 接道部の緑化(延長) 地上部の緑化(面積) 建築物上の緑化(面積) 敷地面積 250㎡以上 敷地面積 1,000㎡以上	適正な維持が行われていない、もしくは削減した場合は指導を行っている	新宿区みどりの条例	緑化面積: 459,554㎡	現在の制度では、新たな緑地は創出される一方で、既存樹木の伐採に対する抑制がきかない。緑化後の適正管理の指導まで手が行き届かない。
文京区	敷地面積 200㎡以上または連続する敷地が 200㎡以上の土地で建築計画を行う場合。	敷地面積 × (1 - 法定建蔽率) × 0.2 + (敷地面積 × 法定建蔽率 × 0.05)	特に行っていない。	文京区みどりの保護条例	集計するデータ等がなく不明。	完了後検査を行っても基準値を満たしていない場合は是正されないケースがある。
台東区	すべての建築物が対象	地表部緑化 100㎡未満: 1%以上、100㎡以上 200㎡未満: 2%以上、200㎡以上 300㎡未満: 3%以上、300㎡以上 (商業・近隣商業地域) 4%以上、(その他の用途地域) 8%以上 (%は敷地面積に対する割合) 屋上等の緑化 (屋上または壁面) 敷地面積 300㎡を超える場合、建築面積の 20%以上	緑化完了後、「緑化完了報告書」の提出を求めているが、その後の状況については確認していない。	「東京都台東区みどり条例」及び「東京都台東区みどりの条例施行規則」	平成17年度から平成26年度合計、地表部緑化面積 243,760㎡、屋上等緑化面積 32,159㎡	緑化設置後の維持管理が適切に行われず、枯れしてしまうケースがある。屋上緑化については、設置可能な面積の確保、維持管理の難しさもあり、整備基準面積の確保が難しい。
墨田区	総住戸(室)数が15以上または地上3階建て以上かつ総住戸(室)数が10以上の共同住宅・寄宿舍・長屋、延べ床面積1,000㎡以上の大規模建築物建設事業、敷地面積1,000㎡以上の宅地開発事業	地上部の緑地整備 敷地面積 3,000㎡以上: 10%以上、3,000㎡未満 1,000㎡以上: (2.5 + 敷地面積 ÷ 400) %以上、1,000㎡未満: 5%以上 建築物上の緑地整備 敷地面積 300㎡以上: 建築物の水平投影面積の 20%以上	屋上緑化維持管理調査の実施。	墨田区集合住宅に係る居住環境の整備に関する条例 墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指	緑化指導を開始した平成15年度から平成27年4月1日現在までの緑化指導件数は、地上部1,281件、緑化面積 107,499.01㎡、建築物上緑化 44,560.73㎡。	建築物上の緑化は温暖化を抑制する働きがあるが、緑地の整備を指導しても建物の構造上不可能という反応があり、そのことで緑化基準を満たすことが厳しくなる場合もあること。

# 特集 まちなかの特色ある緑化

区市町村	緑化義務整理	基準整理	実態整理	根拠整理	成果整理	課題整理
江東区	250㎡以上の敷地で建築行為等もしくは、一段の土地の宅地開発を行う場合	250㎡以上の敷地：地上部、建築物上、接道部の緑化 宅地開発：接道部側に緑地の設置及び樹木の植栽	現地の確認指導は行っていないが、緑化完了時に維持管理計画書の提出を求め、緑地の担保性を確保している。	江東区みどりの条例 江東区みどりの条例施行規則	江東区みどりの条例による指導実績：平成12年からの緑地・植栽面積：1,827,144㎡	緑化完了後の維持管理
品川区	建築基準法第6条第1項、第18条第2項に規定する確認、通知を必要とする建築行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する環境に関する条例第2条第1項第8号に規定する指定作業場を設置する行為 敷地面積300㎡以上の建築行為等を行う場合 合（敷地面積1,000㎡以上を超えるものは、規則で定める当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等を含む）	敷地面積300㎡以上 地上部緑化：接道部緑化、敷地内緑化 敷地面積1,000㎡以上 屋上、壁面、ベランダ等緑化	緑化完了後、1年以内に現地確認を行い、違反行為があった場合は、品川区みどりの条例第22条に規定する公表の方法により、区の広報紙に掲載する。	品川区みどりの条例	品川区みどりの条例による植栽面積（平成14年度から屋上緑化面積も含）：1,180,181㎡	避難通路、駐車場など、関係法令等により義務づけられた施設を設置することに より、接道部緑化基準を満たせない場合。敷地面積が1,000㎡以上の場合、屋上緑化を義務づけている。基準数値を満たしても、計画を行っていない場合。日常管理が難しい場所（鍵付等のため）に緑化しているケースがあり、適切な管理がされていない事例がある。
目黒区	敷地面積200㎡以上で、確認申請（新築・新設、増改築・増設・用途変更）を行うとき 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、特定工作物の建設・土地造成、開発行為を伴った宅地造成後の敷地では敷地面積200㎡未満も含む	既存樹木等の保全：区との協議が必要 接道部の緑化：中高木・生垣が基本、接道部の総延長（m）×接道緑化率0.3～0.8（施設、敷地面積で異なる） 敷地の緑化面積：敷地面積㎡×（100－建ぺい率）%×敷地緑化率0.1～0.5（敷地緑化率は敷地面積、用途地域で異なる） 中高木の本数：植栽時に1.5m以上の樹木の基準本数＝敷地緑化基準面積㎡÷4 建築物の緑化面積（対象：敷地面積500㎡以上）：緑化基準面積㎡＝屋上緑化可能面積×建築物緑化率0.2～0.35（建築物緑化率は全体敷地面積等によって異なる）	施工後の状況の確認は行っていない。	目黒区緑の条例、同施行規則	平成3年10月 平成27年10月 3月：緑地面積3,092,724.35㎡（公共施設含）	住宅地の樹木の減少が続いており、樹木の保全や新たな緑化の推進など課題。生物多様性に関連した質の高い緑化の誘導。既存樹木の保全誘導。部緑化や生物多様性に配慮した植栽内容など、緑化基準の見直しが課題。
大田区	敷地300㎡以上の建築物の新築・増築・改築 敷地1,000㎡以上の製造施設・貯蔵施設その他これらに類する工作物並びに屋外運動施設 取寄台数20台以上かつ敷地面積300㎡以上の駐車場の設置 事業区域面積が350㎡以上かつ区画数が5区画以上の道路を設ける住宅宅地開発事業、計画戸数が15戸以上の集団住宅建設事業、事業区域面積が350㎡以上の墓地区画開発事業	地上部と接道部の緑化及び敷地面積が1,000㎡以上の場合、建築物上の緑化も必要。ただし、総合設計等は、緑化面積の求め方が異なる。 地上部の緑化：敷地面積×（1－建ぺい率）×地上部緑化係数0.2～0.4（敷地面積と用途地域で異なる） 接道部の緑化：接道部長さ×接道部緑化係数2/10～8/10（敷地面積と建築物の用途で異なる） ×緑化係数0.2か0.25（敷地面積で異なる）	緑化が完了したとき、緑化完了後に緑化の完了状況を明示する写真等の書類の添付と併せて緑地管理者や緑化の維持管理方法等の報告を求めている。	大田区みどりの条例	大田区みどりの条例に基づく平成25年10月からの緑地・植栽面積：83,020㎡	完了届提出の促進

<p>世田谷区</p>	<p>面積 150㎡以上の敷地における建築行為 面積 500㎡以上の区域における開発行為 面積 150㎡以上の敷地における収容能力 20 台以上の自動車駐車場の設置行為</p>	<p>地上部の緑化基準 建築物上の緑化基準 木の基数基準 接道部の緑化基準 敷地境界部の緑化基準 自動車駐車場の緑化基準 中木の基数基準 都市緑地法に基づく緑化地域制度 ※届出対象等によって適用する基準はそれぞれ異なる</p>	<p>都市緑地法に基づく 緑化地域制度 対象建築物（竣工後 概ね2～3年程度） 計画に定める緑化 率が維持されている か否か現場確認 を行っている場合は 是正指導を行っている。 なし</p>	<p>都市緑地法、同法施行令、同法施行規則 世田谷区みどり条例、同条例施行規則</p>	<p>みどりの計画書制 度による届出件数： 15,841件、緑化面 積：3,985,286㎡ 昭和52年から平成 27年4月1日現在</p>	<p>完了率の向上。屋上 緑化の継続性の担保。 維持管理における支 援不足</p>
<p>渋谷区</p>	<p>300㎡以上の敷地において建築物（建築基準 法第2条第1号に規定する建物）の新築及 び増築</p>	<p>5,000㎡以上 一般設計：(敷地面積－建築面積) × 0.25 + 建築面 積 × 0.25 総合設計：(敷地面積－建築面積) × 0.35 + 建築面 積 × 0.35 ：300㎡以上5,000㎡未満 一般設計：満(敷地面積－建築面積) × 0.2 + 建築 面積 × 0.2 総合設計(敷地面積－建築面積) × 0.3 + 建築面積 × 0.3</p>	<p>なし</p>	<p>渋谷区みどり 関する条例</p>	<p>不明</p>	<p>コスト(初期投資) と維持管理の手間及 び難しさ</p>
<p>中野区</p>	<p>建築基準法第6条第1項に規定する確認を 必要とする行為で、分割前の敷地の面積が 300㎡以上、当該建築物の敷地が200㎡以 上 収容台数20台以上の自動車駐車場を設置 し、敷地面積が300㎡以上</p>	<p>地上部の緑化：①(敷地面積 × (1－建ぺい率)) × 0.2、②(敷地面積－建築面積) × 0.2で①②の小さ い方の面積(細分化除きこの面積が16㎡未満の場合 不要)。樹木による緑化(芝・多年草・ツル植物等は 算定外)で、1本あたりの緑化面積は、高木(植栽時 の高さ2.0m以上、成木時3.0m以上)3.0㎡、中木 (植栽時の高さが1.2m以上、成木時1.5m以上)1.2 ㎡、低木(植栽時の高さが0.3m以上、成木時1.5m 未満)0.3㎡ 生垣の緑化面積：生垣の延長 × 0.6 既存の樹木がある場合は極力保存 必要面積の4割以上を高木・中木により緑化 建築物上の緑化：有効利用可能な屋上・ベランダ等 の面積 × 0.2 (この面積が20㎡未満の場合不要) 建築物上の緑化は樹木、芝・多年草・ツル植物等で 行う。屋上の場合は植栽の基盤面積、壁面の場合補助 資材の面積を緑化面積とみなす。プランターを用い る場合、容積100ℓを超えるものを使用。 接道部の緑化(延長)：接道延長の合計 × 0.4を上下 長で植栽(この長さが2m未満の場合は不要)。 接道部の緑化は、原則として生垣または樹木により 行う。植栽地は幅0.4m以上、高さ0.4m以下の枠で、 長さは枠の内寸。生垣は長さを接道部緑化とし、高 さが1.0m以上の樹木を1m当たり3本程度、または 葉が触れ合う距離で植栽(原則、四つ目垣等に固定)。 例外として高木・中木を単独で植える場合、長さを 高木2.0m中木1.2mとみす。低木は単独ではなく、 植栽地内に葉が触れ合う密度とする。道路と植栽の 間にフェンスがある場合、接道部緑化として認定で きない。</p>	<p>完了確認以降の追 跡調査・指導は 行っていない。</p>	<p>中野区みどり 関する条例及び 施行規則</p>	<p>発足以来の正確な データが無いため平 成20年度から平成 26年度とした。また、 緑化義務によって生 まれた緑地・植栽地 上は、開発や建て替 えの際に既存の緑が 無くならないよう、 一定の緑化を義務づ けている制度であり、 新たに生まれた緑の 意味合いは少ないの ではないか。 申請件数：1,489 件、地上部緑 化：41,322.66㎡ (337,224㎡)、建築 物緑化：1,197.89㎡ (768,15㎡)、接道部 緑化：8,924.78㎡ (7,631,05㎡) ※基 準面積・延長(計画 面積・延長) 地上部緑化の樹木： 高木5,125本、中 木8,255本、低 木46,969本</p>	<p>窓先空地など他法令 による規制との兼ね 合いによる基準の見 直し。</p>

# 特集 まちなかの特色ある緑化

区市町村	緑化義務整理	基準整理	実態整理	根拠整理	成果整理	課題整理
区市町村 杉並区	敷地面積に問わず、民間施設の確認申請を要する行為、開発行為、収容台数20台以上の駐車場を設置する行為	接道部緑化：道路に面して列植した樹木の延長 緑地面積：樹木や地被類で緑化した部分の面積 樹木本数：緑地面積に応じた高・中・低木それぞれの本数 杉並区みどりの条例第17～19条、同施行規則第13～19条	状況を調査したがい職負数等、現在の体制ではできない。	杉並区みどりの条例、同施行規則	平成18年度以降の緑地面積は690,570.51㎡	緑化計画と完了の提出率が確認申請件数に対し少ない。規模化計画提出総件数の約65%は敷地面積200㎡未満の案件であるが、簡易な書類となるため詳細の審査が出来ない。
豊島区	地階を除く延床面積が商業地域で800㎡以上又はその他の用途地域で600㎡以上、地階を除き3階建て以上で、かつ住戸数が15戸以上の建築行為 面積500㎡以上の開発行為 3階以上又は2階式で6台以上機械式駐車場	地上部の緑化、建築上の緑化、接道部の緑化について、それぞれ別の算定式に基づき算出 豊島区みどりの条例第16条	竣工時検査のみ	豊島区みどりの条例	地上緑化面積：497,207.151㎡、 屋上緑化面積：76,041.4385㎡	施工後のチェック体制の確立
北区	建築基準法第18条第2項に規定する通確認を必要とする計画 300㎡以上の土地で、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする計画、都市計画法第8号に規定する環境に関する条例第2条第8号に規定する指定作業所を設置する行為	第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、工業地域：敷地面積の10%以上の面積 近隣商業地域、商業地域：敷地面積の5%以上の面積 (防火地域については3%以上)	実施していない	東京都北区条例、同施行規則	732,003㎡	公開空地等接道部の緑化が難しい案件がある。
荒川区	敷地面積300㎡以上の宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する行為、敷地面積200㎡以上の建築行為、住戸数15戸以上の集合住宅を建設する行為 等	敷地面積300㎡以上の宅地の造成や200㎡以上の建築行為：基準緑化面積＝敷地面積×(1-建ぺい率)×0.2 集合住宅 敷地面積1,000㎡未満：緑地8%以上、 屋上緑化10%以上、敷地面積1,000㎡以上3,000㎡未満：緑地10%以上、屋上緑化20%以上、敷地面積3,000㎡以上：緑地6%以上、公開広場4%以上、 屋上緑化20%以上	実施していない	荒川区みどりの条例、同施行規則	不明	狭小敷地における集合住宅建築時の緑地確保。良好な状態での維持管理。
板橋区	都市計画法第29条の許可を受けて行う開発行為 面積350㎡以上の宅地造成等規制法第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成、350㎡以上建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認・通知により行う建築	必要緑化面積以上の植込み地を造成し、植込み地8㎡につき高木1本・中木4本・低木20株を基準として植栽本数を確保。 東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化による緑化に関する基準	特になし	東京都板橋区緑化の推進に関する条例、同施行規則	完了件数：757 地上部植栽面積：197,784㎡ 屋上植栽面積：39,229㎡、高木：20,741本、中木：79,171本、低木：509,385株(平成18年からの集計)	緑化後の後追い調査が困難。不履行の場合の罰則規定がない。 緑化量の条例であるため、樹種等に深く言及できない(当区は景観条例で補完)。

練馬区	300㎡以上の開発行為および建築行為等	地上部：(敷地面積-建築面積)×0.3、(敷地面積-建築面積×建ぺい率×0.8)×0.3のうち小さい方の面積 屋上部：利用可能な屋上部の面積×0.2	特に行っていない	練馬区緑を愛し守りたくも条例	252,361.01㎡	近年工コユークトなどに置かれる設備が増え、植栽可能な空地が減少している。隣地側が高木を植えた場合、将来越境する可能性も考えられるがよいのか。緑に関心が無い区民が植栽を拒むケースの対応
足立区	200㎡以上の敷地における建築物、工作物を新築・改築・増築 収容能力20台以上の駐車場の新設・変更	地上部 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地 5,000㎡以上：(敷地面積-建築面積)×0.35、5,000㎡未満：(敷地面積-建築面積)×0.3 上記以外 5,000㎡以上：(敷地面積-建築面積)×0.25、↓(敷地面積-建築面積×建ぺい率×0.8)↓ ×0.25の小さい方の面積、5,000㎡未満1,000㎡以上：(敷地面積-建築面積)×0.2、↓(敷地面積-建築面積×建ぺい率×0.8)↓ ×0.2の小さい方の面積、1,000㎡未満：↓(敷地面積-建築面積×建ぺい率×0.8)↓×0.2 接道部 10分の8～10分の3 (敷地の規模、施設等により異なる) 建築物上の緑化 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地 5,000㎡以上：屋上面積×0.25、上記以外：屋上面積×0.2	確認等は実施していない。	足立区緑の保護育成条例及び施行規則	平成21年東京都緑化指導致成率の成果については、毎年度(上半期・下半期)集計し、東京都へ報告している。	植栽面積内に防草や泥ハネ防止を目的として砂利や瓦材などの有機物以外の材料をマルチング材として用いている(植栽への影響は不明)。接道部緑化の道路側にフェンス設置を要望される(防犯のため)。ほとんどの日光が当たらない場所や、管理のための人立ち入るのも困難な狭小地に緑地が設けられることがある。マンションのルーファバルコニーや個人庭などは緑化義務の対象とす
葛飾区	300㎡以上の敷地への住宅・事務所・倉庫・駐車場・店舗・墓地等の設置、建替、または増設等 300㎡未満の敷地で葛飾区中高層集合住宅等建設指導致用網の適用を受ける中高層集合住宅の建設	基準緑化面積10㎡当たり高木1本及び低木10本の割合	実施後の実態について調査をしており未把握	葛飾区緑の保護と育成に関する条例	緑化面積236,792㎡(平成17年に緑化計画が義務化されて以降の総面積)	緑化に対する、植栽本数の指導
江戸川区	3階以上かつ10戸以上又は一団の土地に40戸以上の共同住宅を建築する事業 300㎡以上の事業区域面積において建築物を建築する事業 一団の土地を3区画以上に分割し、一以上の戸建て住宅を建築する事業(戸建て開築)	敷地面積から建築面積を引いた面積の30%程度の緑化 接道部の長さの50%程度の緑化 屋上面積の20%程度の緑化 高木：1本/30㎡ 中木：1本/1㎡ 低木：10株/3㎡	条例制定5年を機に調査を実施	江戸川区住宅等整備事業基準等に関する条例	平成18年度以降の高中低木本数合計：496,653本	緑化後の実態把握。景観に配慮した植栽配置。
八王子市	建築物、運動場、墓地等の建設を目的に行う1,000㎡以上の規模の造成工事 高さ10mを超える建築物の建築(個人住宅は除く) 10戸以上の共同住宅の建築	(事業区域敷地面積-公衆用道路面積等)×(1-建ぺい率)×0.3 3.3㎡につき：樹高1.5m以上1本、1.5m未満3本	随時現地調査	八王子市緑化条例	未集計	東京都自然保護条例に基づく緑化との一元化

# 特集 まちなかの特色ある緑化

区市町村	緑化義務整理	基準整理	実態整理	根拠整理	成果整理	課題整理
立川市	都市計画法第29条に基づく開発行為 建築基準法第42条第1項第5号に掲げる 道路の位置指定を受けるものの築造。 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物で 次の一に掲げるもの。 高さ10m（第1種低層住居専用地域は、軒 の高さが7mを超えまたは3階建以上）を超え、 かつ建築敷地面積500㎡以上の建築。延床 面積1,500㎡以上の建築。事業区域面積が 1,000㎡以上の建築。15戸以上の集合住宅 の建築。店舗面積が500㎡（午後11時から 午前6時までの時間に営業する店舗につい ては250㎡）以上の建築。その他市長が必 要と認めた事業	3,000㎡以上の事業区域面積6%以上。ただし開発 行為、15戸以上の集合住宅を併設する建設事業は公 園を設置すること。2,000㎡以上の事業区域面積5% 以上。1,000㎡以上の事業区域面積4%以上。1,000 ㎡未満の事業区域面積3%以上。 植栽 緑化は樹木による植栽とし、花き・地被・芝 類のみの植栽は緑化地面積に含まない。緑化地は10 ㎡あたり高木1本、中木2本、低木3本を基準とし て植栽すること。カイヅカイブキ（ビャクシン）は 原則不可。	特にしていない	立川市宅地 開発等まち づくり指導 要綱	成果整理 特に記録してい ないため不明。	課題整理 建物が建つ前に検査 をするため、建築時 に植栽が抜かれてし まう可能性がある。 建築してから検査の 方が実効性がある。
武蔵野市	3,000㎡以上の区域における大規模土地取引 行為・大規模開発事業、300㎡以上の墓地の 設置、500㎡以上の自動車駐車場の建築も しくは設置、中高層建築物・特定集合住宅 の建築建築及び集客施設の部分の床面積の 合計が500㎡以上となる建築物の建築で武 蔵野市まちづくり条例に規定する開発事業 (武蔵野市まちづくり条例に該当するもの)。 200㎡以上の建築行為で前条例に該当しない もの。	住宅の建築のみを目的とする場合は、面積の100分 の20に相当する緑化面積を確保し、上記以外の場 合は、面積の100分の20に相当する面積以上の緑 化面積を確保するよう努めること。開発区域内の既 存の樹木を保全するよう努めること。	実施後に検査を 実施しているが、そ の後の実態調査等 は行っていない。	武蔵野市み どりの保護 育成と緑化 推進に関する 条例、同 施行規則、 武蔵野市緑 化に関する 指導要綱、ま ちづくり条例 施行規則	統計なし	建築を伴わない開発 事業については、緑 化の義務を負わない。 詳細な緑化基準が望 まれる。
三鷹市	250㎡以上の敷地での建築物、駐車場、作業 場の設置や建替え増設 250㎡以上の土地での開発行為	敷地内緑化 地上部の緑化 特定開発事業・総合設計等の建築計 画：(敷地面積－建築面積) × 0.3、上記以外：(敷 地面積－建築面積) × 0.2、(敷地面積－敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8) × 0.2の小さい方の面積 地上部の緑化 特定開発事業・総合設計等の建築計 画：屋上面積 × 0.3、上記以外の250㎡以上の開発： 屋上面積 × 0.2 接道部緑化 10分の8から10分の2で敷地面積と 施設による	適宜、現場確認を 行っている。	三鷹市まち づくり条例	統計なし	
青梅市	開発行為、宅地造成行為で事業区域の面積 が500㎡以上のもの。中高層建築物の建築 行為で、計画戸数が8戸以上の共同住宅の 建築、延べ面積1,500㎡以上の建築、計画 戸数が20戸以上の共同住宅の建築	10㎡あたり、高木（成木の高さ3m以上、植栽時2 m以上）1本以上、中木（成木の高さ2m以上、植 栽時1.2m以上）2本以上、低木（高木・中木以外 で植栽時に0.3m以上）3本以上	特別な対策は図 っていない。	青梅市開 発行為の基 礎および手 続に関する 条例	不明	実施後の対策につ いては検討課題である。
府中市	500㎡以上の開発行為、軒高7mを超える 又は地上3階以上の建築（一、二低層）、高 さ10mを超える建築（一、二低層以外）、 10戸を超える集合住宅、延べ1500㎡を超 える特殊建築物 地区計画で緑化率の最低限度を定められた 区域	開発行為5%、建築物10%～20%（用途地域に 応じて） 地区計画で緑化率の最低限度を定められた区域15% 以上	府中市域まち づくり条例は完了時 の検査のみ。地区 計画で緑化率の最 低限度を定められ た区域は完了時の 検査、定期報告 の提出	府中市域 まちづくり 条例 府中市域 内における 緑化の保 全と緑化の 推進に関 する条例	開発行為 41,190 ㎡、建 築物 957,068 ㎡ 地区計画 で緑化率 の最低限 度を定め られた区 域4,304 ㎡	完了検査以降の緑化 の維持管理。

昭島市	都市計画法第29条に該当し区域面積が500㎡以上のもの。事業区域面積が1,000㎡以上のもの、中高層建築物の建設事業でその物の高さ10mを超えるもの、計画戸数が10戸以上の集合住宅を建設するもの	東京都における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)の基準に準拠	適宜、確認を行っている。	昭島市宅地開発等指導要綱	4,169.04㎡(平成26年度実績)	公園と緑地の附置義務の調整が難しい。
調布市	開発区域の面積が500㎡以上の開発行為。15戸以上の集合住宅。高さ10mを超える建築物。地上4階建て以上の建築物。延べ面積1,500㎡以上の建築物。基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定をともなうもの。周辺環境に著しい影響を与えるものうち規則で定めるもの。	敷地面積から建築面積(施設面積)を除く40%以上の緑化面積を算出し、緑化面積÷4=高木本数、緑化面積÷2=低木本数を敷地内に植える	緑化検査後の確認等は行っていない。	調布市自然環境の保全等に関する条例	件数350件、植栽面積133,608㎡、高木15,410本、低木15,028本、昭和134,599本(昭和47年発定、平成26年度分)	既存制度では、開発行為に該当しないものについては緑化指導のみで強制力がないために、必ずしも十分な緑化が図れない。検査後の緑化施設の持続性に保証がない(担保がない)。
町田市	開発面積3,000㎡以上、50,000㎡未満を範囲対象とする。公園緑地の敷地を開発区域の6%以上とする(公園施設平坦地3%、緑地3%)。	[町田市宅地開発に伴う公園緑地設置基準]による。	毎年夏場の草刈による管理業務での確認や地元自治会の協力を得ながら管理を行っている。	[町田市宅地開発に伴う公園緑地設置基準]による。	開発面積に対し6%以上(公園部平坦地3%、緑地3%)全体で634,687㎡だが、緑地だけの量はない。	町田市の緑地指定と東京都多摩環境事務所とは面積の求め方が異なる。緑地は斜面地が大半であり維持管理がしづらい。
小金井市	法第4条第12項に規定する開発行為で、事業施行面積が500㎡以上のもの。建築物の面積が1,000㎡以上を必要とする建築物の建設事業。高さが10mを超える建築物(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域)にあっては、軒の高さが7mを超える建築物又は地上3階以上の建築物)の建設事業。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。計画戸数が20戸以上の共同住宅の建設事業。ただし、地上3階以上の建築物とする。宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成、事業施行面積が500㎡以上のもの	高木等を植栽する基準は特に定めてないが、東京都自然保護条例の基準で配置しよう指導している。小金井市環境配慮指針で、建築敷地から建築面積を除いた残りの面積の20%の緑化を指導している。	用地・施設共に市に帰属されたものがある。自主管理の公園又は緑地については、事業主と協定を締結し対応している。	小金井市宅地開発等指導要綱、小金井市環境配慮指針、都市計画配画法、高度利用地区	約17,023㎡(平成19年に宅地開発等指導要綱を大幅改正し、一部要綱を配慮指針、条例化した。現状把握しているのが平成19年以降のため、平成19年以降の数値)	整備後の維持管理
小平市	事業面積が3,000㎡以上の開発行為について、事業面積の6%を公園、緑地又は広場として整備する。	原則として公園3%、緑地3%の計6%を一体で整備し、工事後、分筆・地目変更し、施設及び用地を市に寄付する。	市の財産として、市が適正に維持管理を行っている。	小平市開発事業における基準等に関する条例	緑地約80,331㎡	開発に伴う提供公園が増加し、維持管理にコストが増えている。
日野市	5,000㎡以上の土地の取引、3階建て以上の店舗・事務所・共同住宅の建築計画、8戸以上の共同住宅の建築計画、建築物の延べ床面積が500㎡を超える店舗等の建築計画、老人福祉法第29条による有料老人ホーム等の建築計画、変更延べ床面積500㎡を超える建築基準法第87条の用途変更、都市計画法第29条	2%	なし	日野市まちづくり条例	統計なし	なし
東村山市	宅地開発及び、建築物の建築	現にある樹木、樹林を最大に残すよう努めるとともに、造成地については可能な限り多く植樹するなどの緑化をしなければならぬ。	数値的基準を設けていないため、特に対策は講じていない。	東村山市緑化の保護に関する条例	数値的基準を設けていないため、報告義務がなく確認する術が無い	数値的基準を設けていないため、実行的な確保に欠ける。





### 4. 全体のまとめと考察

東京の緑を豊かにしようと都が本格的に処方を示したのは、昭和 59 年 11 月に公表した「東京都緑の倍增計画」である。計画の総合性をめざし、量のみならず質や行動の倍增を掲げた。それまで専門家しか分かち合え得ていなかった緑の計画を、市民レベル、社会レベルまで高めて参加を求める計画とした意義は大きい。緑を増やし守ることは、単に専門家が考えれば良いというものではなく、また到底行政だけではなし得るものでもない。企業、NPO、都民・市民等のあらゆる社会層に協力と協働を仰がねばならない。この意味では、都市のあらゆる場面で緑化を進め、官民間問わず多様な人々の協力のもとに実現していく考え方は、この計画から始まったといっても過言ではない。

一方、国においてもこうした緑の総合計画の必要性に鑑み、法制化の検討が行われた。そして平成 6～7 年には都市緑地法を改正し、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（通称緑の基本計画）を位置づけることになる。基礎的自治体の任意策定ではあるが、策定の手順を公開し、なおかつ市民参加のもとで自治体としての緑の将来を、目標と体系をもって総合的に示すこの制度は、今では全国に広がっている。都内では、島しょを除く町以上の基礎的自治体がすべて策定し、概ね 10 年ごとに改定を行っている。（H27 緑化動向調査から）

法的なバックグラウンドを持つまでになった緑の総合計画の内容は、大きく緑地の保全と緑化の推進という柱に分かれることが多い。特に緑化の推進を考える時、さらに公共での取り組みと民有地での緑化に分化する。都市公園等の創造や公共施設の緑化は行政が主体になって取り組まれ、権限のありかが明らかで動きやすいが、民有地の緑化推進は個々の所有地が対象となるだけに、そう簡単ではない。自らの土地を観賞用に好きで緑化する方はいいとしても、そうでない人にとっては実利を得ず、無用とされても仕方がないところがある。それだけ民有地の緑化は、個々人の意識や社会要請の高まりによるところが大きいと言え、自ら緑化が進まないのであれば、やはり行政は計画立案の責任者として普及させなければならない。その手法は緑化意識の啓発や物品・金銭によるインセンティブの附与だ。例えば、苗木や堆肥、肥料、種子の無償配布を行い、関心がある方には緑化講座を開催し、コンクリートブロックから生垣へ切り替える、この接道緑化を進めるにも、防災上の利点を特に強調して、整備助成金を出すなど、これまで行政はあの手この手で潜在的な需要を掘り起こす努力を行ってきた。

しかし、よく考えれば個々の土地は、企業も相当所有している。事業所等として固定的に所有するだけでなく、開発資源として保有しているケースが多い。これが急きょ宅地造成や面開発に移行するとなれば、緑化主体の様相は異なってくる。

一般的に開発は最大利益を生もうと不動産や建物を設計するので、狭小地の宅地分譲や道路付けの悪いミニ開発、密度の高い建築群が多発し、蔓延化していく。地価の高い地区で個人の相続税の発生をみれば、対策として土地の売却を余儀なくされる。そして手渡った開発地は当然に分割されて狭小な宅地等と化し、結果、過密化と防災上の危険を生み出す。市場原理に基づく民間の開発行為は、居住地の提供や人口増をもたらすが、計画的なまちづくり、インフラの設置や管理にミスマッチを起こしやすい属性があり、対策に地元自治体は苦慮していると聞く。

こうした一方的な開発を規制誘導するために、とられている措置が開発行為に対する法等による許可制度である。一定面積以上の開発対象をすべて許可制にし、まちづくりに必要なインフラ整備や技術基

準の遵守を義務付ける。緑化や公園設置もこの中に入るため、こうした開発等に基づくものは緑化義務と言われる。ここには自ら緑化の発想はなく、民有地開発の許可条件になっていることから、緑化は網羅的になる。この制度が普及することにより、民有地緑化の比重は持ち主への「お願い」から事業の「義務」に大きくシフトしたと言える。

こうなっただろう背景に触れると、そこには東京の郊外地開発の進展と深い関わりが存在するのであり、都市計画法の改正履歴を辿ればよくわかる。高度経済成長時代から引き継ぎ、更なる発展期であった昭和40～50年代、人口集中により東京の郊外地・周辺地開発はすさまじかった。当然、既存の緑は減失し、数千ヘクタール単位で減少、緑被率が当然に激減した時代である。昭和50年、こうした事態に鑑み、都市計画法の既にあった開発許可制度を改正した。具体的には許可区域の対象拡大や環境保全のための樹木保存や表土保全、緩衝帯の配置を追加したが、その後、なお無秩序な開発が行われたため、昭和58年には市街化調整区域内での宅地造成など大規模開発許可対象を20haから5haに下げ、許可を厳しくした。しかし、今度はバブル期に入り、網の目をくぐったかのように小規模な開発行為が絶えなくなった。まちづくりの障害となってきたため、平成4年、法は許可対象を500㎡に引き下げたが、きめの細かい指導を行うには自治体の権限強化が求められた。自治体の条例によって開発基準が定められるようになったのは平成12年の法改正からである。そして平成18年にはとうとう公共公益施設を除いて、市街化調整区域における大規模開発許可基準が廃止されることになったが、実はそれだけの適地がなくなるほど開発し尽くしたということである。国木田独歩の「武蔵野」に言う林、即ち雑木林や既存のまとまった緑の一群は、今ではもう丘陵地を除いてほぼ消滅した。

このように、民有地の緑化は開発行為に関しては、開発許可制度と表裏一体に推移しているのであり、実際、今回のアンケートでも自治体の多くが開発許可に関する条例や要綱を整備している。

開発許可による緑化義務は事業者からすれば受け身的な緑化であるが、地域を指定して緑化を推進する立場から、一定面積の建築行為に対し網羅的に緑化を促す制度も生まれた。都市緑地法の緑化地域制度は、義務的な点では開発許可と同じで現場は重複する面もあるが、緑の不足地域の具体的改善や緑化目標や成果に関連付けられる点でより積極策となる。東京では世田谷区のみが実施しており、全国でも名古屋市、横浜市、豊田市くらいでまだ事例が少ない。

他方、造成ではなく建物の建て替えを含む面的大規模再開発が近年多い。特にセンターコアと言われる中央環状線内側地区では規制緩和の恩恵も受けて、再開発等促進区が多く指定されている。ここでの開発は、環境への貢献など最低限の緑化だけでなく、上乘せ提案が容積率獲得に影響することから、比較的良好で考え抜いた緑地が生まれているのも事実である。ミニ開発による緑化の質とは一線を画す必要があるだろう。

以上、民有地緑化に関わる背景や特性等の考察を行ったが、恐らく東京の土地の過半を占める民有地にどう緑を定着させるかは、各自治体が20～30年も地道にスポットを当ててきた状況からして依然として関心の高いテーマになっているのであるが、ただ実現の手法は、後述するアンケート調査の結果をみてもわかるように、昭和50～60年代からそうそう変わっているわけではない。

考察したように民有地緑化は、開発行為以外は、都民・市民がその主役と言って良い。それは、ここに公園をつくるのとは異なり、生活の中で緑を楽しむ、まちの美観風致やコミュニティ形成を盛り上げるといったように、住民の意思が動向を左右する。このため、個々人やグループが主体となって行

動できる環境づくりがカギになる。少子化・高齢化だけでなく定住にかかる昨今の話題が事欠かない今日、魅力ある「シティ」の創造は、今回取り上げたまちなかの質の高い緑化でも大いに貢献する。その一例を特集において3つの取材地を掲載したが、都内全体としてこうした発想による取り組みが増えてほしいと思う反面、担い手不足など根幹的な課題を危惧している。マインド、モノ、カネ、ヒトという連鎖する要素が揃って初めて民有地の緑化（花）事業は進展する。関係者の皆様には、今一つ知恵を絞って奮起していただくよう期待する。

以下、アンケートに即して民有地緑化の実態を概観する。

### (1) 民有地緑化の実施例

56団体からの回答は、複数回答として処理したが、予想されたとおり、開発指導による緑化義務によるものが一番多く42団体（回答の75%）で、生け垣助成40団体、屋上緑化への支援22団体、緑のカーテンへの支援20団体、苗木等助成17団体、地域団体・グループへの補助等による支援緑化（オープンガーデンを除く）16団体と続いた。今日の現場の実態や施策効果を汲んだ事業と思われる。

緑化義務以外の個人や法人への支援策としては、後発的な需要から生まれた屋上緑化、緑のカーテン、オープンガーデン事業がある。これ以外は昭和60年代から続いている事業と推測される。また、屋上緑化への支援では、地域特性、まちづくり特性から特別区と市町では取り組みに大きな差があった。

### (2) 特色ある緑化（花）

特色ある民有地緑化があるとアナウンスがあったのは、5団体に過ぎない。ここに言う特色ある緑化（花）とは、①近隣地域での話題性 ②自主的な管理への秀でた努力 ③協働型管理の成功 ④景観からみた斬新性や美しさ ⑤顕彰実績があるもの、で行政から見ても推薦できる事例をイメージしている。

定義のハードルが高いせいもあるが、意外と自慢する自治体は少なかった。今後、民有地緑化の普及を後押しするためには、関係の方々が地域のためにアプローチ法や仕組みについて大いに研究してもらいたいと思う。

特集ではアナウンスのあった5例と（公財）東京都公園協会のまちなか緑化の事例を選択、抽出し、実際に取材を行うことで実態を紹介することとした。

### (3) オープンガーデン

49団体からの回答のうち、「取り組んでいる」のは3団体、「現在検討中である」のが4団体、「現在取り組んでいないが今後はあり得る」は22団体であった。29団体が前向きで、オープンガーデン事業は市民の力で楽しみながら盛り上げることのできる利点があり、行政は少ない経費で支援しやすい、そんな属性のオープンガーデン事業は潜在性が高いことを示している。

### (4) 民有地緑化への市民緑地制度の活用

市民緑地制度は、所有者と行政（または緑地管理機構）が契約を締結し、一定期間「市民緑地」として一般に開放するもので、所有者は固定資産税や都市計画税が非課税になるもの。回答結果は、3団体の活用のみであった。

そもそもこの制度を知らない、緑地を増やすことで生ずる負担への忌避（管理経費、体制、税制、地主と調整）や収税減といった要因が採択のマインドに壁をつくっていると思われる。今一度検討を期待したい。

### (5) 民有地開発での緑化義務

冒頭、考察したように開発許可の一環で、義務的な緑化であり、自治体の大半と言って良いほど導入が進んでいる。また、こうした制度がなければ、緑は完全に無視をされ、名実ともに東京砂漠と化したに違いない。

開発による緑化義務の下限面積は、市町では500㎡以上が多く、特別区では200㎡や300㎡以上を基本としていることが判明した。これは戸建て住宅の比較的大きな敷地に相当するが、細分化が進む今日では90㎡～100㎡の敷地も当たり前のようにになっている。このため、200㎡未満を設定している団体も5団体ある。狭小緑化はどこまで正当化できるか、物理的な問題や維持管理の難しさもあり、今後の工夫が求められている。

緑化の実施後について、確認追跡が課題となっている。完了時に確認している団体が13団体、その後の維持管理状態での確認は17団体であり、徹底を図る団体がある一方、実務的に執行するのが難しい団体も多い。また、緑化義務による政策的な効果については、29団体が数値化されていたが、19団体は集計を行っていない。政策的効果があるのにも関わらず、公表されないのは実にもったいない。

こうした緑化義務の課題は、維持管理が適切に行われているかの確認ができていないことが第一であったが、実際に維持管理を適切に行うのが難しいのでは、といった意見もあった。また、開発に伴う提供公園が増加し、維持管理にコストが増えているとの指摘がある。財政に与える影響は当然あるにしても、細切れに生まれる数々の小公園の維持管理をどうするか、住民との協働なども含め、マイナス思考でない対策が求められている。

### (6) 民有地緑化の今後

歴史のある民有地緑化を今後とも積極的に進めるとしたのは、回答49団体のうち20団体であり、現状維持が29団体、撤退するは皆無だった。このことから、民有地緑化は依然として関心の高いテーマになっているのであるが、推進するにしても新たな助成制度の検討や助成のあり方の見直しを行うことが前提のようである。

加えなければならないのは、既存の緑への対応である。創造する緑だけではなく、今ある保存樹木・樹林について、管理支援や維持管理の拡大、永続性の担保などが求められており、関係団体の積極的な取り組みに期待するものである。

(文責 大塚)



## IV 現場を歩く

## 現場を歩く

今回の特集にあたり、最初に行ったアンケート調査の過程で、興味深い取り組みを行っている事案について、さらに詳細をお聞きし、まちなかの特色ある緑化につながるヒントを得ることを目的に、主体や取り組み内容の異なる3つの取り組みについて、(一社)東京都緑化業協会広報委員が分担してヒアリング調査を行い、「現場を歩く」と題してとりまとめた。



下町でよく見られる“沿道緑化” みどりの担い手をはじめ、なちなか緑化を考えるヒントにもなりそうだ

## 1. あきる野市のオープンガーデンを歩く

あきる野市役所に聞く

### 【 概 要 】

名 称	オープンガーデン事業
所 管	地域防災課 地域振興係
開 始 年 度	平成 18 年度
対 象	市内のオープンガーデンが可能な方
予 算	オープンガーデンマップの印刷など少額
お聞きした方	あきる野市 地域防災課 地域振興係 山下 智子さん

### (1) 事業の発端

Q オープンガーデンは何がきっかけで始まったのですか？

A あきる野市は、平成7年に秋川市と五日市町が合併してできましたが、秋川市では「花いっぱい運動推進委員会」が設けられており、町内会や自治会が地域の花壇や空き地に花を植える活動を行っていました。その花いっぱい運動の一環として平成18年にオープンガーデン事業を開始しました。



あきる野市役所でのヒアリング（事業を説明する山下智子さん）

# 平成27年度 あきる野市 オープンガーデンマップ

**公開時間** 午前10時から午後4時（昼食時間は避けてください。）  
**公開期間** 庭主ごとに違います。裏表紙の案内を必ず確認のうえ、訪問してください。

## オープンガーデンについて

あきる野市オープンガーデンは、あきる野市花いっぱい運動の一環として、個人のお庭を一定期間公開していただく事業です。  
お庭を公開していただいている方（庭主）の善意と好意によってボランティアで実施しているものです。オープンガーデンを通しての人々の交流が、花と緑がふれる街づくりへと広がっていくことを目的としています。庭主への感謝の気持ちを忘れず、楽しく観賞し、交流を持ってください。

必ずお読みください

## 守っていただくマナー

- 公開日の公開時間は午前10時から午後4時です。個人宅については、昼食時間は御遠慮ください。
- 観賞できるのは、公開期間のみです。また、公開期間中であっても、お庭を公開していただいている方（庭主）の都合により、観賞できないこともあります。
- 「本日はご遠慮ください。」の表示があるときは、いかなる場合もお庭に入ることはできません。
- 観賞時、植物をほしがめることは、絶対にやめましょう。また、樹木や花にふれることもおやめください。
- 観賞中は、静かに観賞しましょう。住宅地ですので、周辺に迷惑にならないよう、お守りください。

### 守ってくださいマナー！

オープンガーデンのお宅には、入り口付近に下図のようなプレートがかかっています。内容を確認のうえ、訪問してください。



公開しています



公開していません



いかなる場合も入れません

あきる野市が作成している「オープンガーデンマップ」



①中村さん ☎559-7133  
宿根草中心に植えています。  
一年中花が絶えないよう努力しています。  
期間外でも連絡頂ければいつでもどうぞ。  
お待ちしております。

公開期間：5月10日～5月末日  
☎ 訪問前の電話連絡  
をお願いします。

⑧小針さん ☎558-9753 油平 159-1



やさしい色合いのバラと季節の  
寄せ植えでやすらぎを感じる庭を  
めざしています。  
(駐車場はありません)

公開期間：5月15日～5月31日

②後藤さん ☎550-0369 二宮 1300-113



ハンジを種から育てて30余年。  
狭い庭ですが各品種を120%美しく  
咲かせることを目指します。  
お気軽にどうぞ。

公開期間：4月20日～5月31日ごろ

⑩私市さん ☎559-3606



ピンク系のつるバラを中心に狭  
い庭の中にイングリッシュガー  
デンをイメージして庭づくりを  
楽しんでいます。

公開期間：5月15日～31日

③海老原さん ☎559-7717



なるべく在宅中においでください。  
多忙なので、カラーリーフを多くし、  
ローメンテナンスの庭を目指しています。

公開期間：5月11日～5月31日  
☎ 訪問前の電話連絡  
をお願いします。  
訪問前、留守番電話に希望日時、名前、  
電話番号をお願いします。

⑩矢島さん ☎558-7947 油平 163-3



四季折々に咲かせたいと思っ  
ています。山野草、宿根草、洋花、  
可愛い花等々。冬の初めま  
で、ぜひどうぞ・・・。  
男の方は主人の仕立てた松に興  
味があるようです。

公開期間：年間を通して公開しています。

④レストラン アン(中村さん) ☎559-1024 野辺 215-3



フランスの田舎をイメージした庭  
と店をめざしています。

公開期間：年間を通して公開しています。

⑩カフェコロボックル(塩谷さん) ☎595-1428 伊奈 903-6



小さな庭に可愛い花をあふれさ  
せたいと、自然体でガーデニン  
グをしています。通りすがりの  
方々との花語りも楽しみ。花の  
妖精たちもまわってまーす。

公開期間：4月1日～6月30日

⑤山崎さん ☎558-7939 秋留 2-6-4  
草花を中心に咲かせます。  
ぜひ、見学者の方との会話が欲  
しいです。



公開期間：3月末日～6月末日

⑩市倉さん ☎596-2499 三内 8-5  
約90本のつるバラを中心とし  
た手造りローズガーデン。  
5月初旬から(なにわいばら・  
はとやいばら)6月中旬まで60  
種類のバラ等が楽しめます。



公開期間：5月1日～5月31日

⑥小岩井さん ☎558-8785 雨間 698  
私の庭の見どころは、秋です。



公開期間：年間を通して公開しています。

⑩井上さん ☎596-1047  
毎年少しずつ花を増やし、どんな庭  
にするか模索中です。  
一年中何かしら咲いていますので、  
いつでもご自由にご覧ください。  
公開期間：年間を通して公開しています。



⑦浅野さん ☎558-8848 瀬戸岡 373-3  
バラが中心ですが、その他のお  
花も少し咲かせております。  
その年の気温によりバラの咲く  
時季が異なりますが、どうぞお  
気軽に目にいらしてください。  
(駐車場はありません)  
公開期間：5月15日～5月31日



⑩川名さん ☎559-1456 雨間 392-4  
「ミニ苔庭」石や小木の根元に  
張り付いた苔をしゃがみ込んで  
鑑賞していただけます。  
小さな苔の世界に大きな自然が  
広がっています。



公開期間：年間を通して公開しています。

あきる野市が作成している「オープンガーデンマップ」



Q 実際に実施する際に何からはじめましたか？

A 以前からあきる野市内でもガーデニングをしている方は多くいらっしゃいましたが、自分たちでやる前に他のオープンガーデンを実際に見てみようということで、関係者で先進地の埼玉県の深谷市と坂戸市を視察しました。

Q すでに市内でオープンガーデンに取り組まれていた方がいらっしゃったということですが、はじめはどんな感じでしたか？

A 当初は2軒からスタートしました。オープンガーデンがあることで、地域のつながりや交流が図れますが、実際にオープンガーデンを行うのは大変です。

Q 現在は何件になりましたか？

A オープンガーデンの登録は14軒で、増えたり減ったりしながらほぼ横ばいといった感じです。

## (2) 行政の対応

Q オープンガーデン事業で、行政はどんな役割をしているのですか？

A 市は、ホームページでの情報提供と、「オープンガーデンマップ」の作成配布、オープンガーデンとして登録していただいているお庭を徒歩で見学する花めぐりウォーキングを行っています。花めぐりウォーキングは、以前は市役所のバスと徒歩で、4月と5月の2回実施していました。応募者が多く抽選が必要なくらいでしたが、今年から市役所が所有しているバスがなくなったので、徒歩によるツアーにしたところ、定員未満でした。

Q オープンガーデンをされている方々に何か助成のようなものはあるのですか？

## オープンガーデン事業のアンケート結果（あきる野市とりまとめより抜粋）

Q 平成 26 年度の公開中、何人くらいの見学者がありましたか。

A 登録者回答の合計 2,090 人（登録者ごと 18 ～ 800 人）

Q 見学者のマナー

A 良かった 7、おおむね良かった 6、おおむね悪かった 0、悪かった 0

Q オープンガーデンマップについて、変更して欲しい点などあればお聞かせください。

A 年々改善されて良くなってきていると思います

Q 平成 26 年度に花めぐりウォーキング（44/25、5/21）にご協力いただいた方におたずねします。

A 開催時期について 良かった 4、おおむね良かった 6、おおむね悪かった、悪かった

その他：今年は少し遅かったようですがバラの花はまだまだ多く咲きほった／もう少し早い日程（4/10 前後）の方が花の状態が良いです。／バラは協力者の意見を聞いて日程を決めた方が良い／雨だとせっかくの花もゆっくり見学できずに残念です。日程が決められているので仕方ないと思いますが。

Q 平成 25 年度からオープンガーデン事業にご協力いただいている方を対象に視察研修を実施しています。参加された方におたずねします。研修の内容はいかがでしたか。

A 良かった 8 人、おおむね良かった 4 人、おおむね悪かった、悪かった

その他：ゆっくりと見学できましたので、その方達の家と庭の調和の面でも私なりに感じ取ることができたのでとても有意義でした／皆様の努力しているお姿に感動いたしました／今年も研修会には参加したい／あきる野のオープンガーデンと重なりますが、できれば花（バラ）のきれいな時期に研修を計画してはいかがでしょうか／いろいろと親切にいただいたり、大変参考になりました。また、あきる野のガーデナーとも親睦が深まりました／狭いお庭なども見学したいです／今まで参加しなかったが、初めてであるが参加したい／両者ともそれぞれ個性があって良かった／2 回ともさまざまなお宅を見学できてとても参考になり良かったです

Q 今後のオープンガーデンの進め方、その他のご要望などがありましたらご自由にお書きください。

A 今年のオープンガーデンが無事に終わることを願っています／自分の庭がマンネリ化しているので、今年は少し時間が取れば工夫してみたい／見学に来てくださる方が、市内だけでなく、福生、昭島、羽村、青梅、八王子、日の出等近隣の方も多くなっていて、皆様から素敵な庭の情報をお聞きすることもありますので、お互いに情報交換ができると良いのですが／オープンガーデン事業があるのを市民の方々は今でもあまり知らないようです。今までと違うアピール方法を考えてはどうでしょう（ショッピングモールやスーパーにポスターを貼る等）

A オープンガーデン登録者の方に行っているのは、「2月に行う開催前の打合せ」と「プレート」の用意をするくらいです。平成 25 年度と 26 年度には、登録者を対象に視察研修を実施しました。オープンガーデン登録者のお庭に対する助成はまったくありません。

Q 予算はどのくらい掛けていますか？

A ほとんど予算をかけていないのが現状です。登録者の方への助成もないです。

Q オープンガーデンの来訪者の把握などはしていますか？

A 市が行っている「花めぐりウォーキング」は今年から徒歩になったこともあり、定員未満でしたが、これは全体の一部で、大多数の来訪者は個別に来られる方々です。厳密な調査はしていませんが、オープンガーデンに関するアンケートを登録者の方々に書いていただいております、集計すると約

## 特集 まちなかの特色ある緑化

2,000名に上り、市内や近隣の方々だけでなく、遠方から来られている方もいらっしゃいます。

Q オープンガーデンの登録者はどのようにして集めるのですか？

A 市報で参加を呼びかけたり、個別にお声掛けをすることもあります。ちょうどお花の咲く時期は中心業務の繁忙期でもあることから、なかなか一軒一軒を訪ねてというところまでできないのが現状です。すでにオープンガーデンの登録をされている方のご紹介で、新たなお庭が増えたりしています。

しかし、高齢になり手入れが十分できなくなったなどの理由で、オープンガーデンが続けられなくなる方もいらっしゃいます。また、ステキなお庭をお持ちでも、「駐車場がない」「大勢の方が来ると近所に迷惑がかかるのでは」などを気にされる方もあり、微増微減を繰り返しています。

Q 登録者の方々には、説明会以外で何か集まりのようなものはあつたりするのですか？

A 平成25年度、26年度には、埼玉県の深谷市、坂戸市への視察研修に行きました。

### (3) 成果

Q オープンガーデンの成果としてどんなものがありますか？

A 当初2軒だったオープンガーデンが14軒になっていることも成果の一つですが、そもそもの目的である地域コミュニティづくりにつながっていると思います。

地域コミュニティというと、柔らかい感じがしますが、この部署がなぜやっているかということ、大地震などが発生した場合、消防や警察、市役所ですべての市民に十分な対応をするのは難しく、ご近所や町内会、自治会などの地域の連携が不可欠といった現実があるからです。こうした地域防災という観点が根底にあり、高齢化も進む中、オープンガーデン事業が、地域のつながりを生むきっかけになっていければと思います。

また、約2,000人の方がオープンガーデンを訪れているので、地域振興にも多少つながっているように思います。

### (4) 課題・展望

Q オープンガーデンを行っていく上で、困っていること、課題などはありますか？

A 心ある方々に登録していただくこともあり、登録者の方から、市に苦情やこうして欲しいとの要



オープンガーデン事業に協力している中村さんのお庭 ㊦春のお庭（右上写真も同様） ㊧取材時の冬のお庭



望もなく、皆さんガーデニングを楽しまれていますので、特に困っていることや課題はありません。

Q 今後オープンガーデンをさらに普及していくためにどんなことを考えていますか？

A オープンガーデンの登録者を増やすことがなかなか難しいと思っていますが、皆さん無償でやっていただいております、無理に数だけを増やす事業ではないと考えております。

Q オープンガーデンが広がっていくことで、自主的に団体などをつくって、積極的な活動を行っているところも全国的にみると幾つかあるようですが？

A 市としては、登録者にこれ以上負担をかけないような現在の取り組みを続けていければ良いと思っています。そして、町内会、自治会や青年会議所、ボランティア団体など、花を植える活動をしている市内の団体と何かしら連携ができればいいと思います。その結果、地域振興につながり、美しいまちづくりに結びつくことを期待しています。

あきる野市取材後記 2016（平成28）年12月3日

ヒアリングをした当日、オープンガーデン事業に協力する中村さん宅の綺麗に管理をされているお庭を見学させて頂きました。オープンガーデン事業は、庭主さんのボランティアで実施されており、庭主さんの「花」や「緑」への熱意が強く感じられました。

庭主さんの善意や好意により、見学者との交流をはじめ、地域コミュニティの活性化、ひいては地域防災にも一役かっている事に驚きを感じました。NHKや地元メディアにも取材・放映され、あきる野市「花いっぱい運動」より、他市町・区部に拡大され、東京都が花いっぱいになれば、こんなに素晴らしい事はないとの思いで取材を後にしました。

## 2. 大田区 18色の緑づくりを歩く

大田区役所に聞く

### 【概要】

名称	18色の緑づくり支援
所管	まちづくり推進部 まちづくり管理課 まちづくり企画担当 環境清掃部 環境・地球温暖化対策課 環境推進担当
開始年度	平成25年9月
対象	区内の自治会・町会などの団体・区民
お聞きした方	大田区まちづくり推進部まちづくり管理課まちづくり企画担当係長 渡部正美さん 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課環境推進担当係長 篠木伸司さん 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課環境推進担当 世古裕美子さん

(平成28年4月より組織が変わる予定です)

まちづくり管理課まちづくり企画→都市計画課計画調整担当

環境・地球温暖化対策課環境推進→環境計画課環境計画担当

### (1) 事業の発端

Q 今回の特集に伴うアンケートへの回答を拝見させていただき、とてもユニークな取組みだと思いましたが、どのようなきっかけで、この事業がスタートしたのですか？

A 平成23年3月に大田区の緑の基本計画である「グリーンプランおおた」が改定され、「地域力」



大田区役所でのヒアリング（左から、世古裕美子さん、篠木伸司さん、渡部正美さん）

環境  
施  
策

# 大田区

大田区では、  
「環境と生活・産業の  
好循環を礎とした持続可能で  
快適な都市」を目指して  
「大田区環境基本計画」を  
推進しています。

## 「18色の緑づくり」 支援事業がはじまりました!

地域力の基盤である18の特別出張所管内のまちの個性を、地域住民の連帯と協働の象徴として、地域の花や木のような「まちの緑」で表現し、18色の緑のまちづくりへの機運が高まるよう地域の取り組みを支援します。



主な支援内容 (この他にもさまざまな支援を検討中です)

- 1 自治会・町会等の地域の資材の配布  
地域を選んだ花の種子、プランター、培養土を各特別出張所単位で提供します。
- 2 自治会・町会等の地域の仕組みづくりへの支援  
地域が取り組みやすくするための支援をします。
- 3 地域及び区民一人ひとりへの広報、啓発のお手伝い  
活動を区ホームページなどでご紹介し「ひとの輪を広げる」お手伝いをします。
- 4 地域活動育成支援  
講習会、出張指導、緑化関係団体との連携による育成支援で「育てるひとを育てる」お手伝いをします。



### 緑の果たす役割

#### 暮らしを支える緑

- まちに潤いと安らぎをもたらす。
- 日々の暮らしを豊かにし、地球の環境を形成する。



#### 安心・安全を提供する緑

- 緊急時の避難場所や避難経路となる。
- 地域ぐるみの取り組みが、まちの一体感を象徴する。



#### 楽しみをつくる緑

- 暮らしの中に楽しみや生きがいを作り出す。
- 余暇活動の場となる緑を健康増進につなげる。



#### まちの魅力を演出する緑

- 地域ごとにまちの個性を演出する。
- 美観や魅力を高め、風景・風格が地域の誇りとなる。



お問合せ 環境保全課環境推進担当

☎03-5744-1365

制作：公益財団法人 特別区協議会 協力：大田区 環境清掃部 環境保全課 平成26年6月

大田区の緑事業を紹介したポスター

# おおた 区報

No.1395 平成26(2014)年  
10月11日号  
発行：11・21日発行

地域力・国際都市 おおた  
発行：大田区 編集：広報課  
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14  
☎ 5744-1111(代) ☎ 5744-1503  
http://www.city.ota.tokyo.jp/  
http://www.city.ota.tokyo.jp/mobile/  
https://twitter.com/city\_ota

## 18色の緑づくり

※地図上の地区名は、各特別出張管内の地区名で、花はその地区の「地域の花」です。

### 地域の花を育てましょう

「18色の緑づくり」は、18の地区(各特別出張所)ごとに選ばれた「地域の花」を、皆さんに育てていただく活動です。玄関前や店先など、多くの人から見える場所で同じ花を育てることで、地区ごとに特色ある景観をつくり、地域の輪を広げることがめざされています。

区が開催する講習会を活用するなどして、ぜひこの活動にご参加ください。

### 18色の緑づくり支援「ガーデニング教室」

#### 地域の花で楽しむ 思い思いの緑づくり

初心者から上級者まで、地域の花を活かし、宿根草を取り入れたガーデニングの秘けつをお伝えします。

詳細はお問い合わせいただくか区のホームページをご覧ください。

●講師 小黒 晃  
テレビや園芸雑誌などで植物の魅力を紹介している草花の栽培の第一人者

11月15日(土) 午前9時45分～11時30分  
アプリコ展示室(午前9時30分開場)

園区内在住の方 抽選で100名

環境保全課環境推進担当(〒144-8621 大田区役所)へ往復はがき(※「ガーデニング教室」希望 ※〒住所 ※氏名(ふりがな) ※年齢 ※電話番号を明記)。区のホームページからも申し込みます。10月24日必着。

環境保全課環境推進担当 ☎5744-1365 ☎5744-1532

### 道行く人に笑顔を届ける「おおた花街道」

「おおた花街道」とは、地域の方々や区と連携して、区が管理している駅前や花壇や道路の植樹帯などに花を植え、育てる活動です。花とみどりにあふれた魅力あるまちをめざして、現在区内7か所で活動しています。



出雲市駅前商店街

大崎1駅前広場

#### 花でまちを元気に

田園調布商店街振興料合 理事長 橋本浩平さん



田園調布駅前、商店街を中心に地域や企業の皆さんとともに取り組んでいます。道沿いに季節の花を植えるようになって、まちが明るくなりごみのポイ捨てが少なくなりました。この活動で、まちを美しくするだけでなく、人と人とのつながりも広げ、地域全体の活性化にもつなげていきたいですね。

園都市基盤管理課道路・河川・公園管理担当 ☎5744-1307 ☎5744-1527

### 10月は都市緑化月間

## みどりでつながるまちづくり

地域のみどりを守り育てることを、潤いとやすらぎのあるまちをつくることにも、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題の解決にもつながります。都市緑化月間を機に、みどりの大切さを見つめ直し、地域の方でみどりの輪を広げていきましょう。



▲多摩川畔地にあるマリゴールド(六郷地区) 西六郷町会の方が育てた地域の花です。

### 守り、つくり、育む 地域力を活かして、みどりあふれるまちに



地域の方やNPO団体と協働し、大森南園場や南久が原園場で花苗の育成を行っています。また、平和の森公園展示室「みどりの緑創」(左写真)では、自然と親しむ親子向けのイベントや花とみどりに関する講座などを開催しています。

園都市基盤管理課計画調整担当 ☎5744-1304 ☎5744-1527

### みんなで作った「まちの緑の図」

自治会・町会、商店街などの協力で実施した「まちの緑アンケート」をもとに、特別出張所管内の地区ごとに特徴ある木や花の地図を作りました。特別出張所や区のホームページでご覧になれます。



園まちづくり管理課まちづくり企画担当 ☎5744-1303 ☎5744-1530



18色の緑づくりの「地域アドバイザー」として、NPO法人 大田・花とみどりのまちづくりの園芸経験豊富なスタッフが、花の特性や種から育てる方法、注意点などについて助言を行うなど、地域ごとに講習を行っている

(左上：羽田地区、右上：蒲田東地区、左下：大森西地区、右下：池上地区)

をキーワードとする4つの基本方針が出されました。「地域力」＝「みんなでみどりを育てましょう」ということで、これを具体化したものの1つが「18色の緑づくり」ですが、そもそもは、区にある18の特別出張所ごとにシンボリックな花を決めて、緑づくりを進めたらどうかとの意見から企画され、平成26年度より環境清掃部の事業としてスタートしました。結果として、全部の地区から申し込みをいただきました。

## (2) 行政の対応

Q 行政主導の協働というと、苗や種を配ったり、こういうメニューを用意したから、やってください、協力してくださいという、ある意味、決まった形があるものが多いと思いますが、そうでないところが非常に面白いと思いますが…

A プランターや土や種といったモノだけを用意するハード部分のお手伝いを行政が行うだけでは、上手くいかないと考え、活動していただける方々の所へ、出前出張して、「こういうやり方をするとできますよ」といったようなソフト部分を重視しました。

この結果、事業を開始した直後から順次、各特別出張所で自治会・町会の方々に出張説明を行い

## 特集 まちなかの特色ある緑化



18色の緑づくりの一環として、「おおた住まいづくりフェア」でもチューリップの球根の植え付けと寄せ植え体験コーナーなどが設けられ、事業をPR。多くの参加者で賑わった

大田区 地域力・国際都市 おおた | 音声読み上げ・文字拡大 | Multilingual (English・中文・한국어) | トップページ | サイトマップ

生活情報 | よくある手続き | 施設案内・予約 | 区政情報 | よくある質問

現在のページ | 大田区ホームページ | 蒲田地域 | 六郷特別出張所(六郷地域力推進センター内) | できごと | 「18色の緑づくり」による笑顔あふれるまちづくりに向けて

六郷特別出張所 | 蒲田地域

「18色の緑づくり」による笑顔あふれるまちづくりに向けて

いいね! 0 ツイート 更新日: 2015年1月5日

大田区では今年4月から、「18色の緑づくり支援事業」を行っています。  
 区内18か所にある特別出張所エリアごとに「地域の花」を選定し、  
 地域の連携・協働の象徴として、地域による「緑のまちづくり」を実現するための取り組みを支援する事業です。

六郷地区では、地域力推進六郷地区委員会の環境美化分科会において、  
 地域の花として春は「さくら草」、秋は「マリーゴールド」を選定しました。  
 各地域の皆様のご協力のもと、花と緑で笑顔にあふれるまちづくりを目指します。  
 なお、今後の活動の様子や花の育成状況については、随時ホームページでご紹介してまいります。



分科会にて多摩川土手に植栽を行いました。



地域の皆様の協力にて咲いています。



六郷地域力推進センターのマリーゴールド

大田区のホームページでの紹介



18色の緑づくりによるさまざまな緑化

「地域の花」も参加者を中心に、順次決まってきました。

Q 行政の事業説明というよりは、行政が区民の中に入って行って、協働していくことはとても珍しいと思いますが、行政として他にしていることはありますか？

A 区では、他の地域の取り組み状況やその成果をより多くの人に見ていただこうと、区役所でパネル展を開催しています。また、特別出張所ごとのホームページで適宜取り組みを紹介しています。さらに、参考になる講演会や地区ごとの育成講習会なども行っています。

みどりの計画は、まちづくり推進部が中心となって進めていますが、特別出張所との対応や事業の推進は環境清掃部となります。今回の成果は、緑の関連部署と地域と日常的なつながりがあり、もっとも区民に近い18の特別出張所が連携して進められたことが、結果的には良かったと思っています。

Q 街路樹のアダプト制度をはじめ、民有地の緑化や公有地の緑化ボランティアなど、行政と区民の緑化において、イベントとして一時的にやるものを除いては、協定などを結ぶのが一般的だと思いますが、ある意味ゆるゆるなものも画期的ですね。ただ、そういうものだと事業や予算的に取り扱いが難しくなったりすることはありますか？

A そういったしほりがないのもこの取り組みの特徴です。

「グリーンプランおおた」は「緑の基本計画」でありながら、具体的なところまで踏み込んでおり、そこに示された計画の実行や予算の確保に対しても比較的的理解が得やすいと考えています。

逆に、お金さえ出せば上手くいくというものではありません。年度ごとの評価をきちんと実施し、どこに問題があるかをチェックして、次に活かすようにしています。

### (3) 成果

Q 事業を行って、予想よりも反応がよく、1年で全部の出張所が参加するほど、好評だったといえると思いますが、行政の成果としてはどうお考えですか？

A 例えば、行政が行う開発行為による緑地は、結果がすぐに出るものではなく、どの程度地域に役立っているかなどを評価するのは難しいと思います。

18色の緑づくりが好評というか、この事業が受け入れられた要因は、誰でも参加しやすい花を取り扱ったものであったことと、区のアイデアではあるものの地域の方が主体的にいろいろできるということで、広く受け入れられたのではないかと考えています。

アンケートなども適宜実施していますが、「自分たちで決めて実施できることがいい」という回答が多く見られ、地域力を活かし、区民の方々が関わりあうという成果が出ていると思います。

区民が公園管理等に携わる「ふれあいパーク活動」や歩道の植樹帯等の管理を行う「おおた花街道」などの活動に参加していた人たちも18色の緑づくりに参加するなど、どんどん参加者の輪が広がっています。



また、当初は花を植える場所は公園くらいしかないのではと思っていましたが、学校や公共施設など、いろいろなところで緑づくりが行われるようになりました。いろいろな人たちがかわりやすいということが、この事業の良かったところだと思います。

当初、「18色の緑づくり」は、地域力を活かした地域の緑づくりを主眼にスタートしましたが、徐々に参加者個々の取り組みにも普及していきました。緑の基本計画「グリーンプラン」では、区内の緑被率を1%増やすため、一人一人が1㎡ずつ緑を増やす施策として「1㎡の緑づくり」があります。今回の成果から、この2つの施策を1つの施策にしようとの案もでてきており、これも今回の成果の一つと言えるかもしれません。

いろいろな場所で緑づくりの取り組みがされています  
各種写真提供：NPO法人 大田・花とみどりのまちづくり

#### (4) 課題・展望

Q いろいろと今後の展開も期待できそうですが、予算は単年度ですか？予算を含めて、事業の継続などの課題などはありますか？

A 予算は単年度です。まだ2年目のよちよち歩きで、永続的な事業としていけるかが課題です。その中で参加者の変化に合わせていくことが大切だと考えています。

地域の花といっても、1つだけに限らず、別の花に変えていくなど、今後は自由に決めていければと思っています。実際の取り組みでも、大きくなり過ぎるヒマワリはその後の扱いに困ることになって、小さいものにならなくなってきています。これは単に花選びですが、目的が大事で、そのための方法は変わっていいと思います。

ただ、参加している方々に働き盛りの人が少ないので、こうした方々も楽しんで参加できるような取り組みが今後考えられるといいと思います。押し付けてやるものではないので、何かいい方法はないものかと思案しています。

Q 最後にこの事業に関連した展望などがあればお聞かせください。

A 地域や公共の緑が増えたら、個人の緑も増えたという話ですが、パブリック緑化とパーソナル緑化は、双方が連携して進めることが大切だと思っています。

区では、身近なみどりに興味を持ってもらうため、18の特別出張所ごとに「まちの緑の図」を作成しています。緑に関心を持つ人が増えると、緑の量も質も充実してきます。地域の人が地域に関心を持つと、地域がより充実してきます。

例えば、「あそこのサクラがなくなってしまった」「◎◎町会には素晴らしいヒノキがある」など、緑に関する声が聞こえてくるようになり、その情報を「まちの緑の図」に反映させることで、さらに緑に関心を持ってもらえば、地域全体が良くなっていくと考えています。

区民の方々は、緑被率何%などはあまり意識していませんし、区の事業目的を最優先に考えているわけではありません。前述のアンケートでは「楽しい」という回答が多く、こうしたことが「1㎡の緑づくり」につながり、結果として緑被率などに現れてくるのだと思います。同じアンケートでも、区役所に来られた一般の方と「18色」に参加している方の「緑の基本計画を知っていますか」の回答は明らかに違いがあります。こうしたことは目に見えて分かるものではありませんが、徐々に区民に浸透し、気がつくともちが花と緑でいっぱいになってきれいで、それを育むコミュニティができていくというようになればいいと思います。

また、特別出張所からは環境清掃部がフォローしてくれる取り組みなのでやりやすいとの評価を

大田区取材後記 2016(平成28)年12月1日

ヒアリングをした平成27年12月は、民放のテレビドラマで「下町ロケット」が放送されており、多数のメディアでも取り上げられ話題となっていました。そのドラマの舞台となった場所が、大田区です。「18色の緑づくり」が行政の予想を上回る速さで浸透した背景には、地域とのつながりを大切にする大田区の「下町らしさ」が根底にあるのではないのでしょうか。

また、18の地区ごとに花を選ぶというシンプルでわかりやすいスタイルは地域に受け入れられやすく、花の種類は1種に限らず変更も可能というような行政の柔軟な対応が、活動をする区民の楽しさややりがいを後押ししていると感じました。

### 3. 浅草 みちびき花の商店街を歩く

みちびき花の辻商店街振興組合に聞く

#### 【 概 要 】

名 称	みちびき花の辻商店街（東京都台東区浅草 店舗数約 60 店舗 平成 19 年 11 月設立）
所 管	みちびき花の辻商店街（当初：（公財）東京都公園協会「まちなか緑化」として実施）
開 始 年 度	平成 18 年度
対 象	みちびき花の辻商店街
予 算	現在の維持管理は商店街や個々の自主的な財源のみ
お聞きした方	みちびき花の辻商店街振興組合理事長 辻村 勇 みちびき花の辻商店街振興組合常務理事 女性部長 若林千代子 みちびき花の辻商店街振興組合常務理事 永田晴久

#### （1）事業の発端

Q 今回、民有地の緑化として、モデル事業に選ばれた事例があるとのことで、お話しを聞かせていただきに参りましたが、事業を行う前の商店街はどのような状況だったのですか？

A 「浅草寺」は、東京の代表的な観光スポットですが、商店街はこの北側の「観音裏」で、花街と



お休み処 茶房「花の辻」でのヒアリング  
(左から、永田晴久さん、若林千代子さん、辻村勇さん)



商店街は落ち着いた雰囲気、数箇所に「お休み処」が設けられており、絶好の写真スポットになっている

して栄え、芸者衆の稽古場である「見番」が今も残る風情のあるお店が点在する地域です。商店街では、「お休み処」を設け、投句箱を設置するなどの取り組みを行っていましたが、以前はなかなか道一本隔てた浅草寺からの観光客を呼び込めずにいました。

Q モデル事業を機に変化があったということですか？

A 公益財団法人東京都公園協会の平成20年～22年度の「まちなか緑化」モデル事業に選んでいただき、緑の動線を配置して賑わいをつなげるため、実施期間内に合計17箇所を緑化したのが、本格的な緑化のはじまりです。このモデル事業で約800万円の助成を得、平成21年度の財団法人都市緑化基金（現・都市緑化機構）の「緑の環境デザイン賞」での「国土交通大臣賞」として賞金約800万円をいただき、ハードの整備に充当してきました。

## （2）行政などの対応

Q モデル事業を含め、どのような取り組みをこれまでされてきたのですか？

A 「まちなか緑化」モデル事業として、東京都公園協会の協力を得た推進プログラムに基づき、チームネットの甲斐さんなどに来ていただき、平成20年4月に40人ほどが集まり緑陰や修景などの緑



（公財）東京都公園協会の「まちなか緑化活動支援事業」の助成で実施された地域のみどり（「見番」入口）

## 特集 まちなかの特色ある緑化



藤棚と黒色のプランターを使った統一的なデザインで落ち着いた空間となっている店舗前（店舗の看板は、夜間は照明が灯り、イベント時は可動式のプランターとして、会場に移動して、彩を添えるなど、多目的に利用できる）

化効果を知る機会を設け、5月に個々の想いを発表するなどのワークショップを実施、6月に個々から全体をつなげたイメージの共有化を図りました。

そして、11月に商店街のシンボリックな柳通りの「見番」と「お休み処」をまちなか緑化として整備しました。地域の公共的な場所を緑化することで、花と緑によるまちづくりのイメージが確認でき、個々の店舗につなげていくことができました。

平成21年度は、商店街の入口となる2店舗でまちなか緑化の施工を行い、「緑の環境デザイン賞」の賞金で柳通りの拠点となる2店舗の整備と、可動型プランターによる8店舗での緑を活かした店前の顔づくりをして、平成22年度は、商店街のもう一つの軸である富士通りの整備と拠点整備の充実を目的として3カ所のまちなか緑化の施工を行いました。

### （3）成果

Q 観光スポットやまちづくりの好事例として、いろいろなところに紹介され、地域の歴史や文化を踏まえ、店舗前も藤棚と黒色のプランターを使った統一的なデザインになっており、昼だけでなく、夜も落ち着いたあるしっとりとした景観など、大変評価が高いですが、緑化の成果はいかがですか？

A 懸案だった仲見世の賑わいを引き込むこともでき、人力車やコミュニティバスのコースにもなる



浅草 みちびき花の商店街の取り組みは、観光ガイドやまちづくりの事例など、さまざまな形で紹介されている

ようになり、「見番」や「お休み処」は、緑が背景になった記念撮影スポットにもなっています。狭い場所でも緑化は可能で、暑い夏に涼しさを感じられたり、実際に植物の効果で温度が下がったり、店内への直射日光を遮るなど、緑化によって節電効果や商店街の快適性にもつながっているとします。

Q いろいろなイベントも実施されているようですが。

A 5月の「植木市」での野点や、7月の「みちびきまつり」など、伝統的な催事のほか、さまざまなイベントを実施し、緑化した空間と相乗効果を上げ、多くの人で商店街が賑わっています。

「見番」に設置したプランターは、可動式の台座を置けるようになっており、イベント時にはステージとして活用でき、普段は店舗前に置いている可動型プランターもイベント時は会場に集まり、花の彩を添えています。

そのほか、平成20年、21年は、東京藝術大学とのコラボレーションで、アートを通じた芸大生と地域が協力し、彫刻を制作する「時空の街」展を開催。金メダリストの北島康介さんや浜口京子

## 特集 まちなかの特色ある緑化

さんの記念植樹、毎年、12月には力士が十数名訪れる盛大なイベントが行われるなど、いろいろな企画が実施されるようになり、いろいろな取り組みの成果で、石原慎太郎東京都知事から感謝状もいただきました。

### (4) 課題・展望

Q みちびき花の辻商店街としては、その準備段階も含めて10年くらい活動されてこれたと思いますが、何か課題などはありますか？

A 当初は試行錯誤でいろいろ手がけ、モデル事業を機に商店街助成金や賞金で、当初のハード整備ができました。しかし、その後の維持管理は、基本的に個々の店舗や個人の努力になり、緑のお世話が好きな人と、そうでない人との差が出てきてしまいます。水遣りも表面を濡らすだけではダメで、バケツ10杯くらいは入れないとダメなのに、なかなかそうしたことが伝わらずに枯れてしまうものもあります。それだけでなく、花や実がもぎ取られたり、鉢ごと、しかもいいものから盗まれてしまったり、子どもたちの参加も検討していたところ、土をいじると破傷風になるとの声から実現できなかったり、良識や認識がきちんと得られていないこともあります。若い人は植物への関心が低いように思いますが、植物は人の手間を裏切らず、とても楽しいものです。植物や自然にもう少し理解を示し、若い人が活動に参加してくれるといいのですが、若い人ほどそういった時間もないのが現状のようです。

Q 個人やお店などの都合、さらには緑に対する関心や興味など、取組みが10年近くになるとそうした差が顕著になるのだとお話しを聞いて思いました。また、花や緑が好きで集まった団体や取組みと、商店街という地域がベースになっているところも、単なる花や緑の取組みと違うのだと思いましたが、予算など費用面での問題などはいかがですか？

A モデル事業や賞金で整備した後は、行政の制度や予算での措置もなく、商店街でといわれていますが、肥料などの材料費だけでも助成していただくと助かります。皆さん自分のところをやるのも精一杯で、逆にやり過ぎると、変に目立ってしまうようなこともあります。関わる人が増えてく



左上が「見番」。周辺も街路樹のヤナギが風情を醸し出す。  
お休み処 茶房「花の辻」は多目的スペースとして活用できる。

るのはいいことですが、その分、いろいろな意見に分かれてしまうことも多くなります。

そうした意見調整に必要な時間、労力も多く必要になりますし、維持管理にはお金が掛かるので、共有している施設の有料利用を積極的に行うなどの取り組みを行っています。

Q 関わる人の気持ち、実際の行動、お金などの差をどうやって無くすが、小さくするか、補うかといったことが必要なのかもしれませんが、現在何か考えていることはありますか？

A 当初、助成や賞金で弾みがついたからこそ、人力車も通るようになったり、その成果は多大と言えますが、自発的な維持管理には限界があり、せっかく整備したものでも、汚くなってしまったものは撤去しないと見苦しくなります。

大きくやらず、気の合う人と楽しくやるというと消極的ですが、現在、商店街の緑を支えてくれているのは、誰かがやらなければとの思いで協力してくれている方々です。もう少し、皆でやる気になる、地域全体で足並みを揃えた緑化レベルの維持・発展ができるような好循環、仕組みが行政の制度などを考えていかなければならないと思っています。

加えて、世の中全体がバラバラになり、地域や他の人に無関心になっているような気もします。緑があつてきれいだなんて思える心の余裕が世の中に広がれば、緑も人もつながっていくように思います。最近では、浅草寺にも緑が増え、景勝地は緑があるから絵になる景観になっていたりします。

いろいろと考えるところも多いですが、より良い環境を次代に残していけたらと思っています。



まちなか緑化で整備されたプランターや藤棚は、みどりの景観として毎年成長するものもあれば、枯れてなくなってしまうものもあり、管理の課題もある。

みちびき花の商店街取材後記 2016(平成28)年11月22日

今回見番を取材させて頂き維持管理の難しさを痛感致しました。維持管理には地域の協力と行政のタイアップが不可欠であることは言うまでもないのですが、自分の持ち場でない箇所においても中心スタッフの日々の絶え間ない努力があったのです。今後次世代に受け継がれる見番は緑に興味がある人たちの減少により絶えて行ってしまうのが課題になっていましたが、私達も緑に携わる者としてどこかで何らかの形で応援していくことが出来れば、と思いました。



# 會員名簿

会員 住所 電話番号簿 (地区、郵便番号順)

会員名称	〒	住所	TEL	FAX
<b>■千代田区</b>				
(株)富士植木	102-0074	千代田区九段南 4-1-9	03-3265-6731	03-3265-3031
日産緑化(株)	101-0047	千代田区内神田 3-16-9	03-3256-4031	03-3254-5773
<b>■中央区</b>				
イビデングリーンテック(株)	103-0002	中央区日本橋馬喰町 1-145 日本橋Kビル3階	03-5847-8370	03-5847-8380
(株)ケイミックス	104-0031	中央区京橋 2-5-7 日土地京橋ビル	03-3566-3707	03-3566-3722
<b>■港区</b>				
(株)日比谷アメニス	108-0073	港区三田 4-7-27	03-3453-2409	03-3453-1359
<b>■新宿区</b>				
武蔵野造園土木(株)	160-0023	新宿区西新宿 3-7-26-309	03-3342-5614	03-3342-5619
<b>■文京区</b>				
音羽建物(株)	112-0014	文京区関口 2-11-31	03-3947-1151	03-3947-1260
浅川造園土木(株)	113-0033	文京区本郷 1-31-11	03-3811-8032	03-3811-8560
<b>■台東区</b>				
(株)理研グリーン	110-8520	台東区東上野 4-8-1 TIXTOWER UENO8 階	03-6802-8903	03-6802-8953
東友緑化(株)	111-0041	台東区元浅草 3-20-4	03-3844-3227	03-3844-3224
<b>■墨田区</b>				
(株)柳島寿々喜園	130-0002	墨田区業平 5-12-16	03-3625-7428	03-3625-2921
(株)増田造園	131-0041	墨田区八広 6-19-6	03-3610-1531	03-3616-6581
京成バラ園芸(株)	131-0045	墨田区押上 1-12-1	03-3625-7851	03-3625-7859
<b>■江東区</b>				
(株)ランデック	135-0041	江東区冬木 6-25	03-3642-0481	03-3642-9590
(株)ノザワ	135-0042	江東区木場 5-12-7	03-3641-5151	03-3630-3903
天龍造園建設(株)東京支店	135-0016	江東区東陽 3-11-7	03-6272-5381	03-3615-1071
(株)森岡	136-0071	江東区亀戸 1-5-12	03-3637-2350	03-3682-8484
<b>■品川区</b>				
西村造園土木(株)	140-0015	品川区西大井 4-4-2	03-3777-1788	03-3777-1798
東急グリーンシステム(株)	142-0041	品川区戸越 5-9-7	03-3787-4109	03-3787-1069
<b>■目黒区</b>				
(株)オーシャン	158-0081	目黒区鷹番 2-14-15	03-3793-8880	03-3793-8827
(株)西花園	152-0002	目黒区本町 4-14-17	03-5722-4128	03-5722-2811
(株)西花園	153-0051	目黒区上目黒 4-33-21	03-3719-8448	03-3719-0676
<b>■大田区</b>				
藤東造園建設(株)	143-0015	大田区大森西 1-19-15	03-3766-2321	03-3766-2380
大森造園建設(株)	143-0024	大田区中央 8-7-17	03-3754-4128	03-3754-9800
(株)第一造園	145-0062	大田区北千束 2-18-7	03-3726-4381	03-3727-6744
(株)錦花園	145-0066	大田区南雪谷 1-6-13	03-3728-4616	03-3728-0406
<b>■世田谷区</b>				
(株)野沢園	154-0003	世田谷区野沢 3-29-23	03-3424-5001	03-3418-7621
(株)蛭田植物園	155-0031	世田谷区北沢 5-1-4	03-3469-3569	03-3469-3854
緑進造園(株)	156-0042	世田谷区羽根木 1-18-3	03-3322-5090	03-3325-8590
蘆花園植木(株)	156-0056	世田谷区八幡山 2-18-1	03-3302-7175	03-3302-7179
(株)岡野造園	157-0063	世田谷区粕谷 2-5-8	03-3303-3703	03-3304-0702
第一緑興(株)	157-0063	世田谷区粕谷 3-9-5	03-3307-0721	03-3307-0774

会員名称	〒	住所	TEL	FAX
<b>■世田谷区</b>				
(株)小川植木	157-0074	世田谷区大蔵 5-3-2	03-3417-0029	03-3416-5340
(株)岩城	158-0081	世田谷区深沢 8-7-13	03-3703-0081	03-5758-2386
(株)石勝エクステリア	158-0094	世田谷区玉川 2-2-1	03-3709-5591	03-3709-5857
(株)吉村造園	158-0095	世田谷区瀬田 5-4-3	03-3700-1250	03-3707-6309
<b>■渋谷区</b>				
朝日造園(株)	150-0001	渋谷区神宮前 6-32-5	03-3400-5473	03-3400-4278
東光園緑化(株)	150-0022	渋谷区恵比寿南 3-7-5	03-3719-4611	03-3793-1852
加勢造園(株)	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷 3-61-5	03-3404-7781	03-3404-2439
<b>■中野区</b>				
住友林業緑化(株)	164-0011	中野区中央 1-38-1 住友中野坂上ビル 9階	03-6832-2202	03-6832-2212
(株)飛鳥	165-0034	中野区大和町 1-15-3	03-5373-1700	03-5373-1703
(株)大澤造園土木	164-0002	中野区上高田 1-1-1	03-3368-0544	03-3368-0422
(株)創研ガーデン	164-0013	中野区弥生町 4-1-14	03-3383-2431	03-3380-2278
<b>■杉並区</b>				
(株)昭和造園	168-0063	杉並区和泉 4-42-33	03-3315-9796	03-3315-9750
(株)大場造園	168-0064	杉並区永福 2-47-12	03-3325-5151	03-3325-5329
(株)勇和造園	168-0065	杉並区浜田山 3-6-20	03-3313-8791	03-3312-5177
箱根植木(株)	168-0074	杉並区上高井戸 3-5-15	03-3303-2211	03-3303-2273
東武緑地(株)	167-0032	杉並区天沼 3-5-4	03-6915-1135	03-6915-1471
<b>■豊島区</b>				
西武造園(株)	171-0051	豊島区长崎 5-1-34 東長崎西武ビル 3階	03-5926-5300	03-5926-5353
(株)武蔵野種苗園	171-0022	豊島区南池袋 1-26-10	03-3986-0711	03-3590-2874
<b>■荒川区</b>				
岩田造園土木(株)	116-0014	荒川区東日暮里 6-26-12	03-3802-3811	03-3805-9361
総合造園(株)	116-0013	荒川区西日暮里 2-40-14 メゾンアンフィニ	03-3807-3001	03-3807-3350
<b>■板橋区</b>				
(株)杉山造園建設	173-0012	板橋区大和町 3-11	03-3961-6449	03-3961-6260
(株)池田園	175-0092	板橋区赤塚 5-34-33	03-3930-0210	03-3930-0344
<b>■練馬区</b>				
アゴラ造園(株)	179-0075	練馬区高松 6-2-18	03-3997-2108	03-3997-2252
(株)アオイ造園	177-0051	練馬区関町北 1-3-1	03-3920-6654	03-5991-4373
(株)西部緑化	177-0043	練馬区上石神井南町 13-11	03-5927-4800	03-5927-4801
(株)豊和緑地	179-0074	練馬区春日町 1-18-1	03-3999-7465	03-3999-5421
<b>■足立区</b>				
(株)富士造園	121-0074	足立区西加平 2-2-34	03-3885-1100	03-3885-1166
(株)前島植物園 東京支店	121-0801	足立区東伊興 2-17-8	03-3897-4800	03-3897-4807
大洋造園土木(株)	120-0005	足立区綾瀬 4-9-5	03-3606-7352	03-3629-0558
<b>■葛飾区</b>				
(株)桂造園	125-0061	葛飾区亀有 3-33-2 田中屋ビル 3階	03-3690-2690	03-3690-2694
東洋グリーン産業(株)	125-0061	葛飾区亀有 3-3-11	03-3690-3351	03-3690-3710
<b>■江戸川区</b>				
(株)稲亀緑花	133-0073	江戸川区鹿骨 1-20-6	03-3670-5206	03-3670-5273

会員名称	〒	住所	TEL	FAX
■江戸川区				
(株)伍楽園	133-0073	江戸川区鹿骨 2-21-2	03-3670-8898	03-3670-8940
(株)松樹園	134-0084	江戸川区東葛西 7-20-23	03-3688-2002	03-3878-7722
(株)大國屋園藝場	134-0091	江戸川区船堀 7-5-15	03-5675-1188	03-5675-1168
■八王子市				
植小(株)	192-0902	八王子市上野町 15-5	042-622-4796	042-623-0017
■立川市				
関東緑花(株)	190-0003	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101	042-529-9233
■三鷹市				
東和ランドテック(株)	181-0002	三鷹市牟礼 5-11-1	0422-46-3232	0422-71-6972
■青梅市				
(株)東山園	198-0004	青梅市根ヶ布 1-476	0428-22-2456	0428-22-1450
■府中市				
(株)府中植木	183-0005	府中市若松町 4-13-1	042-361-6326	042-361-6359
(株)宮光園	183-0011	府中市白糸台 1-3-12	042-361-6415	042-361-0283
(株)キャピタルグリーン	183-0004	府中市紅葉丘 1-29-17	042-335-0978	042-335-6959
■昭島市				
(株)指田園	196-0004	昭島市緑町 1-3-13	042-544-5511	042-546-0845
■調布市				
(株)小牧造園	182-0011	調布市深大寺北町 6-14-8	042-482-5419	042-484-4617
(株)富沢造園	182-0012	調布市深大寺東町 4-30-16	042-483-4315	042-483-4319
(株)深光園	182-0017	調布市深大寺元町 4-4-5	042-482-2656	042-488-4422
■小平市				
(株)東京緑花	187-0032	小平市小川町 1-135	042-343-6026	042-344-0979
■日野市				
(株)百草造園	191-0034	日野市落川 96	042-591-0482	042-593-5588
■国分寺市				
鈴木造園(株)	185-0034	国分寺市光町 1-33-5	042-572-3310	042-572-3384
■西東京市				
(株)保谷園	202-0013	西東京市中町 3-2-6	042-421-6803	042-424-1525
■東久留米市				
(株)根本造園	203-0031	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142	042-465-3549
(株)神明園	203-0052	東久留米市幸町 3-11-15	042-471-0736	042-473-0020
松村園芸(株)	203-0052	東久留米市幸町 3-4-2	042-471-1168	042-475-5678
■多摩市				
(株)多摩ニュータウンサービス	206-0033	多摩市落合 6-15-6	042-371-1831	042-376-7441
■町田市				
(株)東京総合造園	194-0014	町田市高ヶ坂 6-17-37	042-721-2711	042-721-2722
■あきる野市				
(株)高木造園	197-0823	あきる野市野辺 399-7	042-559-3803	042-559-8110
■大島町				
(株)宝来左松島	100-0211	大島町差木地 4	04992-4-0621	04992-4-0621

平成 28 年 3 月末現在 88 社

## あとがき

本白書は、昭和 57 年に第 1 刊を発行して以来、今回で 34 刊目を迎えました。

東京都の緑化動向調査は、今回で 35 回目となり、東京都内での緑化事業の動向を知る上で、貴重な基礎データとなっております。昨年度版より、緑化行政や制度そして公共緑化への考え方の変遷により、より時代に即した客観的な記録を残すため、新たな視点を調査に加えて充実を図っております。

一方、もう一つの柱である「特集」につきましては、民有地緑化を取り上げました。東京都が 5 年ごとに調査を実施している「みどり率」は、平成 25 年の調査において平成 20 年と比較すると、都全体では 0.2% 減少しておりますが、区部では反対に 0.2% 増加しています。これは、屋上緑化を含めた民有地開発での緑化義務や、都市計画の施策の中の公開空地活用等が大きく寄与しているものと思われます。

振り返れば、昭和 59 年市街地の緑を 2 倍に増やす「緑の倍增計画」を支援するため、昭和 60 年に（財）東京都公園協会内に「東京都都市緑化基金」が設立され、今年で 30 周年を迎えます。

この基金を活用した民有地への緑化助成事業は、「街かど緑化支援」「花壇・庭づくり活動支援」「界わい緑化推進プログラム」があり、まちなか緑化もこの支援事業の 1 つであります。社会変遷とともに、自ら行う民有地緑化に関しては人材・資金・管理の面で十分とは言えず、今後、活性化が求められています。

公共的な公園や街路樹等の緑は、少しずつ増え続けていますが、逆に多くの民有地の緑が減少している状況では、東京の自然・環境の再生はこれからでしょう。民有地緑化や保全の意義が一層高まり、大きな役割を果たすことを願ってやみません。

末筆ではございますが、本白書の刊行及び特集に際し多大なるご支援・ご協力を頂きました東京都関係部局並びに公益財団法人東京都公園協会、アンケートにご協力頂きました区市町の各ご担当者様をはじめ、あきる野市「オープンガーデン事業」、大田区「18 色の緑づくり」、浅草「みちびき花の辻商店街」にて取材に御協力を頂きました各ご担当者様に厚く御礼を申し上げます。

また、お忙しい中、「特集」にご寄稿頂きました、(株)チームネット代表取締役甲斐徹郎様ほか多くの関係者のご協力に、心より感謝・御礼を申し上げます。

一般社団法人 東京都造園緑化業協会

広報委員長 松村 一

<編集委員>

広報委員会

委員長 松村 一  
副委員長 山下 得男 (白書担当)  
田中 英樹

広報委員 飯野 桂子  
櫻井 英樹  
篠 正一  
萩生田尚樹  
平松 健一  
徳原 祥普  
専務理事 大塚 高雄

東京都都市緑化基金とは――

平成 28 年 3 月 31 日

民間の寄付金と東京都の出損金を積み立て、その運用益で民有地の緑化を進めるため、緑化助成や普及啓発の事業を行うことを目的に、東京都公園協会に設置され、同協会が運用に当たっています。

現在も基金積み増しのための募金を行っています。寄付のお申込みや助成のお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒 160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1  
東京都健康プラザハイジア 9・10 階  
(公財) 東京都公園協会公園事業部公益事業推進課  
TEL:03-3232-3099

東京都緑化白書 PART34 (平成 27 年度版)

編集・発行 (一社) 東京都造園緑化業協会  
〒 150-0041

東京都渋谷区神南 1-20-11  
造園会館 8 階

URL:<http://www.tmla.or.jp>

TEL:03-3462-2858

FAX:03-3462-2805

この白書の制作にあたっては  
東京都都市緑化基金から助成を受けております

